金融庁の1年

(平成23事務年度版)

平成 24 年 10 月

金融广

はじめに

金融庁は、我が国の金融の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等の保護を図るとともに、公正・透明な市場の構築を任務として、透明かつ公正な行政の実施に努めています。

平成23事務年度(23年7月~24年6月)においては、東日本大震災後の我が国経済・社会の現状を踏まえ、①本格的な復興に向け、前事務年度に引き続き、金融機能の維持等に万全を期すとともに、被災地における二重債務問題への対応も行いました。また、②我が国経済に活力を取り戻すための成長マネーの供給拡大策、中小企業金融円滑化法の最終延長やこれを踏まえた中小企業の経営支援のための取組みについて検討を進めました。さらに、③国際的にも、世界的な金融危機の再発防止に向けた金融規制改革の議論に積極的に参加しました。

昨事務年度の東日本大震災への対応としては、金融機関に金融機能強化法の震災特例の積極的な活用を引き続き促すとともに、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定・運用の支援、被災企業の資本充実策の一環としての資本性借入金の要件明確化など、新たな施策にも取り組みました。

また、「日本再生の基本戦略」(23 年 12 月 24 日閣議決定)において示された基本的考え方に沿い、新たな資金循環による金融資本市場の活性化のための取組みとして、休眠預金の活用、総合取引所の実現などについて検討を進めました。さらに、中小企業金融円滑化法について最終延長を決定し、これを踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージを策定しました。これらの施策は、「日本再生戦略」(24 年 7 月 31 日閣議決定)に盛り込まれています。

国際的には、G20 首脳会合や FSB (金融安定理事会)等において、金融規制改革の議論が進められており、システム上重要な金融機関 (SIFIs)の特定など、重要な進展がありました。現在、システム上重要な金融機関に対する政策枠組みについて更なる検討が続けられているほか、シャドー・バンキングに対する規制・監督のあり方についての検討も進められているところです。

本冊子「金融庁の1年」は、こうした金融庁の23事務年度における様々な取組みを、制度の企画立案・検査・監督の各般にわたって取りまとめたものです。本冊子が、国民の皆さんにとって、金融庁並びに金融行政に対する理解を深めていただくきっかけとなれば幸いです。

平成 24 年 10 月

金融担当大臣

中塚一宏

本冊子の記載内容について

- 1. 本冊子は、平成 23 年 7 月 1 日から 24 年 6 月 30 日までの金融庁の活動について記載しています。
- 2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途 その活動状況を取りまとめており(「証券取引等監視員会の活動状況」及び「公 認会計士・監査審査会の活動状況」参照)、本冊子には記載していません。

本編 • 目次

はじめに	
第1部 金融庁の組織及び行政運営	
第1章 金融庁の組織	
第1節 金融庁の組織	
I 概要 ······	
Ⅱ 特命担当大臣 ······	
Ⅲ 所掌事務 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV 組織編成の特徴 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第2節 平成24年度の体制整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
第2章 金融庁の行政運営	
第1節 財務局との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
第2節 職員の任用等	
I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成 ·····	
Ⅱ 服務規律の確保	
Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第3節 研究	
I 金融庁における研究 ······	
Ⅱ 専門性の高い調査研究の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
Ⅲ 金曜ランチョンを通じた啓蒙活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
第4節 研修	
I 金融庁における研修 ······	
Ⅱ 研修の実績	11
第5節 行政情報化の推進	
I 概要 ······	
Ⅱ 取組み実績	13
第6節 報道・広報	
I 報道対応 ····································	17
Ⅱ 広報活動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第7節 情報公開等	
I 開示請求の動向 ······	18
Ⅱ 文書管理等の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第8節 金融機関等との意見交換 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
第9節 パブリック・コメント手続の実績	22
第10節 金融行政アドバイザリー制度	
I 制度の概要 ····································	23

П	平	·成23事務年度における取組み ······23
第11	節	金融サービス利用者相談室
I		要24
П	框	談等の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第12		政策評価への取組み ・・・・・・・・26
第13	節	金融庁業務継続計画29
第2部	金融	に関する制度の企画及び立案
		融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第1	節	金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年法律第32号)の
		一部の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備
I	経	·緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
П	栶	要30
第2	節	資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を
		改正する法律(平成23年5月17日成立)の施行に伴う関係政令・内
		閣府令の整備
I	経	:緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31
П	栶	要31
第3	-	金融商品取引法等の一部を改正する法律について
I	-	·緯 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
П		要34
第4		ディスクロージャー制度の充実・運用
I		示諸制度の整備40
П		示諸制度の運用41
Ш		DINET (電子開示システム) の開発状況等 ······42
IV		認会計士等に対する監督等 42
第5	-	その他金融・資本市場等に関する各種施策等
I		融商品取引所をめぐる動き ······44
П	証	送券・デリバティブ決済システムをめぐる動き ·············45
Ш	会	計基準・監査における国際的動向への対応 ・・・・・・・・・46
第4章	預	金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第1	節	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する
		法律の一部を改正する法律(平成24年3月30日成立)について
I	経	緯49
П		要
Ш		小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のため
	σ)政策パッケージ50
第2	節	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
		(平成24年3月30日成立) について

	Ι	経緯53
	Π	概要53
第	3節	保険業法等の一部を改正する法律(平成24年3月30日成立)について
	I	経緯54
	I	概要54
第	4節	振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について
	I	振り込め詐欺救済法の概要 ・・・・・・・・・・・・・・57
	I	振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について ・・・・・・・57
第5	章	審議会等の活動状況
第	1節	
		金融審議会の構成
		平成23事務年度の開催実績 ・・・・・・・・・59
第		自動車損害賠償責任保険審議会
	I	設置61
	Π	自動車損害賠償責任保険審議会の組織 ・・・・・・・・・・・・61
	Ш	自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況 ・・・・・・・・・・・61
第	3節	企業会計審議会
	Ι	平成23事務年度の審議状況 ・・・・・・・・・・・62
第	4節	
		経緯63
	Π	議論の状況63
第6		政府全体の施策における金融庁の取組み
第	1節	
	Ι	「円高への総合的対応策」 (平成23年10月21日閣議決定) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第	-	政府の成長戦略における金融庁の取組み
	Ι	「日本再生の基本戦略〜危機の克服とフロンティアへの挑戦」(平成
		23年12月24日公表)
	Ι	成長ファイナンス推進会議 (平成24年2月15日設置)66
	3節	
第	-	規制・制度改革等に関する取組み
	Ι	規制・制度改革等に関する取組み ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・69
	Π	地域再生に関する取組み ・・・・・・・・・71
第	55節	
		二重債務問題に係る金融庁関連の施策・・・・・・・・・・・72
	Π	金融機能強化法 (震災特例) の運用状況 ・・・・・・・・・74
	Ш	節電への取組みについて ······75 その他 ·····78
	IV	その他78

第6節	i 消費者行政に関する取組み
I	経緯等82
П	「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価82
Ш	「消費者基本計画」における金融庁関連の施策 ・・・・・・・・・・・82
第7節	う 金融経済教育の取組み
I	概要84
П	金融経済教育の具体的な取組み状況 ・・・・・・・・・・・・84
第7章	銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り ・・・・・・・86
第3部 金	融監督等
第8章	業態横断的な監督をめぐる動き
第1節	ī オフサイト・モニタリング
I	オフサイト・モニタリングの意義87
П	オフサイト・モニタリングの実施87
Ш	早期是正措置の概要及び運用 ・・・・・・・88
IV	早期警戒制度について90
第2節	i 金融上の行政処分について
I	行政処分の趣旨 ・・・・・・・・・92
П	行政処分の業態別発動状況 ・・・・・・・92
第3節	W41
I	経緯93
П	これまでの対応 ・・・・・・・・・93
第4節	5 金融コングロマリット監督 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第5節	5 指定 紛争解決機 関 ······96
第9章	預金取扱金融機関の監督をめぐる動き
第1節	5 監督指針・監督方針
I	主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針 ・・・・・・・・97
П	中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針 ・・・・・・・100
Ш	中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針(コンサルティン
	グ機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)・・・・・・104
第2節	
I	主要行等の平成23年度決算概況 ······105 地域銀行の平成23年度決算概況 ·····105
П	地域銀行の平成23年度決算概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・105
Ш	再編等の状況 ・・・・・・・・・・105
IV	不良債権処理等の推移 ・・・・・・・・・106
第3節	「 預金取扱金融機関に対する行政処分等について
I	銀行109
Π	協同組織金融機関109

II E	∃本振興銀行の破綻処理について ·····10	19
第4節	バーゼル規制(自己資本比率規制)への対応 ・・・・・・・・11	2
	資本増強制度の運用状況	
I IE	日金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法 ・・・・・・・・11	3
	· 融機能強化法 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
第6節	地域密着型金融の推進	
I 紹	経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
Ⅱ 地	b域密着型金融の推進に係る取組み ·····11	4
第7節	中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化	
I 🕏	†応 ······ 11	6
Ⅱ 瑪	弐状 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11	9
	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	
I 初	捜害及び補償の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	.0
文 Ⅱ	才応 ······ 12	.0
	口座不正利用対策	
I 金	st融庁における取組状況 ·····12	<u>'</u> 1
Ⅱ 金	st融機関における取組状況 ······12	21
第10節	振り込め詐欺への対応 ・・・・・・・・・12	2
第10章 信	託会社等の監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・12	3
第2節	信託会社等の新規参入 ・・・・・・・・・12	4
第3節	信託会社等に対する行政処分 ・・・・・・・12	5
第4節	類似商号への対応 ・・・・・・・・12	6
第11章 係	R険会社等の監督をめぐる動き	
	保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針	
	R険会社向けの総合的な監督指針の改正 ·····12	
П 23	3事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応 ・・・・・・・・・・・・・12	8.
第2節	保険会社の概況	
I Ŧ	² 成24年3月期決算状況 ······13 5編等の状況 ······13	0
耳耳		
第3節	保険金等の不適切な不払い問題等への対応について ・・・・・・・13	
第4節	少額短期保険業者の監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・・13	3
第5節	認可特定保険業者の監督をめぐる動き ・・・・・・・・・・13	4
第6節	ソルベンシー・マージン比率の見直しについて	
I 道	[結財務健全性基準の導入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13	5
Ⅱ終	B済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けての検討 ····・13	5

第12章	証券会社等の監督をめぐる動き	
第1節	5 監督指針・監督方針	
I	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 136
П	平成23事務年度金融商品取引業者等向け監督方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 137
第2節	5 第一種金融商品取引業	
I	第一種金融商品取引業者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 139
П	第一種金融商品取引業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-142
Ш	投資者保護基金について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-142
第3節	5 第二種金融商品取引業	
I	第二種金融商品取引業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	第二種金融商品取引業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 144
第4節	り、投資助言・代理業	
I	投資助言・代理業者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 145
П	投資助言・代理業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 145
第5節		
I	投資運用業者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	投資運用業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 146
第6節		
I	登録金融機関の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 149
П	金融商品仲介業者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 149
第7節	5 信用格付業者 	
I	信用格付業者の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	信用格付業者の特定関係法人・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 150
第8節		
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 151
	適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第9節	5 認定投資者保護団体 ······	• 152
第10節	5 未公開株取引等の問題に対する対応状況について	
I	相談件数の状況等 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 153
П	対応	• 153
佐10辛	その他の金融業の監督をめぐる動き	
	ての他の金融条の監督をめてる動き 5 事務ガイドライン第三分冊 ····································	. 15/
		• 154
先∠則 Ⅰ	う 貸金業者等の監督をめぐる動き (学会業者中はの)()会的な監督など	155
π	貸金業者向けの総合的な監督指針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
П	貸金業者に対する行政処分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	155
III	賃金業者に対する行政処分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	100 155
IV	貞金業務取扱主任者負恰試験の美地状況 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	100 155
V VI	貝金耒務収扱土仕者の登録状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	. 156
VI	· Cranven Cratical Control (1994)	- 1.00

VII	指定信用情報機関の概況 ・・・・・・・156
第3節	5 抵当証券業者の監督をめぐる動き
第4節	5 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き
I	前払式支払手段発行者の概況 ・・・・・・・158
П	前払式支払手段の払戻手続 ・・・・・・・・・・・158
Ш	前払式支払手段の発行保証金の還付手続 ・・・・・・・・159
IV	資金移動業者の概況159
第5節	
I	SPC等の概況 ······160
П	資産の流動化の状況160
第6節	
第7節	
第8節	5 電子債権記録機関の監督をめぐる動き
第14章	産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再
	構築計画の認定 ・・・・・・・・・164
	
第15章 -	法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)
I	本制度導入以降の状況 ·······165 本制度の手続き ·····167
П	本制度の手続き · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
生16辛	机的九十个规范上位了事本吸入工体
第16章 T	一般的な法令解釈に係る書面照会手続 本照会手続導入の経緯 ······170
I II	本照会手続の概要 ····································
п	〜 無云于杭の似安 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1/0
第17章	疑わしい取引の届出制度
جررتر I	疑わしい取引の届出制度 ······172
П	疑わしい取引の届出に関する概況 ······172
_	MATOR SIX
第18章	課徴金納付命令
I	課徴金制度について ······173
П	課徴金納付命令等の状況 ······174
第4部 金	融検査
第19章	金融検査の実施状況
第1節	可以23検査事務年度の検査基本計画及びその実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2節	5 平成23検査事務年度検査基本方針に基づいた施策
I	検査運営の基本的な考え方 ······177 検査重点事項 ······177
П	検査重点事項177
Ш	金融検査の質的向上に向けた取組み184

IV	今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·186
第3節		
I	金融コングロマリットの一体的な実態把握 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·188
П	検査実施状況の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·188
第4節		
I	検査実施状況の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·189
П	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-190
第5節	5 協同組織金融機関に対する検査	
I	信用金庫等に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 191
П	信用組合等に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 191
Ш	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 191
IV	労働金庫等に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-191
V	信用農業協同組合連合会等に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-192
VI	農業協同組合に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 192
第6節		
I	検査実施状況の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	検査結果の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·194
第7節	う その他の金融機関に対する検査	
I	貸金業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
П	前払式支払手段発行者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 195
Ш	資金移動業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 195
W	信用保証協会に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V	火災共済協同組合に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·196
VI	少額短期保険業者に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·196
VII	信託会社に対する検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
VIII	不動産特定共同事業者に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 197
IX	自主規制機関に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 197
第8節	D 政策金融機関等に対する検査 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	·198
第20章	金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	う 検査マニュアルの整備	
I	経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改定	
	について	-199
П	バーゼルⅡの枠組みの強化に係る改定について	-199
Ш	資本性借入金の積極的活用について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
IV	預金保険法の改正に伴う改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
V	システムリスクの総点検の結果を踏まえた改定について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-200
	5 検査評定制度	
I	検査評定制度の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-202

П	金融円滑化編に係る検査評定制度の「試行」の開始 ・・・・・・・・・202
Ш	保険会社に係る検査評定制度の「試行」の開始 ・・・・・・・・・・202
第3額	が 検査モニター制度
I	平成23検査事務年度の検査モニターの実施状況 ・・・・・・・・・・・203
П	オフサイト検査モニター(アンケート方式)の集計結果 ・・・・・・・・203
第4頁	5 意見申出制度 ····································
第5額	市 金融検査結果事例集
I	金融検査結果事例集の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・205
П	平成23検査事務年度版の事例集について ・・・・・・・・・・205
第6額	市 金融検査体制の整備
I	平成23年度の金融検査体制の整備 ・・・・・・・・・・・・206
П	今後の体制整備について ・・・・・・・206
第7領	
I	概要209
П	情報の受付状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・209
第5部 国	国際関係の動き
第21章	金融危機再発防止に向けた国際的な取組み
第1貿	市 首脳・閣僚級の国際会議(金融サミット等)
I	概要210
П	活動状況210
Ш	当庁の対応 ・・・・・・・・・・・・212
第2領	市 金融安定理事会(FSB)(旧 金融安定化フォーラム(FSF))
I	概要213
П	活動状況213
第22章	金融監督国際機構
第1領	う バーゼル銀行監督委員会(BCBS)
I	概要216
П	活動状況217
第2領	前 証券監督者国際機構 (IOSCO)
I	概要219
П	活動状況221
Ш	その他 ・・・・・・・・・・223
第3額	市 保険監督者国際機構(IAIS)
I	概要225
П	活動状況226
第4頁	う ジョイント・フォーラム
I	概要228
П	活動状況228

第23草	金融に関するその他の国際的ノオーフム	
第1節	方 国際通貨基金(IMF)	
I	概要 ····································	29
П	活動状況2	229
第2節	1 7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
I	概要2	231
П	活動状況2	231
第3節	节 世界貿易機関(WTO)	
I	概要2	
П	活動状況 (金融サービス分野) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	233
第4節		
I	概要2	235
П	活動状況2	235
第5節	5 金融活動作業部会(FATF)	
I	-	:37
П	活動状況2	238
第24章	海外当局との関係	
I	金融監督者間の2国間連携強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	40
П	アジアとの連携強化 ····································	40
Ш	その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	42

資料編·目次

第1部 金融庁の組織及	ひび行政運営
第1章 金融庁の組織	数
第1節 金融庁の総	且織
資料1-1-1	金融庁の組織(平成23年度) ・・・・・・・・・・・・・243
資料1-1-2	内閣府設置法(抜粋) ·····244
資料1-1-3	金融庁の各局等の所掌事務(平成23年度) ・・・・・・・・245
第2節 平成24年原	きの体制整備
資料1-2-1	金融庁の組織(平成24年度) ・・・・・・・・・・246
資料1-2-2	金融庁の各局等の所掌事務(平成24年度) ・・・・・・・・247
第2章 金融庁の行政	文運営
第3節 研究	
資料2-3-1	平成23年度金融研究センター常勤研究官・特別研究員の選定
	について248
資料2-3-2	23事務年度に公表した金融研究研修センター・ディスカッ
	ションペーパー ・・・・・・・249
資料2-3-3	アジア市場の統合と金融革新250
	「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイムー新興
	市場の視点から一」 ・・・・・・254
資料2-3-4	平成23事務年度金融ランチョン ・・・・・・・・・257
第4節 研修	
資料2-4-1	平成23年度金融庁研修体系図259
資料2-4-2	平成23事務年度(平成23年7月~24年6月)
	研修実施状況260
資料2-4-3	
	(23検査事務年度) · · · · · · · · · 263
第6節 報道・広幸	
	記者会見等の実施回数等 ・・・・・・・・・・264
資料2-6-2	平成23事務年度政府広報実績265
第9節 パブリック	フ・コメント手続の実績
資料2-9-1	意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧
	平成23事務年度(平成23年7月~平成24年6月)266
第11節 金融サート	ごス利用者相談室
	「金融サービス利用者相談室」運営方針について ・・・・・・269
資料2-11-2	金融サービス利用者相談室パンフレット ・・・・・・270
資料2-11-3	金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表

	(平成23年4月1日~24年3月31日) ·····272
第12節 政策評価/	への取組み
資料2-12-1	実績評価における基本政策・施策等一覧 ・・・・・・・274
	金融庁における政策評価への取組み275
第13節 金融庁業務	
資料2-13-1	金融庁業務継続計画
	(首都直下地震対応編)の概要 ・・・・・・・・・・281
第2部 金融に関する制	制度の企画及び立案
第3章 金融・資本市	市場等に関する制度の企画・立案等の取組み
第1節 金融商品取	図引法等の一部を改正する法律(平成22年法律第32号)の一部
の施行に係	半う関係政令・内閣府令の整備
資料3-1-1	金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令
	について284
資料3-1-2	平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る
	内閣府令案の公表について ······285
第2節 資本市場及	及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正す
る法律(ユ	P成23年5月17日成立)の施行に伴う関係政令・内閣府令の整備
資料3-2-1	平成23年金融商品取引法等改正(6ヶ月以内施行)に係る政令・
	内閣府令287
資料3-2-2	平成23年金融商品取引法等改正(6ヶ月以内施行)に係る政令・
	内閣府令の概要 ・・・・・・・・・288
資料3-2-3	平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・
	内閣府令等 · · · · · · · · 292
資料3-2-4	平成23年金融商品取引法等改正(1年以内施行)に係る政令・
	内閣府令等の概要 ・・・・・・・293
第3節 金融商品耳	[g引法等の一部を改正する法律について
資料3-3-1	金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要① ・・・・・304
資料3-3-2	金融商品取引法等の一部を改正する法律案の概要② ・・・・・305
資料3-3-3	金融商品取引法等の一部を改正する法律案に係る説明
	資料307
第4節 ディスクロ	コージャー制度の充実・運用
資料3-4-1	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府
	令」等に対するパブリックコメントの結果等について ・・・・315
資料3-4-2	有価証券届出書を提出せずに有価証券の募集を行っている者の
	名称等について(警告書の発出を行った発行会社等)317
Merch -	
	公認会計士試験合格者に係る実務経験の範囲の見直し318
第5節 その他金融	触・資本市場等に関する各種施策等

資料3-5-1	株式会社東京証券取引所グループ及び株式会社大阪証券取引
	所の産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法
	に基づく事業再構築計画の認定について ・・・・・・・・319
資料3-5-2	株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引
	所の統合計画に関する審査結果について ・・・・・・・324
資料3-5-3	「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」の設置
	について353
資料3-5-4	「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報告)」
	(2009年6月30日・企業会計審議会)356
資料3-5-5	金融担当大臣談話 -IFRS適用に関する検討について-
	(平成23年6月21日)357
資料3-5-6	国際会計基準(IFRS)財団モニタリング・ボード
	について359
資料3-5-7	「中小企業の会計に関する検討会報告書」の公表
	について360
資料3-5-8	外国監査法人等に対する検査監督の考え方 ・・・・・・・362
第4章 預金取扱金属	強機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案
第1節 中小企業者	皆当に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律
の一部を改	收正する法律(平成24年3月30日成立)について
資料4-1-1	中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等について ・・・・・365
資料4-1-2	中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営
	支援のための政策パッケージ366
資料4-1-3	企業再生支援機構及び企業再生支援協議会の機能及び連携の
	強化369
第2節 銀行等の株	株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律
(平成24年	〒3月30日成立)について
資料4-2-1	銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正
	する法律案370
第3節 保険業法等	等の一部を改正する法律(平成24年3月30日成立)について
資料4-3-1	保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の
	概要371
第4節 振り込め詞	作欺救済法に基づく預保納付金の活用について
資料4-4-1	振り込め詐欺救済法の制度概要(24年6月現在)378
資料4-4-2	預保納付金の具体的使途について(概要) ・・・・・・・・379
<u> </u>	
第5章 審議会等の流	
第1節金融審議会	
	金融審議会の構成380
資料5-1-2	諮問事項(平成24年 1 月27日)381

資料5-1-3	金融審議会金融分科会委員名簿382
資料5-1-4	諮問事項(平成24年4月11日)383
資料5-1-5	「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・
	グループ」メンバー名簿 ・・・・・・・・384
資料5-1-6	金融システムの安定等に資する銀行規制等の在り方に関する
	ワーキング・グループ委員等名簿386
資料5-1-7	「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキン
	グ・グループ」メンバー名簿387
資料5-1-8	「インサイダ―取引規制に関するワーキング・グル―プ」
	メンバー名簿388
資料5-1-9	投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グ
	ループ委員等名簿389
第2節 自動車損害	售賠償責任保険審議会
資料5-2-1	自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿391
第3節 企業会計署	審議会
資料5-3-1	企業会計審議会の組織図 ・・・・・・・・・・392
資料5-3-2	「我が国における国際会計基準の取扱いについて(中間報
	告)」(2009年6月30日・企業会計審議会)393
資料5-3-3	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議(2011年6月
	30日) 金融担当大臣冒頭あいさつ394
資料5-3-4	会計不正等に対応した監査基準の検討について ・・・・・・397
第4節 金融トラフ	ブル連絡調整協議会
資料5-4-1	
資料5-4-2	金融トラブル連絡調整協議会の開催状況 ・・・・・・・399
資料5-4-3	金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決
	支援のモデルについて ・・・・・・・・402
資料5-4-4	金融分野における裁判外の苦情・紛争解決支援制度(金融
	ADR)の整備にかかる今後の課題について(座長メモ)
	要旨 ·····404
資料5-4-5	各金融ADR機関の苦情処理手続実施状況
	(平成22年10月1日~平成23年9月30日)406
	各金融ADR機関の紛争解決手続実施状況
	(平成22年10月1日~平成23年9月30日)407
	各金融ADR機関の利用者利便性向上に向けた取組
	状況408
資料5-4-6	平成23年度 金融ADR機関の苦情処理手続実施状況
	(平成23年4月1日~平成24年3月31日)409
	平成23年度 金融ADR機関の紛争解決手続実施状況
	(平成23年4月1日~平成24年3月31日)410
	各金融ADR機関の『利用者利便性向上に向けたアンケー

	ト』の美施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・411
第6章 政府全体の旅	西策における金融庁の取組み
第3節金融に関す	「る税制
資料6-3-1	平成24年度税制改正について
	ー税制改正大綱における金融庁関係の主要項目ー ・・・・・・412
第4節 規制・制度	を改革等に関する取組み
資料6-4-1	地域再生に関する取組み(当庁関連部分抜粋)418
第5節 東日本大震	夏災への対応
資料6-5-1	二重債務問題への対応方針 ・・・・・・・・・・・419
資料6-5-2	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」(平成
	23年7月15日策定)の概要 ・・・・・・・・・・・420
資料6-5-3	個人債務者の私的整理に関するガイドライン手続きの
	流れ (概要) ・・・・・・・・・・・423
資料6-5-4	個人版私的整理ガイドライン運営委員会について ・・・・・・424
資料6-5-5	個人債務者の私的整理に関するガイドライン(個人債務者
	の私的整理に関するガイドライン研究会) ・・・・・・・・・・・425
資料6-5-6	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用
	の見直しについて(平成23年10月26日)(個人版私的整理
	ガイドライン運営委員会) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・436
資料6-5-7	「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の運用
	の見直しについて(平成24年1月25日)(個人版私的整理
	ガイドライン運営委員会) ・・・・・・・・・・・・・・・437
資料6-5-8	金融機能強化法の震災特例に基づく国の資本参加の
	概要 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
資料6-5-9	金融機能強化法(震災特例)に基づく国の資本参加の概要
20110	(平成23年12月8日(木)決定) ·······439
資料6-5-10	金融機能強化法(協同組織金融機関向け特例)に基づく国
32410	の資本参加の概要(平成23年12月8日(木)決定) ・・・・・440
資料6-5-11	金融機能強化法(協同組織金融機関向け特例)に基づく国
契何 0 11	の資本参加の概要(平成24年2月2日(木)決定) ・・・・・441
資料6-5-12	金融機能強化法(一般的特例)に基づく国の資本参加の概要
吳和10 0 12	(平成24年3月14日 (木) 決定) ······442
資料6-5-13	節電の取組みについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震にかかる災害に対
負付し ひ 1寸	する金融上の措置について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
姿剉 6 _	
貝科ローコー13	東日本大震災による不渡手形の状況について (全国銀行協会) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・446
次业6 - 16	
貝科ローコーロ	金融検査マニュアル【特例措置】 (震災により一時的に 実能把握が困難な債務者) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

第6節 消費者行政	如に関する取組み
資料6-6-1	消費者基本計画(抄)448
第7節 金融経済教	枚育の取組み
資料6-7-1	金融庁における金融経済教育への取り組み ・・・・・・・・451
資料6-7-2	金融知識ガイドブック ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・454
資料6-7-3	金融トラブルに巻き込まれないためのシンポジウム ・・・・・・456
資料6-7-4	平成23年度金融知識普及功績者一覧458
資料6-7-5	金融知識普及を目的として金融機関団体等が開催した各種事
	業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況 ・・・・・・・460
第3部 金融監督等	
第8章 業態横断的な	は監督をめぐる動き
第1節 オフサイト	╮・モニ タリング
資料8-1-1	早期是正措置の概念図 ・・・・・・・・・・・・462
資料8-1-2	早期警戒制度について ······463
資料8-1-3	早期警戒制度の導入について ・・・・・・・・・464
第2節 金融上の行	T政処分について
資料8-2-1	金融上の行政処分について465
資料8-2-2	行政処分の件数(平成14年4月~平成23事務年度) ・・・・・469
第9章 預金取扱金融	虫機関の監督をめぐる動き
第1節 監督指針・	·監督方針
資料9-1-1	【参考】監督方針の構成(主要行)470
資料9-1-2	【参考】監督方針の構成(中小・地域金融機関) ・・・・・・471
第2節 預金取扱金	金融機関の概況
資料9-2-1	主要行等の平成24年3月期決算の概要 ・・・・・・・・・・472
資料9-2-2	主要行等の平成24年3月期決算状況【単体】
	<速報ベース> ・・・・・・・・・・・473
資料9-2-3	主要行等の平成24年3月期決算状況【連結】
	<速報ベース> ・・・・・・・・・・・474
資料9-2-4	地域銀行の平成24年3月期決算の概要 ・・・・・・・・・・475
資料9-2-5	銀行業の免許について476
資料9-2-6	リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の
AF- 1: 1	違い477
	リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係 ・・・・478
	自己査定における債権分類基準479
資料9-2-9	平成24年3月期における金融再生法開示債権の状況等
	(ポイント)480
	金融再生法開示債権等の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・482
資料9-2-11	全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因 ・・・・・・・485

資料9-2-12	金融再生法開示債権の保全状況の推移 ・・・・・・・・・486
資料9-2-13	担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
	(アンケートによる全数調査)489
資料9-2-14	不良債権処分損等の推移(全国銀行)490
資料9-2-15	リスク管理債権額等の推移 ・・・・・・・・・・・・・・493
資料9-2-16	自己査定による債務者区分の推移 ・・・・・・・・・・496
資料9-2-17	金融再生プログラム
	-主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生- ・・・・・・497
資料9-2-18	不良債権比率の推移(主要行) ・・・・・・・・・・・498
第4節 バーゼル規	見制(自己資本比率規制)への対応
資料9-4-1	バーゼル2 (自己資本比率規制) について499
資料9-4-2	バーゼル2.5の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・502
資料9-4-3	バーゼル3の全体像504
資料9-4-4	自己資本比率規制の一部弾力化措置延長の概要 ・・・・・・・508
資料9-4-5	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認先
	(平成23事務年度)509
第5節 資本増強制	
資料9-5—1	経営健全化計画履行状況報告(平成23年7月)510
資料9-5-2	経営健全化計画履行状況報告(平成23年12月)518
資料9-5-3	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況
	(平成23年3月期)の概要 ・・・・・・・・・・・・・526
資料9-5-4	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況
	(平成23年3月期)の概要 ・・・・・・・・・・・・・・530
資料9-5-5	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況
	(平成23年9月期)の概要 ・・・・・・・・・・・・・531
資料9-5-6	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況
	(平成23年9月期)の概要 ・・・・・・・・・・・・・・535
資料9-5-7	金融機能強化法に基づく経営強化計画の履行状況
	(平成23年9月期)の概要 ・・・・・・・・・・・・・・536
第7節 中小企業会	金融をはじめとした企業金融等の円滑化
資料9-7-1	これまでの中小企業金融をはじめとした企業金融等に関する
	対応(金融監督庁設立以降) ・・・・・・・・・・・・538
資料9-7-2	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況
	(平成23年3月末時点)550
資料9-7-3	日銀短観 D. I. の推移 ······551
資料9-7-4	中小企業の業況等に関するアンケート調査結果 ・・・・・・・552
資料9-7-5	法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表554
資料9-7-6	不動産担保・個人保証に過度に依存しない資金調達 ・・・・・555
第8節 偽造・盗難	#キャッシュカード問題等への対応
資料9-8-1	偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況

	について556
資料9-8-2	偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成24年
	3月末) について ・・・・・・・563
第10章 信託会社等の	D監督をめぐる動き
第2節 信託会社等	
資料10-2-1	信託会社等の新規参入状況 ・・・・・・・・・・・567
第11章 保険会社等の	D監督をめぐる動き
第1節 保険会社同	句けの総合的な監督指針・監督方針
資料11-1-1	監督方針の構成(保険会社等) ・・・・・・・・・568
第2節 保険会社の	D概況
資料11-2-1	生命保険会社の平成24年3月期決算(速報)の概要 ・・・・・569
資料11-2-2	損害保険会社の平成24年3月期決算(速報)の概要 ・・・・・570
資料11-2-3	生命保険会社一覧表571
資料11-2-4	損害保険会社一覧表572
資料11-2-5	保険持株会社一覧表 ・・・・・・・・・・・・573
資料11-2-6	生命保険会社の推移 ・・・・・・・・・・・574
資料11-2-7	損害保険会社の推移 ・・・・・・・・・・・575
第3節 保険金等の	D不適切な不払い問題への対応について
資料11-3-1	業務改善命令を発出した生命保険会社10社の改善状況
	について
資料11-3-2	支払い漏れ等の情報について(生命保険協会) ・・・・・・580
	保険業者の監督をめぐる動き
資料11-4-1	少額短期保険業者一覧581
第6節 ソルベン	シー・マージン比率の見直しについて
資料11-6-1	保険会社の連結財務規制 ・・・・・・・・・・・・583
第12章 証券会社等の	D監督をめぐる動き
第1節 監督指針	・監督方針
資料12-1-1	【参考】監督方針の構成(金融商品取引業者等) ・・・・・・584
第2節 第一種金融	蚀商品取引業
資料12-2-1	金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移・・・・585
資料12-2-2	国内証券会社の平成24年3月期決算概況 ・・・・・・・・586
資料12-2-3	株式市況と証券会社の損益の推移 ・・・・・・・・・587
資料12-2-4	投資者保護基金の概要 ・・・・・・・・・・・・588
第3節 第二種金融	蚀商品取引業
資料12-3-1	金融商品取引業者 (第二種金融商品取引業) 数の推移 ・・・・589
第4節 投資助言	・代理業
資料12-4-1	金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移590

第5節 投資運用	業
資料12-5-1	金融商品取引業者(投資運用業)数の推移 ・・・・・・・591
資料12-5-2	投資法人の新規上場について ・・・・・・・・・・・592
資料12-5-3	投資法人の合併について ・・・・・・・・・593
資料12-5-4	投資信託の純資産総額の推移 ・・・・・・・・・・・594
第6節 登録金融	幾関、金融商品仲介業者
資料12-6-1	登録金融機関数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・595
第7節 信用格付款	業者
資料12-7-1	信用格付業者登録一覧 ・・・・・・・・・・・・・・・596
第13章 その他の金融	融業の監督をめぐる動き
第2節 貸金業者等	等の監督をめぐる動き
資料13-2-1	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況 ・・・・・・・・597
第7節 確定拠出名	年金運営管理機関の監督をめぐる動き
資料13-7-1	確定拠出年金運営管理機関登録数の推移 ・・・・・・・・・598
第17章 疑わしい取	引の届出制度
資料17-1 疑	わしい取引の届出制度の概念図599
第18章 課徵金納付金	
	製金制度に係る手続等の流れ ······601
	致金納付命令の実績 ····································
更介110 Z m/i	以业师门可用门O) 大顺
第4部 金融検査	
第19章 金融検査の	美施状況
第1節 平成22検査	査事務年度の検査基本計画及びその実績
資料19-1-1	平成23検査事務年度検査基本方針及び検査基本計画 ・・・・・606
資料19-1-2	平成23検査事務年度における検査計画及びその実績 ・・・・・622
資料19-1-3	グループ・コングロマリットの一体的な実態把握状況 ・・・・623
資料19-1-4	通年・専担検査の実施状況 ・・・・・・・・・626
資料19-1-5	システム統合リスク検査実施状況 ・・・・・・・・・・・628
資料19-1-6	銀行等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・629
資料19-1-7	信用金庫等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・635
資料19-1-8	信用組合に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・638
資料19-1-9	中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する
	検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・640
資料19-1-10	保険会社に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・・・662
資料19-1-11	外国銀行支店等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・664
資料10 — 1 —12	政策会融機関等に対する検査の実施状況 ・・・・・・・・・665

資料19-1	-13 主な検査対象機関及び根拠法令 ・・・・・・・・・・・・660
第20章 金融検	を 全の透明性・実効性の向上等のための方策
	モニター制度
	- 1 「オフサイト検査モニター」の集計結果について ······66
第4節 意見	
資料20-4	. — 1 意見申出実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・673
第5節 金融	檢查結果事例集
資料20-5	- 1 金融検査結果事例集(平成23検査事務年度前期版) · · · · · 675
資料20-5	-2 金融検査結果事例集(平成23検査事務年度後期版) ·····676
第6節 金融	検査体制の整備
資料20-6	- 1 金融庁検査局と財務省財務(支)局・証券取引等監視委員会
	との関係67
	情報の受付について
資料20-7	— 1 検査情報受付窓口 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
第5部 国際関係	
第22章 金融監	
	-ゼル銀行監督委員会(BCBS)
	- 1 バーゼル銀行監督委員会機構図 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	·監督者国際機構(IOSCO)
	1 IOSCO機構図 ······680
	監督者国際機構(IAIS)
資料22-3	-1 IAIS組織図 ·······68
第23章 金融に	:関するその他の国際的フォーラム
	i連携協定(EPA)
	1 経済連携協定(EPA)締結・交渉状況 ······682
2011-	
巻末資料1 この) 1 年の主な出来事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・684
巻末資料2 最近	での主な金融関連立法 ·····719
巻末資料3 この) 1 年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等
(平	E成23事務年度) ··········720 E ············72
金融庁の所在地等	·····72`

本 編

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織(資料1-1-1~3参照)

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融 企画局を統合して設置され、さらに、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員 会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総務企画局、検査局及び 監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計 士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及 び企業会計審議会が置かれており、23年度末現在、全体で一般職1,537名及び特別職5 名(証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び 常勤委員1名)の体制となっている。

Ⅱ 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑 化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については特命担当大臣を必置とし、 当該特命担当大臣がこれらの事務を掌理することとされている。

Ⅲ 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

IV 組織編成の特徴

金融庁は、金融システム改革の進展等を踏まえ、従来型の銀行・保険・証券といった 縦割り型の組織ではなく、企画・検査・監督・監視といった機能別組織編成を採用して いる。これにより、制度の企画立案・検査・監督・監視の各部局が相互に適切な緊張関 係を確保しつつ、密接な連携を図る組織的基礎が作られている。

第2節 平成24年度の体制整備(資料1-2-1~2参照)

現下の政策課題に的確に対応すべく、32名(グロス)の増員(11名の純増)及び金融 国際政策審議官の「国際政策統括官」への格上げ等の体制整備を図った。

- 1. 国際的な金融環境の変化に係る対応強化〔8人〕 欧州債務問題等の国際金融情勢の不安定化への対応や国際的金融規制改革への積極 的・戦略的な参加・貢献等を進める。
- 2. 金融機関におけるシステムリスク管理体制の強化〔3人〕 不測の事態においても金融サービスの機能確保に万全を期すため、金融機関におけるシステムリスク管理体制の強化のための取組みを進める。
- 3. 金融資本市場における不公正取引等に対する対応の強化〔10人〕 市場の公正性・透明性の向上や、利用者保護の強化のための対応を強化する。

【定員の推移】

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度
増 員(A)	69	68	67	51	32
削減等(B)	▲ 25	▲ 23	▲ 21	▲ 22	▲ 21
純 増(A - B)	44	45	46	29	11
うち除く復旧・復興等関連、 振替	43	46	46	30	0
年度末定員	1, 417	1, 462	1, 508	1, 537	1, 548

(注)東日本大震災関連分については、

- 東日本大震災の被災地における地域・中小企業金融円滑化
- 金融機関における業務継続体制の構築の促進

等の取組みを進めるための定員(時限)が認められている。

第2章 金融庁の行政運営

第1節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地方の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部 を財務省財務(支)局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁 長官が財務(支)局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務(支)局との間で十分な連携を図る観点から、金融 庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経 済の現状や課題等を把握する観点から、金融庁幹部等が各地域に赴き、業務説明会を開 催し、地域金融機関や中小企業経営者等との間で意見交換等を行っている。

1. 財務局長会議

財務(支)局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回、定例的に 開催している(平成23事務年度は、7、11、1、4月)。会議には、関東及び近畿財 務局金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務(支)局理財部長をメンバーとする会議で、年2回(11、3月)、定例的に開催している。

(上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務(支)局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。)

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部等が各地域に赴き、年1回(23事務年度は9~10月)、地域金融機関の 役員や中小企業経営者等を対象として、金融庁の考え方や取り組んでいる施策等の概 要説明を行うほか、意見交換を実施している。23事務年度は、中小企業経営者等から ヒアリングを行うことにより、東日本大震災や円高等による地域経済への影響及び今 後の課題等をより詳細に把握することを主眼として、従来、財務(支)局所在地にお いて開催してきた同説明会を都道府県毎に開催した。

第2節 職員の任用等

I 高度な専門知識を有する職員の確保・育成

高度に専門化するとともに、経済活動・国民生活に多大な影響を与え得る金融行政に 的確に対応するためには、高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員を確保し、その 資質の向上を図ることが必要である。

こうした観点から、職員の資質の向上に向け、国内外の関係機関や大学院等への派遣 を通じた人材育成、各専門分野における計画的な人事・任用や民間専門家の積極的な採 用・登用など、以下のとおり様々な取組みを行った。

1. 職員の育成のための出向・留学

(1) 専門性を高め経験の幅を広げるための出向の拡大

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、 在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向の拡大を図った。

【出向の状況】 (単位:人)

	23年3月1日現在	24年3月1日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	7	10
民間企業等	5	6
地方自治体	1	1
大 学 教 授	2	2
計	15	19

(新規派遣先) 在EU代表部、ジェトロ・香港センター、マレーシア証券委員会

(2) 大学院への留学

職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成する ため、また、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する 行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行っており、 23 年度は、修士課程のみならず、博士課程の派遣も行った。

【大学院への留学の状況】

(単位:人)

	22 年度	23 年度
国内大学院(法科、会計、IT、金融等)	9	11 (1)
海外大学院(法科、MBA、公共政策等)	13	12
計	22	23

※()内は、博士課程への派遣者数で内数。

2. 各専門分野における計画的任用

職員の専門性をより高めるため、職員の希望・適性等を勘案しつつ、各職員を金融 行政の各専門分野(銀行・保険・証券・市場・開示及び官房)を踏まえ、計画的な人 事・任用を行った。

また、能力・実績主義に基づく公平・公正な人事を推進した。

3. 民間専門家の採用・登用等

高い専門知識を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて積極的に採用した。

【民間専門家の登用状況】

(単位:人)

	23年3月1日現在	24年3月1日現在
弁 護 士	36	36
公認会計士	47	55
不動産鑑定士	7	7
アクチュアリー	8	8
研 究 者	3	2
情報処理技術者	17	18
金融実務経験者	205	212
計	323	338

4. 職員の国際面での対応力強化

金融行政を遂行していく上で、職員の国際面での対応力の向上は必要であることから、これまでも国際機関等への出向や海外の大学院への派遣を積極的に行ってきたが、職員の国際面での対応力を更に強化するため、国際機関等への出向先の拡大、国際会議への参加の推進、英語研修の充実などの取組みを行うこととした。

Ⅱ 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- (1) 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した(23年12月、24年6月)。
- (2)全職員を対象に、倫理監督官(長官)が、金融庁職員としての心構えやその考え 方などについて、講話を実施した(24年1月)。
- (3) 全職員を対象に、具体的事例を用いた倫理・服務・セクハラ研修を実施した(全 17回)。

(平成23事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
O件	3件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁職員の法令遵守に万全を期し、金融行政の透明性、公正性を担保する観点から、 15年6月13日に法律の専門家4名により構成される「コンプライアンス対応室」を設置し、情報の受付を始めるとともに、同室顧問である久保利弁護士が郵便により直接情報を受け付ける、いわゆる「ヘルプライン」としての窓口も別途設けた。

公益通報保護法(平成 16 年法律第 122 号)の施行(18 年 4 月 1 日)等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報を適切に処理する一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」を設置した。なお、これらの体制整備に合わせ、名称を「法令等遵守調査室」に変更した。

〇法令等遵守調査室のメンバー(24年6月1日現在)

室長 田中 豊 (総務企画局参事・弁護士)

木内 敬 (検査局総務課・弁護士)

國吉 雅男 (監督局総務課・弁護士)

佐藤 しほり(審判官)

中野浩一(検査局総務課・検事)

西原 一幸 (総務企画局市場課・弁護士)

前田 禎夫 (監督局証券課・弁護士)

增島 雅和 (監督局保険課・弁護士)

松葉 知久 (審判官・弁護士)

顧問 久保利 英明(総務企画局参事・弁護士)

第3節 研究

I 金融庁における研究

金融庁内での先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、平成 13 年7月、研究開発室及び研究官を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと開発研修室を束ねる、金融研究研修センターを発足させた。22 年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、名称を金融研究センター(以下「センター」という。)、英語名 Financial Service Agency Institute (略称: FSA Institute)へ変更した。

センターの研究部門では、金融行政の適切な運営を学術面から支援していくため、 民間有識者やアカデミズムと相互交流を行い、庁内の関係部局と学術研究との架け橋 となるよう、金融行政の理論的基盤をなす質の高い調査研究を行うとともに、金融行 政現場への研究の還元・普及に努めている。

Ⅱ 専門性の高い調査研究の実施

1. 研究官・特別研究員の選定について(資料2-3-1参照)

金融研究センターでは、調査・研究活動の更なる充実を図ることを目的として、それまで在籍していた研究官・研究員との契約関係を一旦解消した上で、広く日本の国公私立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、センターが指定する研究プロジェクトのいずれかに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる「研究官・特別研究員」を選定すべく、22 事務年度から公募・面接を行ってきた。23 事務年度については、選考の結果、1名の常勤研究官と6名の特別研究員を採用することとした。

2. センター研究官等による主な調査研究(資料2-3-2参照)

(1) 金融環境の変化に伴う金融行政等政策対応に関する実証的・理論的研究

1990 年代のいわゆるバブル経済の崩壊やサブプライム問題に端を発する金融危機などに見られるように金融資産価格の急激な変動は、経済に大きな影響を与えることとなる。このことに鑑み、欧米等各国の監督当局が、実際にどのようなマクロ健全性監督手法を活用して金融システム全体のリスクを把握し対処しているのか調査を行いつつ、フォワードルッキングな金融行政等の政策、また事後的に経済危機の影響を緩和し、より早い経済の回復を図るための政策を検討するため、実証的・理論的調査研究を行っている。23 事務年度は「Too big to fail」にかかる調査研究を行った。また、金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについて検討するため、国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」を開催した。

(2) 資産運用業に関連する課題の実証的研究

「貯蓄から投資」、「市場型間接金融」への流れの中で、資産運用業の重要性が高まっていることを受け、資産運用業に関連する課題の実証的研究を行っている。23事務年度は、①株式公開買付アナウンス前後の超過リターンと超過売買高ー勧告・告発事例の諸特徴ー、②CDS(注)市場と株式市場における価格発見ー構造変化を考慮した時系列モデルによる検証ー、③日本のCDS市場と株式市場の相関関係とその変動要因、④Why Does the Law of One Price Fail in Japanese ETF Markets、⑤Determinants of the CDS Spreads of Japanese Firms Before and After the Global Financial Crisis にかかる実証的研究を行った。

(注) クレジット・デフォルト・スワップ (Credit Default Swap)

(3) コーポレート・ガバナンスに関する調査

平成22年3月以降、金融庁において①コーポレート・ガバナンス体制、②役員報酬、③株式保有の状況、④議決権行使の結果に関する開示の充実が行われている。様々な観点から「情報の透明性」が求められている近年の環境の中で、金融当局による適切な開示政策の立案・運営が期待されている。特に、国内外の投資家のわが国のコーポレート・ガバナンスに対する関心は非常に高く、その開示の充実の効果について実務・学術の両面からより深く理解することが必要である。このため、金融庁が行ったコーポレート・ガバナンスに係る開示の充実について、役員報酬に係る情報開示を中心に、その経済学的意味、および位置づけを明確にするため、23事務年度は、①経営者報酬に関する研究動向、②Credit Rationing, Earnings Manipulation, and Renegotiation-Proof Contract にかかる調査研究を行った。

また、今後のわが国上場会社等のコーポレート・ガナバンスはどうあるべきか「社外取締役の選任促進の方法(法的義務化か上場ルールか)、社外取締役の機能を支える補完的な制度の整備(人材の供給や独立性の判断の仕組み))」について検証するため、機関投資家と社外取締役の役割を鮮明にする調査研究を行っている。23事務年度は「変貌する日本企業の所有構造をいかに理解するかー内外機関投資家の銘柄選択の分析を中心として一」の調査研究を行った。

(4) 海外の投資信託・投資法人制度に関する調査

わが国では、1990 年代後半以降、投資信託をめぐる様々な制度改正が行われてきている。1998 年の投信・投資法人法への改正、2001 年の不動産投資信託・投資法人(J-REIT)の導入、ETF の発展などが挙げられている。また、2010 年 6 月公表の「新成長戦略」に基づき、投資信託・投資法人法制については、幅広い観点から見直しの検討を行い、平成 25 年度までに制度整備を行うことが予定されており、金融審議会「投資信託・投資法人税制の見直しに関するワーキング・グループ」において検討が進められている。今後の制度整備に当たって参考とするために、他国の同種法制について調査することは有用であることから、23 事務年度は「海外の投資信託・投資法人制度」の調査研究を行った。

(5) 住宅ローンのリスク管理に関する調査

住宅ローンについては、サブプライムローン問題を契機に、そのリスク管理のあり方があらためて問われている。住宅ローンのリスク管理には、様々なアクターや視点が交錯する。貸し手である金融機関について、住宅金融支援機構から都市銀行、地方銀行、信用金庫やモーゲージバンクなど多彩であり、固定金利から変動金利まで商品も多様である。ここに、証券化の進展等が絡み合う。借り手側を見ても、多様な家計があり、昨今の社会経済状況変化の影響も無視できない。この様な広範にわたる住宅ローンのリスク管理に対して、公開情報の再分析、巨大損失への対応の再検討を行うとともに、わが国の住宅ローンのリスク管理について、その課題を確認することを目的として、23事務年度は「住宅ローンのリスク管理」の調査研究を行った。

(6) 我が国における事業体課税のあり方に関する調査

信託法改正を機になされた平成19年度税制改正では、信託税制の大幅な見直しが行われたものの、受益権が質的に分割(複層化)された信託について、包括的な課税ルールが示されることはなかった。主にアメリカの取扱いを参考にしながら、受益権が複層化された信託に対する課税ルールのあり方を検討するため、23事務年度は「受益権が複層化された信託に対する課税ルールに関する一考察」の調査研究を行った。

3. 国際コンファレンス・研究会(資料2-3-3参照)

(1) 国際コンファレンスの開催

諸外国の金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、各国の研究者、政府関係者、実務家等とのネットワーク強化を目的として、望ましい金融規制・監督のあり方等について、官学を中心とした国際コンファレンスを開催している。23 事務年度は、日本がアジアの中で金融研究のプラットフォームとしての役割を果たし、コンファレンスでアジアの研究者・政府関係者、実務家がより活発に意見交換をするため、開催頻度を年2回とした。

うち1回は、「アジア市場の統合と金融革新」をテーマとして、日本証券業協会及び株式会社東京証券取引所グループとの共催により開催し、金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについて報告・議論を行った。

うち1回は、「金融規制とマクロ政策の新しいパラダイム〜新興市場の視点から 〜」をテーマとして、アジア開発銀行(ADBI)との共催により開催し、世界的な金 融危機を受けた国および国際レベルでの金融市場規制ならびにマクロ政策の枠組み の強化について、現状を調査するとともに、最近の動向について新興国の視点から 評価を行うことを目的として報告・議論を行った。

(2) 研究会の開催

企業財務等に関する動向や海外情勢等についての情報交換・研究を行うことを目的に「企業財務研究会」を、庁内関係部局の職員の他、外部の参加者(登録制)も得て計6回開催した。

Ⅲ 金曜ランチョンを通じた啓蒙活動(資料2-3-4参照)

庁内職員の知見・先見性向上を目的に、専門的知識を有する外部講師(学者や実務家、専門家等)を招き、主に金融や経済等の最前線にあたる内容をテーマに、講演及び質疑応答を行う「金曜ランチョン」を、主に金曜日の昼休み時間帯に、食事持込可などのカジュアルな雰囲気の中で、23事務年度中に合計26回開催した。

第4節 研修

I 金融庁における研修

「我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者その他 これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑化を図る」という金融庁任務の的 確な遂行に資するため、職員に対する研修の充実を図っている。

金融行政は、極めて高い専門性が求められる分野であり、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応し、金融行政の質を高めていくためには、職員の一層の資質の向上を図ることが重要である。

こうした観点から、多様なバックグランドを有する職員がそれぞれの専門性と資質に、 さらに磨きをかけられるように人材の育成に努めている。

Ⅱ 研修の実績

1. 概要

研修体系は、一般研修・実務研修・通信研修の3区分で構成される。 なお、一部の研修については、財務(支)局等の職員も受講することから、財務省 との共同研修を開催している。

- 2. 平成23年度の研修方針及び研修計画(資料2-4-1参照)
- (1) 23 年度の研修については、ベター・レギュレーション(金融規制の質的向上)に 向けた取組みとして、職員の専門能力の向上、業務に必要な知識・スキルの習得に 資する研修の充実を図ることを、基本的な方針とした。
- (2) 23 年度の研修計画については、計 71 コースの研修を計画した。研修計画の策定 に当たっては、実務研修について、業務に合わせた研修スケジュールの弾力化を図 るほか、引続き受講科目を選択できるような仕組みとするなど、研修生がより参加 しやすい環境とした。また、金融実務にかかる専門的な分野については、受講機会 の拡大や研修内容の充実・強化を図った。
- 3.23事務年度の研修実施状況(資料2-4-2参照)

(1) 概況

ベター・レギュレーションに向けた取組みとして職員の資質の向上を図るため、 金融実務にかかる専門的な研修を充実させることに注力しつつ、概ね研修計画のと おり実施した。

(2) 研修区分ごとの研修実施状況

ア. 一般研修

各役職に求められる能力の養成・強化を目的とした「役職別研修」などを実施

するとともに、実践的な中国語力の維持・向上等を目的とした「中国語研修」を新たに実施した。

イ. 実務研修

金融庁の業務に必要な専門的知識、技能の習得及び向上を目的として実施する 実務研修については、会計制度にかかる基礎及び専門的知識の付与を目的とした 「企業会計実務研修」や、先端金融商品にかかる基礎及び専門的知識の付与を目 的とした「先端金融商品研修」などを実施した。

ウ. 通信研修

通信教材等を用いて習得させる研修として、「証券分析コース」、「公認内部監査 コース」などを実施した。

4. 検査局に所属する職員を対象とした研修の特徴的な取組み(資料2-4-3)

(1) 概要

検査局では、所属する職員に対して、資料2-4-2に記載した研修のほか、金融検査に影響を与える各種要因及び具体的な検査手法等、金融検査の実施に必要な知識・スキルの習得を目的として、例年、金融証券検査官が在庁する時期に勉強会等の研修を随時開催している。

(2) 研修の内容

ア. 出勤日研修

検査官の出勤日に研修日を設け、検査現場でのOJTを補完することを目的として、少人数の班編成による意見交換会や、検査手法に係る勉強会等の出勤日研修を実施した。

イ. 全体研修

検査局の全職員を対象として、訓話及び検査に係る留意事項の周知等を内容と した全体研修を実施した。

第5節 行政情報化の推進

I 概要

電子政府の構築は、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に資するため、金融庁としても「電子政府構築計画」等に則し、行政情報化推進会議、情報システム調達会議の下、情報化統括責任者(CIO)、CIO補佐官等を構成員とする金融庁PMOの支援・助言を受けつつ、

- ① 業務・システム最適化計画の実施
- ② 情報システム調達の適正化
- ③ 電子申請・届出の利用促進
- ④ 情報セキュリティ対策の強化

などの取組みを行っているところである。

23年度は、行政情報化推進会議を3回、情報システム調達会議を6回開催した。

Ⅱ 取組み実績

1. 業務・システム最適化計画の実施

「今後の行政改革の方針」(平成 16 年 12 月 24 日閣議決定)において「業務・システムの最適化及びこれに対応した減量・効率化等の取組を進める」こととされたことから、金融庁においても、次に掲げる最適化計画を策定した。

No.	最適化計画	最適化実施時期
1	金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に	24 年度(予定)
	関する業務・システム最適化計画	
2	有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最 適化計画	20 年度

23 事務年度において、

No.1に関しては、平成23年5月に最適化計画を改定し、新システムの稼動時期を平成25年1月としている。21年10月までに要件定義を確定し、23年3月に設計工程を完了、変更後の計画どおり24年3月に結合テストを完了した。今後、25年1月の新システム稼動に向け総合テスト等を進めていく予定である。

No.2に関しては、国際水準を踏まえたXBRL(財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう国際的に標準化されたコンピューター言語)の対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等のために必要なシステム開発を行っており、平成25年度までに次世代EDINETを稼働することとしている。

2. 情報システム調達の適正化

「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」(16年3月30日改定。情報

システムに係る政府調達府省連絡会議了承)において、「極端な安値落札などの問題 の再発を防止し、質の高い低廉な情報システムの調達を図り、質の高い電子政府の構 築を実現する」こととされている。

これを受け、情報システム調達への全庁的な取組みを強化するため、17 年4月に「金融庁情報システム調達会議」(【座長】総括審議官、【副座長】総務企画局総務課長、【構成員】各局総務課長等)を設置し、政府調達案件の契約方針を審議するほか、年間の調達計画及び進捗状況の報告を行っているところであり、23 年度は6回開催した。

また、CIO補佐官は、情報システムの調達仕様書の確認を行うほか、金融庁情報システム調達会議では、審議案件について評価を行っている。更に、最適化対象システムにおいては、開発・運用支援事業者との定例会に参加し、支援・助言を行っている。

3. 電子申請・届出の利用促進

「IT新改革戦略」(18年1月19日IT戦略本部決定)等において、オンライン利用率の向上が掲げられており、金融庁としても、広報誌への利用案内の掲載等の周知活動を実施し、利用促進に取り組んだ。

23 年度におけるオンライン利用件数は、1,046,821 件である。また、近年のオンライン利用による申請・届出等手続件数は下表のとおりである。

(参考 オンライン利用の状況)

(単位:件)

	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度
申請・届出等手続件数	1, 198, 715	1, 209, 305	1, 251, 094	1, 046, 821
EDINET の利用による提出件数	81, 846	93, 180	90, 565	89, 522

※ オンライン利用促進対象とされている4手続(生命保険募集人登録事務、生命保険 募集人届出事務、損害保険代理店登録事務、損害保険代理店届出事務)については、 業界団体(生命保険協会、損害保険協会)との連携等により、生保手続は17年度以 降、損保手続も19年度以降オンライン利用率100%を達成し維持している。

4. 情報セキュリティ対策の実施状況

金融庁においては、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

① 情報セキュリティ自己点検

全職員、対象となる情報システムに対して、情報セキュリティ対策実施状況について、81の調査項目に関する自己点検(以下「情報セキュリティ自己点検」という。)を23年度に行った結果、81項目中73項目(90.2%)が実施率100%の項目となるなど概ね適切に実施されていることが確認できた。残る8項目についても、実施率100%となるよう、改善を図っていく。

② 技術的情報セキュリティ対策

全ての情報システムのウェブサーバ、電子メールサーバ等の機器を対象に、技術的な情報セキュリティ対策(以下「技術的セキュリティ対策」という。)の実施状況に関する検査を23年度に行った結果、全ての検査項目で適切に実施されていること

が確認できた。

今後とも、この状態を維持するよう、適切な技術的セキュリティ対策の実施に努めていく。

③ 情報セキュリティ教育

全職員に情報セキュリティに関する研修を浸透させるため、情報セキュリティ研修を年度中に12回開催し、最近頻発している標的型攻撃の概要、対応策も説明している。

研修の受講率は改善し、情報セキュリティ対策に関する理解は着実に浸透しているが、業務時間中に実施される情報セキュリティ研修について、業務多忙な職員が 受講できるよう、研修の開催時間等の工夫を図っていくこと、情報セキュリティ研 修の未受講者に対する課室長からの受講の勧告を行うことなどにより、今後とも、 受講率の更なる引上げに努めていく。

④ 外部委託先の管理に関する取組み

情報システムの開発・運用等の業務を外部に委託する場合において、外部委託先 事業者が実施すべき情報セキュリティ対策については、調達仕様書に必ず記載する よう、調達仕様書の記載要領を整備する等の取組みを行った。

外部委託先事業者が実施すべき情報セキュリティ対策が調達仕様書に必ず記載されるようになることで、契約締結時点で外部委託先事業者との間で遵守事項や対策 水準について合意が形成され、また、プロジェクト遂行の中で合意に基づく確認を 実施していくことで、情報セキュリティ対策の実効性を高めるための態勢が整備された。今後とも、外部委託先の管理の向上に努めていく。

⑤ 業務継続計画の改定等

首都直下地震を想定した「金融庁業務継続計画」については、東日本大震災の発生を踏まえ、平成23年12月に職員の参集体制の強化等、所要の改定を行った。今回の「金融庁業務継続計画」の改定により、国民等のほか、財務局や自主規制団体等の対外的な利用者に影響が生じるおそれがある情報システムについて、非常時優先業務に準じ、個別マニュアルを作成することとした。

更に、東日本大震災の発生を踏まえ、当庁で現在運用している主な情報システム について対策状況を点検した結果、一部対策が不足している項目について、所要の 改善を行った。

⑥ 金融庁 CSIRT の設置

昨今のサイバー攻撃等による情報システムへのセキュリティリスクの高まりを受け、平成24年1月24日の情報セキュリティ政策会議において、各府省は、情報セキュリティ事案に関する緊急時対応の機能を有した専門的な部隊(府省内CSIRT※1)等を整備することとされた。

これを受け、金融庁においても、当庁の情報システムにおいて情報セキュリティ 事案が発生した際の緊急対応態勢の一層の強化を図ることを目的として、平成24年 6月1日に金融庁CSIRTを設置し、活動を開始した。

※1 CSIRT(シーサート: Computer Security Incidents Response Team)

5. IT人材育成の推進

金融行政を遂行するうえでIT知識を身につけることが必須と認識し、新入職員及び職員の希望者を対象に「IT基礎知識研修」を23年度に7回開催した。受講者はITパスポート試験合格程度の知識習得を目指しており、研修終了後、当該試験の受験を勧奨している。

また、総務省主催の情報システム統一研修への参加を勧奨し、IT知識の習得に努めている。

21年4月から、情報システムの専門知識を習得させることを目的として、毎年度継続的に職員を大学院に派遣しており、24年4月にも職員1名の派遣を行った。

第6節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施(資料2-6-1参照)

平成23事務年度においては、445件の各種報道発表を行っている。

これらのうち、重要なものについては、政務三役(大臣、副大臣及び大臣政務官) による記者会見や担当者による記者説明を行い、その内容・趣旨等について正確な理 解が得られるように努めている。

なお、記者会見をはじめとする情報発信については、閣議後(毎週2回)の大臣記者会見に加え、重要な報道発表時に実施している副大臣・大臣政務官会見や事務方による記者ブリーフを積極的に実施し、当庁の施策・考え方を発信・説明する機会の充実に取組んだ。

- Ⅱ 広報活動(震災に伴う広報・相談体制の強化は、後掲「第2部第6章第5節」参照)
 - 1. 金融庁ウェブサイトによる広報の充実 首相官邸の「政策情報ポータルサイト」の開設に伴い、金融庁ウェブサイトのトップページを利用者にとって見やすい構成に変更した。
 - 2. 政府広報の活用(資料2-6-2参照)

金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、資料2-6-2のとおり、政府広報の各種媒体を活用して、広く国民への理解浸透に努めている。

第7節 情報公開等

Ⅰ 開示請求の動向

1. 情報公開

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号、13年4月 1日施行)に基づく、23年度の開示請求の受付件数は243件となっている。

(2) 主な開示請求

- 23 年度に受付けた開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。
- ① 個別金融機関からの不祥事件届・報告書等の文書
- ② 個別金融機関からの届出・営業報告書等の文書
- ③ 行政処分関連資料等

開示請求の受付及び処理状況 (23年度)

			開	示	決 定	等		
部 局	前年度	開示請求	開示決定			不開示	請求の	翌年度
	繰越	の受付	全面	一部	小計	決定	取下げ	繰越
			開示	開示	11,51			
総務企画局	8	19	4	11	15	6	5	1
検査局	0	4	0	3	3	0	1	0
監督局	9	206	9	148	157	18	3	37
小 計	17	229	13	162	175	24	9	38
証券取引等	5	7	0	2	2	10	0	0
監視委員会	5	'	0		2	פ	J	
公認会計士・		7	0	6	6			
監査審査会	0	/	0	ס	ס	-	0	0
合 計	22	243	13	170	183	35	9	38

- (注1) 本表は、23年4月から24年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」38件のうち、37件については、24年6月30日までに決定済。
- (注3) 24年度における6月30日までの開示請求件数は113件である。
 - ※ うち 108 件は6月30 日までに決定済。

(3) 不服申立等

23 年度における不服申立受理件数は 12 件となっている。うち 9 件は同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている (残りの 3 件も 24 年 6 月 30 日までに諮問済)。

23 年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は7件(うち前年度以前からの繰越事案は、6件)。5件については、同年度中に裁決・決定を行っている。残りの1件も24年6月30日までに裁決・決定を行っている。

2. 個人情報

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号、17年4月1日施行)に基づく、23年度の開示請求の受付件数は808件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

- 23年度に受け付けた本人情報の開示請求のうち、主なものは以下のとおりである。
- (1) 本人からの個別金融機関に対する申立ての記録
- ② 公認会計士試験における本人の点数

開示請求の受付及び処理状況(23年度)

			開	示》	央 定	等		
 部 局	前年度	開示請求	開示決定		不開示	請求の	翌年度	
נייול יום	繰越	の受付	全面	一部	小計	決定	取下げ	繰越
			開示	開示	-3 ні	, , , <u>, , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
総務企画局	0	15	4	1	5	2	8	0
検査局	0	0	0	0	0	0	0	0
監督局	0	17	0	13	13	4	0	0
小 計	0	32	4	14	18	6	8	0
証券取引等 監視委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公認会計士 · 監査審査会	11	776	780	0	780	0	0	7
合 計	11	808	784	14	798	6	8	7

- (注1) 本表は、23年4月から24年3月末までの計数を取りまとめたものである。
- (注2)「翌年度繰越」7件については、24年6月30日までに全て決定済。
- (注3) 24 年度における 6月 30 日までの開示請求件数は 52 件である。 ※うち 51 件は 6月 30 日までに決定済。

(3) 不服申立等

23 年度における不服申立受理件数は4件となっている。全件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問済。

Ⅱ 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

新規採用者、転入職員に焦点を当てつつ、最終的に全職員に周知できるように、 情報管理研修を実施(合計 15 回)。

(2) 自主点検・内部監査

各課室の行政文書管理・個人情報保護の状況について、職員個人及び文書管理者 の責任で23年10月に自主点検を実施。

また、自主点検後に、各局監査担当者の責任で23年11月~12月にかけて監査を 実施。

さらに、24年2月にフォローアップの監査を実施。

【職員個人による自主点検】

今年度より、例年行われていた文書管理者による自主点検に加え、職員個人による自主点検を実施。個人レベルの点検を行うことで、より深度のある点検を行い、 職員における行政文書管理・個人情報保護の意識の高揚を図った。

2. 文書管理の状況

(1) 金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・内部監査を通じて、その保有している情報の管理の徹底に努めている。

しかしながら、23 事務年度(23 年 7 月~24 年 6 月)において、金融庁保有の情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が11 件発生した(郵便物の誤送付、メール誤送信、行政文書の誤廃棄など)。

ただし、上記の事例については、誤送信についてはメールの削除の依頼、誤送付については後日回収したほか、行政文書の誤廃棄なども外部に漏えいした可能性は極めて低く、2次被害も確認されていない。

(2) 再発防止策

上記事案を受けて金融庁は、事案の原因を究明の上、以下の再発防止策を講じている。

- ① 文書発送における取扱いの見直し
- ② メール誤送信の再発防止のためのルールの見直し及びメール誤送信抑止サービスの導入
- ③ 文書廃棄時のルールの見直し
- 4 上記について組織内において周知徹底等

第8節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上 に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上 で重要と考えており、このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随 時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

(参考) 金融機関等との意見交換会の開催実績(平成23年7月~24年6月)

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
10 回	11 回	11 回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	7回	6回
証券会社	投資信託会社	投資顧問業者	金融先物取引業者
2回	1回	1 回	1 🗇
信託	外資系事業者団体	貸金業者	監査法人
4回	2回	2回	1回
取引所	_	_	_
1回	_	_	_

第9節 パブリック・コメント手続の実績(資料2-9-1参照)

平成18年4月1日に施行された改正行政手続法により、行政運営の更なる公正の確保と透明性の向上を図る観点から、政省令などの命令等を定める際に、原則として最低30日以上の意見提出期間を置き、広く一般の意見や情報の公募を行う意見公募手続(いわゆるパブリック・コメント手続)が義務付けられている。

当庁においては、23 年7月から24 年6月末までの1年間に、上記改正行政手続法を踏まえ、同法に基づく意見公募手続50件のほか、任意の意見公募手続1件、計51件について、幅広く意見・情報の募集を行った。

第10節 金融行政アドバイザリー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザリー制度は、国民から広く金融行政に関する意見や反響を的確に 収集・把握することにより、金融行政の企画・立案及び事務運営の改善に役立て、金融 行政サービスの一層の向上を図るとともに、国民に対して積極的な情報提供を行うこと により、金融行政に対する国民の理解の向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務(支)局に5名配置された金融行政アドバイザリーが①金融行政に関する意見等を報告するほか、②金融行政に関する広報に参画することである。

(参考1)金融行政アドバイザリーの委嘱状況

委嘱者数は各財務(支)局5名、合計55名。内訳は次のとおり。

- ① 金融機関の利用者(中小企業経営者等): 16名
- ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 : 18 名
- ③ 消費者団体職員、地方公共団体(消費者相談窓口担当)の職員等 : 4名
- ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等: 17名

(参考2)金融行政アドバイザリーの選定基準

- ① 金融機関等の利用者や商工会議所等の経営相談員等で、金融行政に関心を持ち公平かつ率直に意見等を報告できる者、及び金融知識の普及活動、金融経済教育、利用者保護策等に素養のある者。
- ② 財務(支)局管轄内に住所または勤務先のいずれかを有する者。

Ⅱ 平成23事務年度における取組み

1. 金融行政に関する意見等を報告

23年12月~24年3月、財務(支)局において「金融行政アドバイザリー連絡会議」を開催し、アドバイザリーから金融行政に関するご意見を頂いた。

寄せられたご意見等は、今後の金融行政の企画・立案及び事務運営の改善のための貴重な材料として役立てるほか、検査・監督の実務において重要な情報として活用することとしている。

2. 金融行政に関する広報に参画

財務(支)局が開催する地域密着型金融に関するシンポジウムにパネリストとして参加頂いているほか、アドバイザリーが参加する各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第11節 金融サービス利用者相談室

Ⅰ 概要(資料2-11-1~2参照)

1. 金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、平成17年7月1日に、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

- (1)金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
- (2)金融機関と利用者の間の個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団 体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
- (3) 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、 企画立案・検査・監督等において活用する。
- (4) 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎 に公表する。
- 2. 23 年度においては、相談受付終了時間を 16 時から 17 時に延長し、利便性の向上に資することができたと考えている。
- Ⅱ 相談等の受付状況(資料2-11-3参照)

23 年4月1日から24 年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

- 1. 総受付件数は 41,726 件となっている。1日当たりの平均受付件数は 171 件となっており 22 年度 (218 件) に比べて減少している。
- 2. 分野別では、預金・融資等が 12, 188 件 (29%)、保険商品等が 9, 327 件 (22%)、 投資商品等が 14, 891 件 (36%)、貸金等が 3, 820 件 (9%)、金融行政一般・その他 が 1,500 件 (4%) となっている。
- 3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

- (1)預金・融資等については、個別取引・契約の結果の相談等や一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、受付件数は22年度に比べて減少している。
- (2)保険商品等については、個別取引・契約の結果の相談等が減少したことから、受付件数は22年度に比べて減少している。
- (3)投資商品等については、個別取引・契約の結果の相談等が増加したものの、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、受付件数は22年度に比べてほぼ同水準となっている。
- (4)貸金等については、一般的な照会・質問に関する相談等が減少したことから、受付件数は22年度に比べて減少している。
- 4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介しており、直近においては、日本に拠点のない外国の銀行への預金口座開設の代行に関する事案を追加して82事例とした。
 - (参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等 23年4月1日~6月30日・・・23年7月29日公表(第24回) 23年7月1日~9月30日・・・23年10月31日公表(第25回) 23年10月1日~12月31日・・・24年1月31日公表(第26回) 24年1月1日~3月31日・・・24年4月27日公表(第27回)

第12節 政策評価への取組み(資料2-12-1~2参照)

金融庁においては、平成14年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」 (平成13年法律第86号) に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」(計画期間:20年7月~24年3月)
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」(計画期間: 4月~翌年3月)

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。 なお、「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、24 年3月末をもって計画期間が終了したことから、計画期間を「5ヵ年」とする新基本計画(計画期間: 24 年4月~29 年3月)を策定した。新基本計画では、「基本政策」及び「施策」の体系を明らかにするとともに、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び施策に共通する考え方や姿勢を明らかにするため、「「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」を示すこととした。

【「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方】

- 1. 今回、平成24年4月から5年間にわたる基本計画を策定するにあたって、以下の3つの基本政策を定めることとした。
 - I. 経済成長の礎となる金融システムの安定
 - Ⅱ. 利用者の視点に立った金融サービスの質の向上
 - Ⅲ. 公正・透明で活力ある市場の構築
- 2. 金融行政が目指すのは、これらの基本政策の追求により金融仲介機能が十全に発揮されること、すなわち、
 - 顧客に対し、顧客のニーズを踏まえた資金が円滑に供給されるとともに、
 - 顧客の実態に応じ、資金調達において、成長・発展に向けた最適な解決策が提供 され、
 - 顧客の将来の成長可能性を踏まえた適切なリスクテイクが行われること、 を通じて、経済の持続的成長と国民生活の安定に貢献していくことである。
- それぞれの基本政策の下に位置づけられる施策の策定・実施に際しては、
 - ○「金融システムの健全性確保」と「金融の円滑化」
 - ○「利用者の保護」と「利用者利便の向上」
 - ○「市場の公正性・透明性の確保」と「市場の活性化」 の要請を両立させることを目指していく。
- 4. 具体的な施策の実施に際しては、
 - 金融システムの安定性確保や利用者保護等をおびやかすリスクを早期に把握し、 それに適切に対応するなど、リスク感応度の高い行政を目指す。
 - 中長期的な経済社会の構造変化も見据え、金融機関の活動や市場の働きが、国民 の資産の適切な運用、資金需要者の発展、資金の流れの改善等につながっていくこ とを目指す。
 - 質の高い金融仲介機能の発揮に向けた金融機関等の自主的な努力を尊重すると ともに、金融機関等の活動が、経済や国民の観点からみて、より信頼され、満足度

の高いものとなるよう促す。

5. これらの施策を進めるため、金融庁としては、国民の立場に立ち、金融行政の専門性・先見性の向上に努めるとともに、限られた行政資源を上記の目標に照らし重要性の高い分野に使い、より効率的・効果的な行政を目指す。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

【評価の実施状況】

年度	実績評価	事前事業評価	事 後事業評価	総合評価	規制の事前 評価 (RIA)	租税特別措 置等に係る 政策評価
14 年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	_	_	_		
15 年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	_	_		
16 年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	_	_		
17 年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	_	1件		
18 年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	_		
19 年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	_	11件	
20 年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21 年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	_	2 5件	
22 年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	_	3件	_	19件	7件
23 年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	_	2件	_	1 5件	7件

(参考)

- 〇実績評価:行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する 実績を測定しその達成度を評価するもの。(例:個人投資家の参加拡大)
- ○事業評価: 事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。(例: 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化)
- 〇総合評価:特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。(例:「金融システム改革(日本版ビッグバン)」)
- ○規制の事前評価(RIA: Regulatory Impact Analysis): 規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法。平成19年10月より評価の実施が義務化された。
- 〇租税特別措置等に係る政策評価:租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、 その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望 内容の適切性を担保するための手法(事前評価)。また、過去に要望した租税特 別措置等についても同様に評価する(事後評価)。平成22年5月より評価の実施 が義務化された。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

第13節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」(平成17年9月策定、22年1月修正)に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務を継続するための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」を策定した。

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の優先業務(金融市場や金融機関等における状況の確認、国民、金融機関、海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等)を規定しているほか、これらの優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ対応編)」を22年8月に策定している。

2. 東日本大震災を踏まえた見直し

金融庁では、東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画における各種課題を検討した上で、23 年 12 月に本計画を改定・公表した(資料 2 - 13 - 1 参照)。改定の主なポイントは以下の通りである。

①職員の参集体制

優先業務を実施・継続するための参集要員については、公共交通機関が途絶しても本庁舎に確実に参集できるよう、自宅から本庁舎に徒歩で参集できる職員を指定した。また、優先業務を持たない課室の中で本庁舎の近隣に居住する職員により構成する参集予備者を新設した。

2権限委任

権限委任については、災害対策本部長(大臣)が指揮をとれない場合の代行順位を 第7順位まで定めるほか、各優先業務における権限者の代行順位を第5順位程度まで 登録することを規定した。

③優先業務チェックリスト

本庁舎に参集した職員が実施すべきことを明確に把握できるよう、優先業務のチェックリストを新たに作成した。

3. 業務継続体制の更なる充実・強化

23 年 12 月の改定以降は、民間業者に改定後の本計画の実効性を検証するための調査を委託した。

(注) その後、その調査結果や政府内の各種検討会の報告書等を踏まえ、金融庁の業務 継続体制を更なる充実・強化を図る観点から、24年8月に本計画を再度改定・公表 した。

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成22年法律第32号)の一部の施 行に伴う関係政令・内閣府令の整備

I 経緯

先般の世界金融危機を受けた国際的な議論や、我が国金融・資本市場において見られた問題等を背景として、我が国金融システムの強化及び投資家等の保護を図る観点から、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、22年5月12日に成立し、同月19日に公布されている。

これを受け、改正法のうち公布後2年6月以内に施行することとされている事項について、関係政令の整備を行い(24年5月16日に公布)、また、関係内閣府令等の整備を行ってきた(24年7月に公布予定)。なお、これら政府令等は、24年11月1日に施行されることとされている。

Ⅱ 概要(資料3-1-1~2参照)

改正法では、我が国に重大な影響を及ぼすおそれがあり、清算集中による決済リスクの減少が我が国市場の安定に必要と考えられる一定の取引について清算機関の利用を義務付けるための清算集中制度を導入した。また、当局による店頭デリバティブ取引に係る平時のモニタリングを強化し、危機時における迅速・適切な対応を可能とするための取引情報の保存・報告制度を導入した。

これを受け、関係政令では、取引情報蓄積機関に対する検査等の権限の委任など、 これらの制度の施行に伴い必要となる所要の規定の整備等を行い、また、これらの 制度の細目等を定める関係内閣府令やその関連告示の整備を行うための意見募集手 続を行った。 第2節 資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正 する法律(平成23年5月17日成立)の施行に伴う関係政令・内閣府令の 整備

I 経緯

資本市場及び金融業の基盤強化を図るため、①多様で円滑な資金供給の実現、②国民資産を有効活用できる資産運用機会の提供、③市場の信頼性の確保に係る施策を盛り込んだ「資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)が、23年5月17日に成立、同年5月25日に公布された。

これを受け、関係政令・内閣府令等の整備を行った。

Ⅱ 概要

- 1. 公布後6月以内施行関係政令・内閣府令等の概要(23年11月16日公布、 同年11月24日施行)(資料3-2-1~2参照)
- (1)保険会社のグループ内における業務の代理・事務の代行の届出制への 移行

改正法では、保険会社による業務代理等が同一グループ内で行われる 場合は、認可に代えて、届出で足りることとした。

これを受け、内閣府令では、グループの範囲として、当該保険会社の子法人等、議決権の50%超を保有する主要株主又は兄弟会社等に該当する者を規定した。

(2) 資産流動化スキームに係る規制の弾力化

改正法では、①資産流動化計画変更に係る規制の緩和、②資産取得に係る規制の見直し、③資金調達に係る規制の見直し等の措置を講じた。 これを受け、政令・内閣府令では、以下の措置を講じた。

- ア. 資産流動化計画の変更に係る届出が免除となる「軽微な変更」の範囲の規定
- イ. 資産取得に際し、信託設定義務等が免除される「従たる特定資産」 の具体的な要件の規定
- ウ. つなぎ資金等の借入れ(特定借入れ以外の借入れ)に係る要件の緩和
- (3)無登録業者による未公開株等の取引に関する対応

 改正法では、無登録業者が未公開有価証券の売付けを行っ

改正法では、無登録業者が未公開有価証券の売付けを行った場合、原 則その売買契約を原則として無効とすることとした。

これを受け、政令では、取引の無効ルールの対象となる有価証券につ

いて、社債、株式、新株予約権等を規定した。

- 2. 公布後1年以内施行関係政令・内閣府令等の概要(24年2月15日公布、 同年4月1日施行)(資料3-2-3~4参照)
 - (1) ライツ・オファリングに係る制度整備

改正法では、①株主全員に対する目論見書の作成・交付を不要とする ②証券会社による、未行使分の新株予約権の取得・行使を「有価証券の 引受け」と位置付ける③新株予約権無償割当てをインサイダー取引の重 要事実として明記する等の措置を講じた。

これを受け、内閣府令においては、以下の措置を講じた。

- ア. 目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する 事項を規定
- イ. 割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量保有報告規制の適用 を受ける新株予約権を規定
- ウ. 引受証券会社が未行使分の新株予約権を取得する際の株券等所有 (保有)割合を規定
- エ. ライツ·オファリングにおけるインサイダー取引規制の軽微基準(重要事実に該当しない基準)等を整備
- オ. 引受証券会社による新株予約権の行使勧誘について、虚偽告知の禁止等の行為規制を適用
- (2)銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リース取引の活 用の解禁

改正法では、ファイナンス・リース取引及び同取引の代理・媒介業務を銀行・保険会社等の金融機関本体の付随業務に追加することとした。 具体的には、ファイナンス・リース取引の要件として、①中途解約禁止 及びこれに準ずるもの、②物件の価格と付随費用をリース料で全額を回 収するもの、③リース契約終了後に顧客に所有権が移転しないもの、を 規定した。

これを受け、内閣府令においては、以下の措置を講じた。

- ア.銀行・保険会社等金融機関本体に解禁するファイナンス・リース取引の要件のうち、
 - (ア)中途解約禁止に準ずるものとして、中途解約をする際に、未経 過期間に係るリース料相当額をおおむね全額支払う場合を規定
 - (イ)付随費用として、改正法で定める保険料、固定資産税のほか、 利子・手数料(リース物件の維持・管理費用等)を規定
- イ. 銀行・保険会社等金融機関グループが行うファイナンス・リース取引を大口信用供与等規制の対象に規定
- (3) プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

改正法では、顧客をプロ等(適格投資家)に限定した小規模なファンドに係る投資運用業(適格投資家向け投資運用業)を行おうとする場合について、登録要件の一部緩和を行うとともに、当該業者が運用するファンド持分の販売勧誘についても登録要件の特例を整備し、投資運用業への新規参入の促進を図るための措置を講じた。

これを受け、政令・内閣府令においては、以下の措置を講じた。

- ア. 顧客であるプロ等(適格投資家)の範囲について、有価証券等の金融資産保有額が3億円以上の法人や個人等を定めるとともに、運用財産に係る総額の上限を200億円以下と規定
- イ. 最低資本金等の額を5千万円から1千万円に引き下げるなど登録要件を一部緩和

(4) 英文開示の範囲拡大

改正法では、英文開示の利便性の向上を図るため、英文開示の対象範囲を有価証券届出書等の発行開示書類及び臨時報告書に拡大すること とした。

これを実施するため、内閣府令においては、英文開示による有価証券届出書等に添付する日本語による要約の範囲として、

- ア.発行者情報のうち「主要な経営指標等の推移」、「事業の内容」及び「リスク情報」
- イ. 「その他外国会社が必要かつ適当と認める発行者情報」 等を規定した。

また、英文開示による臨時報告書については、「提出理由」は日本語、 具体的な「報告内容」は英語により記載することを可能とした。

(5) その他

上記のほか、政令・内閣府令においては、①適格機関投資家等特例業務に係る届出事項等の追加、②株式等のブロックトレードの円滑化及び③学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外等の措置を講じた。

第3節 金融商品取引法等の一部を改正する法律について

I 経緯

我が国金融・資本市場を取り巻く環境の変化を踏まえ、我が国市場の国際競争力の強化、及び、利用者利便の向上を図るとともに、グローバルな金融・資本市場の混乱を踏まえた金融システムの強化、及び、利用者が安心して取引できる規制を整備していくことが重要な課題となっている。

このような状況を踏まえ、①「新成長戦略」、「日本再生の基本戦略」等に基づき、証券・金融・商品を横断的に一括して取り扱う「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備、②店頭デリバティブ取引の公正性・透明性の向上、③適切な不公正取引規制の確保に係る施策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」が、平成24年3月9日に国会に提出された。

本法案は、同年6月19日に参議院財政金融委員会に付託された。(注)

(注)本法案は、参議院財政金融委員会及び衆議院財務金融委員会の審議を 経て、同年9月6日に可決・成立し、同年9月12日に公布された。 なお、参議院財政金融委員会(同年7月26日)において、附帯決議が 付されている。

Ⅱ 概要(資料3-3-1~3参照)

金融商品取引法等の一部を改正する法律は、我が国市場の国際競争力の強化並びに金融商品の取引の公正性及び透明性の確保を図るため、①「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備、②店頭デリバティブ規制の整備、③課徴金制度の見直し、④インサイダー取引規制の見直し等の措置を講じるものである。

主な改正内容は、以下のとおりである。

- 1.「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備
 - (1) 金融商品等の定義の整備
 - ア. 金融商品の定義に、商品先物取引法に規定する商品のうち、法令の規定に基づく当該商品の価格の安定に関する措置の有無その他当該商品の価格形成及び需給の状況を勘案し、当該商品に係る市場デリバティブ取引により当該商品の適切な価格形成が阻害されるおそれがなく、かつ、取引所金融商品市場において当該商品に係る市場デリバティブ取引が行われることが国民経済上有益であるものとして政令で定めるものを追加することとし、商品等に係る市場デリバティブ取引(「商品関連市場デリバティブ取引」)を金融商品市場において行えることとする。

- イ. 金融商品市場の定義に、商品関連市場デリバティブ取引のみを行う ものを含まないこととする。
- ウ. 店頭デリバティブ取引及び外国市場デリバティブ取引の定義に、商品等に係る取引を含まないこととする。

(2) 商品関連市場デリバティブ取引に係る業規制の整備

- ア. 金融商品取引業の範囲から、商品関連市場デリバティブ取引の自己 取引を除外することとする。
- イ. 有価証券等管理業務の対象となる行為の範囲に、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、顧客から商品等の預託を受けることを含めることとする。
- ウ. 商品関連市場デリバティブ取引の媒介、取次ぎ若しくは代理、又はその委託の媒介、取次ぎ若しくは代理、及び商品関連市場デリバティブ取引の有価証券等清算取次ぎを第一種金融商品取引業と位置付けることとする。
- エ. 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引等の委託を 受けたときは、その委託に係る取引等をしないで、自己がその相手方 となって取引を成立させてはならないこととする。

(3) 分別管理制度に関する規定の整備

- ア. 商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関して顧客から預託を受けた財産及び顧客の計算に属する財産について分別管理義務を規定することとする。
- イ. 金融商品取引業者等は、商品関連市場デリバティブ取引に係る業務に関して、顧客の計算において自己が占有する商品等又は顧客から預託を受けた商品等を担保に供する場合又は他人に貸し付ける場合には、書面による同意を得なければならないこととする。

(4) 投資者保護基金に関する規定の整備

投資者保護基金の目的及び業務範囲(一般顧客及び顧客資産の範囲) を商品関連市場デリバティブ取引やその付随的な取引に関するものに拡充するとともに、投資者保護基金が有価証券関連業に関する業務又は商品関連市場デリバティブ取引に関する業務のいずれかに業務範囲を限定する旨を定款で定めることができることとするほか、所要の規定の整備を行うこととする。

(5)金融商品取引所に関する規定の整備

ア. 金融商品取引所は、定款又は業務規程の定めるところにより、商品 関連市場デリバティブ取引のみを行うための取引資格を与えることが できることとする。

- イ. 金融商品取引所は、商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設する場合には、その業務規程において、商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとに、当該商品関連市場デリバティブ取引に係る金融商品等に関する細則を定めなければならないこととする。
- ウ. 内閣総理大臣は、金融商品取引所から報告を受けた事項のうち、商品関連市場デリバティブ取引に関する一定の事項について、商品市場所管大臣(農林水産大臣・経済産業大臣)に通知することとする。
- エ. 株式会社金融商品取引所及び株式会社商品取引所を当事者とする合併について、次に掲げる規定を整備することとする。
 - ① 当該合併により、株式会社金融商品取引所が新設される場合には、当該株式会社金融商品取引所は、その成立の日に、当該合併により消滅する株式会社金融商品取引所の権利義務を承継することとする。
 - ② 当該合併により、消滅する株式会社商品取引所の開設していた 商品市場において成立した取引であって決済を結了していないも のは、合併後の株式会社金融商品取引所の開設する取引所金融商 品市場において同一の条件で成立した市場デリバティブ取引とみ なすこととする。
- オ.商品取引参加者について、次に掲げる規定を整備することとする。
 - ① 内閣総理大臣は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認めるときは、商品関連市場デリバティブ取引を行うための取引資格を与えられた者(「商品取引参加者」)に対し、報告の徴取及び検査を行えることとする。
 - ② 内閣総理大臣は、商品取引参加者がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、金融商品取引所に対し、当該商品取引参加者の取引資格の取消しをすべき旨を命じ、又は当該商品取引参加者の商品関連市場デリバティブ取引を停止若しくは制限すべき旨を命ずることができることとする。
- (6) 商品関連市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規定の整備
 - ア. 金融商品の定義の改正により、商品関連市場デリバティブ取引についても現行の金融商品取引法上の市場デリバティブ取引に係る不公正取引に関する規制が及ぶことに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
 - イ. 内閣総理大臣は、商品取引参加者の行う商品関連市場デリバティブ取引について、過当な数量の取引であって取引所金融商品市場の秩序を害すると認められるもの等を制限するため、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる事項を内閣府令で定めることができることとする。

- ウ. 不公正取引に対する課徴金の額を算定するための基礎となる「有価証券の売付け等」及び「有価証券の買付け等」の定義に、商品関連市場デリバティブ取引による売付け及び買付けを追加する等の規定の整備を行うこととする。
- (7)農林水産大臣及び経済産業大臣との協議等に関する規定の整備
 - ア. 内閣総理大臣は、金融商品取引所、金融商品取引清算機関等に対し、 次に掲げる処分を行う場合には、あらかじめ、商品市場所管大臣と協 議し、その同意を得なければならないこととする。
 - ① 商品関連市場デリバティブ取引を行う金融商品市場を開設しようとする者に対する免許
 - ② 金融商品取引所に対する、商品等に係る上場廃止命令等
 - ③ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引の種類及び期限、商品の受渡しに関する事項並びに商品関連市場デリバティブ取引の種類ごとの商品等に関する細則に係る業務規程の変更の認可
 - ④ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に関し、取引証拠金に関する事項等について定款等に定める必要な措置を講ずることの命令
 - ⑤ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引停止命令
 - ⑥ 金融商品取引所に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務規程の変更命令等
 - ⑦ 商品関連市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を 行おうとする者に対する免許・兼業承認
 - ⑧ 商品取引債務引受業等を行わない金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る商品の受渡しに関する事項に係る業務方法書の変更の認可
 - ⑨ 商品取引債務引受業等を行う金融商品取引清算機関に対する、 商品関連市場デリバティブ取引に関する事項に係る業務方法書の 変更の認可
 - ⑩ 金融商品取引清算機関に対する、商品関連市場デリバティブ取引に係る取引証拠金に関する事項についての業務方法書の変更命令
 - イ. 内閣総理大臣は、次に掲げる処分を行う場合には、商品市場所管大臣に対して、あらかじめ、通知することとする。
 - ① 金融商品取引法第 161 条の規定による内閣府令であって商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を定めたものに違反した金融商品取引業者等又は取引所取引許可業者に対し、業務停止命令等を行う場合

② 金融商品取引所に対し、金融商品取引法第 161 条の規定による 内閣府令であって商品関連市場デリバティブ取引に関する事項を 定めたものに違反した商品取引参加者の取引資格の取消し等を命 じる場合

(8) 内閣総理大臣に対する措置要求に関する規定の整備

農林水産大臣及び経済産業大臣は、商品関連市場デリバティブ取引に関し、当該商品関連市場デリバティブ取引が商品の生産及び流通に与える重大な悪影響を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、金融商品取引法に基づき必要な措置をとるべきことを要請することができることとする。

2. 店頭デリバティブ規制の整備

- (1)店頭デリバティブ取引における電子情報処理組織の使用義務付け 金融商品取引業者等は、取引の概要に関する情報の迅速な開示が必要 であると認められる店頭デリバティブ取引を行う場合には、金融商品取 引業者等又は電子店頭デリバティブ取引等許可業者がその店頭デリバティブ取引等の業務の用に供する電子情報処理組織を使用しなければなら ないこととする。
- (2)電子店頭デリバティブ取引等業務の許可に関する規定の整備 外国において店頭デリバティブ取引等を業として行う者について、有 価証券関連業を行う者を相手方とする場合等には、内閣総理大臣の許可 を受けて、その業務の用に供する電子情報処理組織を使用して一定の店 頭デリバティブ取引等を行うことができることとする。

3. 課徴金制度の見直し

- (1)発行者等が虚偽開示書類等を提出し、提供し又は公表した場合において、その提出等を容易にすべき行為又は唆す行為を行った者に対し、 当該行為の対価として支払われた額等に相当する額の課徴金を課すこととする。
- (2)金融商品取引業者等以外の者が、自己以外の者の計算において不公正取引をした場合、その報酬等の対価の額の課徴金を課すこととする。
- (3) 課徴金に関する調査について、金融商品取引法第 172 条の 12 の規定に係る課徴金の調査権限を設けるとともに、事件関係人又は参考人に出頭を求める権限を追加することとする。
- 4. インサイダー取引規制の見直し

- (1) 合併又は会社分割による上場会社等の特定有価証券等の承継をイン サイダー取引規制の対象とすることとする。
- (2) 合併等による特定有価証券等の承継であって当該特定有価証券等の 承継資産に占める割合が特に低い場合及び合併等の対価として自己株 式を交付する場合等について、インサイダー取引規制を適用しないこと とする。

5. 施行期日

この法律(「総合的な取引所」の実現に向けた制度整備に係る規定)は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとする。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とすることとする。

- (1) インサイダー取引規制の見直し及び課徴金制度の見直しに係る規定 公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日
- (2) 店頭デリバティブ規制の整備に係る規定公布の日から起算して3年 を超えない範囲内において政令で定める日

第4節 ディスクロージャー制度の充実・運用

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家、発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かり やすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、適時に開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような開示諸制度の整備を行った。

1. 社外取締役等に関する開示内容の明確化(資料3-4-1参照)

有価証券報告書及び有価証券届出書における記載内容について、「役員の状況」においては、役員が社外取締役又は社外監査役に該当する場合には、その旨を欄外に注記することとし、「コーポレート・ガバナンスの状況」においては、社外取締役又は社外監査役の提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容(ない場合はその旨)を記載することとし、従来の開示ルールの明確化を図った(平成 24 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度を最近事業年度とする有価証券届出書及び当該事業年度に係る有価証券報告書から適用)。

2. ライツ・オファリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係の整理

ライツ・オファリングにおいて、特定の外国に居住する株主による新株予約権の 行使を制限することが株主平等原則(及びその趣旨)に抵触するものではないと解 釈するための考慮要素について、法制専門研究会において議論を行い、23年9月に 報告書を公表した。

3. 有価証券対価公開買付けの開示書類の記載事項の見直し

有価証券の募集(売出し)が当該有価証券をもって対価とする公開買付けのために行われる場合には、有価証券届出書、臨時報告書において、当該募集(売出し)の発行(交付)条件の合理性に関する考え方、当該条件により発行(交付)を行う理由・判断の過程の記載を求めることとした(23年8月5日施行)。

4. 私設取引システムにおける取引に係る公開買付規制の適用除外

公開買付規制のいわゆる5%ルール(法第 27 条の2第1項第1号)の適用を除 外する取引として、下記の要件を全て満たすものとして金融庁長官が指定する私設 取引システムにおける上場有価証券の取引を追加することとする。

- ・有価証券の種類、銘柄、価格等が直ちに公表されることとなっていること
- ・売買価格の決定方法が競売買方式等であること
- ・有価証券を所有する者が当該有価証券を適時に売却する機会が確保されている と認められること

(24年6月26日にパブリックコメント開始)

5. 連結財務諸表規則等の改正

23年6月30日に開催した企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議において、主として監査報告書の記載区分の見直しを内容とする中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂が行われ、この改訂に伴い、監査証明府令等についても所要の改正を行った(同年7月15日公布・施行)。

国際会計基準 (IFRS)の導入の検討に併せ、21 年 12 月の連結財務諸表規則等の改正により、28 年 3 月期で使用終了とされていた米国基準での開示については使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする連結財務諸表規則等の改正を行った(同年8月31日公布・施行)。

Ⅱ 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うに当たり必要な情報が、理解しやすく、誤解を与えない形で適切に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局と連携して、提出される開示書類の審査及び違反行為への適切な対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書に係る審査

有価証券報告書は、企業等の事業年度終了後3ヶ月以内に当該企業等の本店 所在地を管轄する財務局(資本金50億円以上の企業は関東財務局)に提出されるが、当該提出された事業年度に係る有価証券報告書について、繰延税金資 産の回収可能性判断等、財務諸表に重大な影響を及ぼすおそれのある評価・見 積りを伴う科目を中心に開示内容の審査を行った。審査の結果、20社より訂正 報告書の提出がなされた。

また、昨年上場企業において会計不正が発覚したこと等を踏まえ、有価証券報告書等の適正確保のため、24年3月、特定テーマに関し対象企業を抽出して審査を行う等、より深度ある審査(有価証券報告書レビュー)を同年7月より実施することを公表した。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、 各財務局において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有 価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届 出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容が十分であるか について審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を求めた。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出した発行者や、定められた提出期限までに開示書類を提出しない者などに対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

平成 23 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	10 件

3. 無届けで募集を行っている者に対する警告書の発出

近年、「未公開株」「私募債」「ファンド」などの取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにも関わらず、当該届出を行わないまま、有価証券の取得勧誘を行っている事例が見られる。

このため、無届けで募集行為を行っていると認められる者に対しては、企業内容等の開示に関する留意事項に基づく警告書を発出し、発行者に是正を促すとともに、 投資者に対して注意を呼びかけている。

平成23事務年度には1件の警告を発出した。(資料3-4-2参照)

Ⅲ EDINET (電子開示システム)の開発状況等

18年3月に策定された「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」に基づき、XBRL(財務情報等を効率的に処理するためのコンピュータ言語)の導入及びそれに伴うシステムの再構築を行い、20年3月17日に現行システムが稼働した。

なお、23 年度のEDINETへのアクセス件数は、月平均約 1,800 万件を超えている。

23 年度は、XBRLデータの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、投資家向けの検索・分析機能の向上等の開発を行った(開発期間は23 年度から25 年度までの3 ヶ年。なお、新システム(次世代EDINET)の稼働は25 年度中の予定。)。

Ⅳ 公認会計士等に対する監督等

1. 公認会計士・監査法人に対する行政処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。この

ため、金融庁は、公認会計士・監査法人の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人に対する適切な監督に努めてきた。

23 事務年度の公認会計士法に基づく処分は次のとおり。

① 23年7月 監査法人1法人 戒告

公認会計士2名 業務停止3月

② 23年7月 公認会計士1名 業務停止1月

③ 23年7月 公認会計士1名 業務停止3月

④ 24年3月 監査法人1法人 業務改善命令

⑤ 24年6月 公認会計士2名 業務停止6月

(参考)

・公認会計士の登録数 : 23,132 名 (24 年 6 月末現在)・監査法人の数 : 215 法人 (24 年 6 月末現在)

2. 公認会計士試験合格者等の活動領域拡大に向けた取組み等

公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に向けた取組みをより一層推進するため、23 年 11 月、「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域拡大に関する意見交換会」が開催され、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会・金融4団体の当面の取組みを取りまとめた「公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための当面のアクションプラン」(21 年 7 月)が再改訂された。

これに基づき、合格者等の意識改革や経済界における周知活動、試験合格者向け パンフレットの記載内容の更なる充実など、関係団体と連携しながら、合格者等の 活動領域の拡大に係る環境整備に向けた取組みを引き続き行った。

さらに、上記アクションプランに基づき、公認会計士資格を取得するために必要な実務経験の範囲の見直しをするため、公認会計士法施行令の一部を改正する政令等を24年3月に公布、同年4月に施行した。(資料3-4-3参照)

第5節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

- I 金融商品取引所をめぐる動き
 - 1. 東京証券取引所グループと大阪証券取引所の経営統合に関する合意

東京証券取引所グループと大阪証券取引所は、平成 23 年 11 月 22 日に、取引参加者及び投資家の利便性の向上並びにグローバル競争力の強化等による「グローバル・プレーヤーとしての地位確立」などを目指し、経営統合を進めていくことを発表した。両社は、平成 24 年 1 月 4 日に産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画の認定を申請した。

両社は、東京証券取引所グループによる大阪証券取引所に対する公開買付けや、大阪証券取引所を存続会社とする合併等の必要な手続きを踏んだ上で、平成25年1月1日を期日として、経営統合を完了させ、統合持株会社「日本取引所グループ(仮称)」を発足させる予定である。また、統合後においては、統合持株会社の下、速やかに市場統合等を行い、組織再編を進めていくとしている。(注)

(注)両社の申請を受けて、金融庁は、公正取引委員会に対する協議等を 経た上で、平成24年7月6日に事業再構築計画の認定を行った。

(資料3-5-1~2参照)

2. 東京証券取引所のシステム障害

東京証券取引所において、平成24年2月2日、株式売買システムの相場情報を配信するサーバーの一部にハード障害が発生し、同取引所で扱う株券等241銘柄について、前場において売買停止となる事態が発生した。

また、この影響により、同システムを利用する札幌証券取引所において も、株券等全 74 銘柄が売買停止となった。

本件を受けて金融庁は、同日付で東京証券取引所に対し、「システム障害発生に関する報告書」の提出を求め、同月 16 日には、提出された報告書の内容を踏まえ、再発防止策等の実施状況等について、改めて報告命令を発出し、進捗状況の適切な把握に努めた。また、その他の取引所等についても、本システム障害を踏まえ、システム総点検を行うことを要請した。

3. 取引時間の一部見直し

東京証券取引所は、平成23年11月21日より、幅広い投資者層の取引機会を拡大する観点から、取引時間の一部見直しを行い、現物立会市場における前場取引終了時刻の30分延長等を行った。また、大阪証券取引所をはじめとする他の国内各証券取引所も、同様の見直しを実施した。

Ⅱ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 経緯

先般の世界的な金融危機を受け、G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明などにおける国際的に重要な問題として認識された課題(※1)等に関して、我が国金融・資本市場において、早急に取り組むべき諸課題を整理した「金融・資本市場に係る制度整備について(※2)」を22年1月に公表した。

その後、22年5月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (以下「22年改正金商法」という)において、一定の店頭デリバティブ取 引に係る清算機関の利用義務付け等を盛り込むとともに、その関係政令・ 内閣府令等の策定作業を行うなどの対応を進めてきた。

- ※1 21 年9月のG20 ピッツバーグ・サミットでは、「遅くとも 2012 年末までに、標準化されたすべての店頭(OTC)デリバティブ契約は、適当な場合には、取引所又は電子取引基盤を通じて取引され、中央清算機関を通じて決済されるべきである。店頭デリバティブ契約は、取引情報蓄積機関に報告されるべきである。」旨、合意された。
- ※2 証券・デリバティブ決済システムに関連する取組みとして、①店 頭デリバティブ取引について、一定の取引規模がある取引を対象にし た清算集中義務や取引情報の保存・報告義務等の導入、②国債取引・ 貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化(日本国債清算機関の態勢強 化、貸株取引に係るDVP決済のルール化等)が盛り込まれた。

2. 概要(資料3-5-3参照)

(1)店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上

23 年 11 月に、金融機関、清算・振替機関、有識者等をメンバーとする「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」を設置し、我が国における店頭デリバティブ取引の清算機関の利用義務付け等に係る制度の具体化・内閣府令のあり方や電子取引基盤(電子取引システム)の利用義務のあり方を議論し、23 年 12 月に当該検討会における議論の取りまとめを作成・公表した。

当該検討会における清算機関の利用義務付け等に係る意見等を踏まえ、「22年改正金商法」における清算機関の利用義務付け等に係る政令・内閣府令等の策定作業を進め、内閣府令等については、府令案を24年4月27日に公表し、パブリックコメント手続きを実施するなど、11月1日の施行に向けて策定作業を進めた。(関係政令については、第2部第3章第1節を参照。)

また、当該検討会における電子取引基盤の利用義務付けに係る意見等を踏まえ、一定の店頭デリバティブ取引について電子取引基盤の利用を

義務付ける規定を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」を、24年3月に国会に提出し、取引の透明性・公正性の向上や、約定から決済までの一連の事務を電子化するSTP (Straight Through Processing) 化の促進等を図り、決済システム全般の効率化・安定化に資する取組みを進めることとしている。

そのほか、日本証券クリアリング機構(JSCC)が、23年7月に業務を開始したCDS取引に係る清算業務や24年10月に業務を開始する予定の円金利スワップ取引に係る清算業務の検討・取組みを支援してきた。

(2) 国債取引・貸株取引等の証券決済・清算態勢の強化

「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月21日公表)を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、国債取引の決済期間のT+2(約定日の2日後に決済)への移行に向けた準備が進められた(24年4月移行開始)ほか、国債清算機関の利用拡大に向けた同機関の態勢強化が図られた。また、22年12月に公表された「貸株取引に係る決済リスク削減に関する工程表」に基づき、26年1月の貸株取引のDVP決済の導入に向けて、関係機関によりシステム対応等の検討が進められている。

金融庁では、こうした検討に積極的に参加したほか、公表以降半年毎に更新されている工程表について、金融庁ウェブサイトにおいても公表し広く周知を行うなど、市場関係者の取組みを支援してきた。

Ⅲ 会計基準・監査における国際的動向への対応

- 1. 会計基準におけるわが国の対応と国際的動向
- (1) わが国における国際会計基準 (IFRS) への対応
 - ア. IFRSの日本企業への任意適用

金融・資本取引や企業活動の国際化等を踏まえ、21 年6月に企業会計審議会より公表された「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」を受け、21 年12 月に連結財務諸表規則等を改正し、22 年3月期以降、国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の連結財務諸表に対してIFRSの任意適用を認めてきている。(資料3-5-4参照)

イ、我が国におけるIFRSの取扱いについての議論

我が国におけるIFRSの取扱いに関しては、21年6月に、企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が示され、22年3月期以降任意適用が認められてきているが、「中間報告」以降、国内外で様々な状況変化が生じている。

IFRSの取扱いについては、23年6月21日に、金融担当大臣より、

「中間報告」以降の様々な状況変化を踏まえ、「少なくとも27年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行う、28年3月期で使用終了とされていた米国基準での開示に係る使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする」大臣談話が公表された。この談話に基づいて、同月30日には、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催されIFRSの適用のあり方について議論が再開され、11の主要な検討項目を中心に約1年間にわたり審議が行われた。(資料3-5-5参照)

24年7月2日には、国際会計基準の適用のあり方について、今後の議論に資することを目的として、議論の論点を整理した「中間的論点整理」が公表された。国際会計基準の適用のあり方については、引き続き、この「中間的論点整理」に基づいて、審議を継続していくこととしている。

なお、6月21日の大臣談話を踏まえ、28年3月期で使用終了とされていた米国基準での開示に係る使用期限を撤廃し、引き続き使用可能とする連結財務諸表規則等の改正が行われ、8月末に公布・施行された。

(2) 基準設定主体のガバナンス強化

IASBにおける基準設定及びIASBの母体であるIFRS財団のガバナンスに関しては、証券市場における会計・監査・開示等の問題を検討している証券監督者国際機構(IOSCO)等の国際会議へのメンバーとして、また、IFRS財団のガバナンス強化の一環として設立されたIFRS財団モニタリング・ボードのメンバーとして参画している。特に、モニタリング・ボードに関しては、22年10月から暫定議長国としてとりまとめを行っているほか、22年7月にIFRS財団モニタリング・ボードに設置された、IFRS財団ガバナンス改革のためのワーキング・グループの議長国を務めている(24年2月には、IFRS財団による戦略見直しと連携し、議長国及び事務局としてガバナンス改革に関する報告書を取りまとめた上で公表)。さらに、関係者との意見交換のためにIASBやIFRS財団が開催した円卓会議への参加等を通じて、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも連携した積極的な意見発信を行っている。(資料3-5-6参照)

(3) 非上場会社等の会計基準

非上場会社等の会計基準については、22年8月公表の「非上場会社の会計基準に関する懇談会」による報告書等を受け、中小企業における会計処理方法、その活用策等の具体的な内容について検討を行うため、23年2月に「中小企業の会計に関する検討会」及び「同ワーキンググループ」が、金融庁、中小企業庁が共同事務局となって設置され、検討を重ねた結果、24年2月1日に「中小企業の会計に関する基本要領」(以下、「中小会計要領」)が公表された。また、同年3月27日には、中小会計要

領の普及・活用策を含めた最終報告書が公表された。(資料3-5-7 参照)

2. 監査におけるわが国の対応と国際的動向

(1) 国際監査基準 (ISA) への対応

ISAについては、監査人が遵守すべき必須手続とそれ以外の部分との区分が不明確である等の指摘を受け、国際監査・保証基準審議会(IAASB)において、①各基準の目的の明確化、②必須手続とそれ以外の部分の区分、③監査報告書における記載区分の見直し等を主たる内容とするISAの全面的な見直し作業が進められた(明瞭化(クラリティ・)プロジェクト)。21年3月、作業の完了が公表され、21年12月15日以降開始事業年度に係る監査から適用することとされた。

これらへの対応として、企業会計審議会においては、22年(監査基準)、 23年(中間監査基準等)について、上記③を中心に監査基準等を改訂した。

22年3月5日 「監査基準の改訂について」(公開草案)を公表

〃 3月29日 「監査基準の改訂に関する意見書」を公表

23 年 4 月 8 日 「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂について」(公開草案)を公表

" 6月30日 「中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」を公表

(2) 外国監査法人等の届出制度

我が国では、改正公認会計士法の下で、20年4月より外国監査法人等の届出・監督制度を導入したところであり、21年9月、外国監査法人等に対する報告徴収・検査の方針等を「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」として公表した。当該考え方においては、外国において①監査制度や監査人監督体制の同等性、②情報交換の取極め、③相互主義が確保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとしている。(資料3-5-8参照)

これを踏まえ、海外の監査監督当局と、報告徴収・検査の相互依拠の前提となる、諸外国の監査制度や監査人監督体制の同等性評価を進めるとともに、情報交換等の取極め等に係る書簡交換に向けた調整を行っているところ。また、23年10月6日に米国公開会社監督委員会(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)と、24年3月23日にカナダ公共会計責任委員会(CPAB: Canadian Public Accountability Board)との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換した。

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律の一部 を改正する法律(平成24年3月30日成立)について

I 経緯(資料4-1-1参照)

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(21 年 12 月成立・施行。以下、「中小企業金融円滑化法」という。)については、23 年 3 月末に、その期限を 24 年 3 月末まで 1 年間延長するための改正法案が成立・施行され、併せて運用面の改善として、①金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進、②金融機関による開示・報告資料の大幅な簡素化といった施策を講じた。

その後、金融庁としては、金融経済情勢や中小企業者等の資金繰り、金融機関の金融の円滑化への対応状況について、各種データを分析するとともに、中小企業者や金融機関と意見交換を行いつつ、同法の施行状況や効果・影響等を注視してきた。

金融機関の中小企業金融円滑化法への対応状況を見ると、同法施行以降の約2年間にわたる取組みにより、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているほか、金融機関の間の連携がよく行われるようになっているという声が聞かれるなど、基本的には、その取組みは定着してきたと考えられる。

一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営 改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もあっ た。

このような点を勘案すると、金融規律の確保(健全性の確保・モラルハザード防止) のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための環境整備を行う必要がある。

そのためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講じることにより、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければならない。一方、そうした移行は円滑に進めていく(「ソフトランディング」)必要があることから、現行の中小企業金融円滑化法を今回に限り25年3月末まで再延長することが適切と判断し、以下のような取組みに集中的に取り組んでいくこととしたところである。

1. 金融の円滑化にかかる取組み

- (1) 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
- ② 新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資(ABL)等の開発・普及等
- ③ 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等

2. 金融規律の確保にかかる取組み

- ① 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画 (実抜計画)の策定・進捗状況の適切 なフォローアップ
- ② 対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
- ③ (資本が不足する場合には)金融機能強化法の活用
- 3. 中小企業等に対する支援措置にかかる取組み
 - ① 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の発揮等、地域密着型金融の深化の徹底
 - ② 中小企業再生支援協議会との連携強化
 - ③ 産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
 - ④ 事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

こうした考え方を踏まえ、金融庁としては、24年1月27日に中小企業金融円滑化 法の期限を1年間延長するための改正法案を国会に提出し、同法案は3月30日に成立、31日に公布・施行されたところである。

Ⅱ概要

中小企業金融円滑化法の一部を改正する法律は、中小企業金融円滑化法が失効する ものとされる期限を、24年3月31日から25年3月31日まで1年間延長するもので ある。

※中小企業金融円滑化法の内容に変更はない。

Ⅲ 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ

4月20日、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生支援を図るため、内閣府・金融庁・中小企業庁の3府省庁の関係大臣会合が開催され、「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」がとりまとめられた。

政策パッケージは、以下に掲げる3つの柱からなっている。(資料4-1-2~3 参照)

1. 金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮

金融庁は、以下の取組みを行うことにより、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促す。

- (1) 各金融機関に対し、中小企業に対する具体的な支援の方針や取組み状況等について集中的なヒアリングを実施する。
- (2) 抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を

先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する 旨を監督指針に明記する。

- 2. 企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化 内閣府、金融庁、中小企業庁は緊密に連携して以下の施策を実施することにより、 両機関の機能及び連携を大幅に強化する。
 - (1)企業再生支援機構(以下「機構」という。)においては、以下の取組みを積極 的に推し進め、中小企業の事業再生を支援する仕組みを再構築する。
 - ア. 中小企業の事業再生支援機能を抜本的に強化するため、専門人材の拡充を 図る。
 - イ. 中小企業再生支援全国本部(以下、「全国本部」という。)や中小企業再生支援協議会(以下「協議会」という。)との円滑な連携を図るため、企画・業務統括機能を強化するとともに、協議会との連携窓口を設置する。
 - ウ. 中小企業の実態に合わせた支援基準の見直しを行うとともに、協議会では 事業再生支援の実施が困難な案件を中心に積極的に取り組む。
 - エ、デューデリジェンス等にかかる手数料の負担軽減を図る。
 - (2) 協議会においては、以下の取組みを行うことにより、その機能を抜本的に強化する。
 - ア. 金融機関等の主体的な関与やデューデリジェンスの省略等により、再生計画の策定支援を出来る限り迅速かつ簡易に行う方法を確立する。
 - イ. 事業再生支援の実効性を高めるため、地域金融機関や中小企業支援機関等の協力を得て、専門性の高い人材の確保及び人員体制の大幅な拡充を図る。
 - ウ. 経営改善、事業再生、業種転換、事業承継等が必要な中小企業にとって相談しやすい窓口としての機能を充実し、最適な解決策の提案や専門家の紹介等を行う。
 - (3)機構及び協議会においては、以下の取組みを行うことにより、連携を強化する。
 - ア. 機構又は協議会が相談を受けた案件について、他方が対応した方が効果的 かつ迅速な支援が可能となる場合には、相互に案件の仲介等を行う。
 - イ. 事業再生支援機能の向上や相談機能を実務面から支援するため、機構と全国本部は連携して、中小企業の経営状況の把握・分析や支援の手法等に係る改善や指針等の策定を行い、それらを協議会とも共有する。
 - ウ. 機構は、協議会が取り組む案件について、相談・助言機能を提供する。
 - エ. 機構及び全国本部は、協議会や金融機関が必要とする専門性を有する人材 を紹介できる体制の構築を進める。
 - オ、機構、協議会及び全国本部との間で、「連携会議」を設置する。
- 3. その他経営改善・事業再生支援の環境整備

内閣府、金融庁及び中小企業庁は、以下の施策を実施する。

- (1) 各地域における中小企業の経営改善・事業再生・業種転換等の支援を実効あるものとするため、協議会と機構を核として、金融機関、事業再生の実務家、 法務・会計・税務等の専門家、中小企業関係団体、国、地方公共団体等からなる「中小企業支援ネットワーク」を構築する。
- (2) 地域における事業再生支援機能の強化を図るため、地域金融機関と中小企業 基盤整備機構が連携し、出資や債権買取りの機能を有する事業再生ファンドの 設立を促進する。
- (3)公的金融機関による事業再生支援機能を充実させるため、資本性借入金を活用した事業再生支援の強化について検討する。
- (4)以上に加え、中小企業の事業再生・業種転換等の支援の実効性を高めるため の施策を検討する。

第2節 銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律(平成24年3月30日成立)について

I 経緯(資料4-2-1参照)

銀行の財務の健全性を確保するためのセーフティネットとしての役割を果たすことを目的とした銀行等保有株式取得機構(平成14年1月設立)による銀行保有株式等 (注) の買取期限は、平成24年3月末とされていた。

(注) 買取対象

- ・銀行等の保有する株式、優先株式・優先出資、ETF、J-REIT
- 持合事業法人の保有する銀行株、優先株式・優先出資

我が国の金融システムは相対的に安定しているところではあるが、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が、株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすこと (注) は引き続き重要である。

(注) バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、 銀行等の保有株式等の処分の二一ズは依然として高い。

このため、株式等の買取期限を5年間延長する「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案」が平成23年1月27日に閣議決定され、第180回国会(常会)に提出された。その後、国会における審議を経て、3月30日に成立、3月31日に公布・施行された。

Ⅱ 概要

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律は、銀行等保有株式取得機構が行う株式等の買取期限を、24年3月末から29年3月末まで5年間延長するものである。

第3節 保険業法等の一部を改正する法律(平成24年3月30日成立)について

I 経緯

近年、少子高齢化や国民のニーズの変化等、国内の保険市場を取り巻く環境の変化を受け、我が国保険会社が海外市場への進出を図る事例が増加しており、国内においても保険会社の再編・統合の動きが進展している。

このため、保険契約者に対する適切な保護を図りながら、保険会社の国際 展開や再編・統合を行いやすくすることにより、各保険会社が経営の基盤強 化・効率化やサービスの向上を推進していくことが重要と考えられる。

また、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱が続いている状況等に鑑み、生命保険契約者保護機構がセーフティネットとしての機能を万全に果たすことは引き続き重要である。

このような状況を踏まえ、①保険会社における経営基盤の強化及び経営効率の向上、②生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の5年間の延長、③少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例措置の延長を盛り込んだ「保険業法等の一部を改正する法律案」が平成24年1月27日に閣議決定され、国会に提出された。

本法案は衆議院財務金融委員会の審議を経て、同年3月27日に衆議院本会議にて可決された後、参議院財政金融委員会の審議を経て、3月30日に参議院本会議にて可決・成立し、翌31日に公布された。

Ⅱ 概要(資料4-3-1参照)

保険業法等の一部を改正する法律は、我が国保険会社の国際競争力の向上 や事業再編の促進に資する環境を整備するとともに、保険契約者等の保護を 図るために必要な制度整備として、①子会社に関する業務範囲規制の特例、

- ②保険契約の移転に関する規制の見直し、③保険募集の再委託制度の導入、
- ④生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長、⑤少額短期保険業者に関する経過措置の延長等の措置を講じるものである。

主な改正内容は、以下のとおりである。

1. 子会社に関する業務範囲規制の特例

子会社対象会社以外の会社を子会社としている保険業を行う外国の会社 を保険会社が子会社とする場合には、子会社業務範囲規制を適用しないこ ととした。ただし、当該保険会社は、原則として当該会社が子会社となっ た日から5年を経過する日までに当該会社が子会社でなくなるよう、所要 の措置を講じなければならないこととした。

2. 保険契約の移転に関する規制の見直し

- (1)「保険契約の移転は、責任準備金の算出の基礎が同一である保険契約の全部を包括してしなければならない」との規制を撤廃することとした。
- (2)保険契約の移転時の異議申立手続に際しては、移転対象契約者に対し、移転契約の要旨等を通知しなければならないこととした。加えて、異議の成立要件について、移転対象契約者の総数及び移転対象契約者の保険契約に係る債権の総額のそれぞれ10分の1(保険契約の全部に係る保険契約の移転については5分の1)とすることとした。
- (3)保険契約の移転をしようとする会社(移転会社)は、保険契約の移転に係る内閣総理大臣の認可を受けた場合において、異議申立期間中に 異議を述べ、かつ、保険契約が移転することとなる場合には解約する旨 を申し入れた移転対象契約者に対し、保険契約の移転の前日までに、被 保険者のために積み立てた金額等を払い戻さなければならないこととした。
- (4) 移転会社は、保険契約の移転に係る株主総会等決議後に移転対象となる契約を締結するときは、当該契約を締結する者に対し、移転契約の要旨等を通知するとともに、移転先会社の保険契約者となることについて承諾を得なければならないこととし、移転手続中は、移転対象となる契約と同種の保険契約を締結してはならないとの規制を撤廃することとした。
- (5)保険業を営む株式会社が、会社分割によりその保険契約を承継させる場合にも、(1)~(4)と同様の措置を講じることとした。

3. 保険募集の再委託制度の導入

保険募集の再委託について、次のいずれにも該当する場合において、当該再委託をする者及びその所属保険会社等が、あらかじめ、再委託に係る事項の定めを含む委託に係る契約の締結について、内閣総理大臣の認可を受けて、行うことができることとした。

- (1)保険募集再委託者が保険会社又は外国保険会社等であって、その所 属保険会社等と内閣府令で定める密接な関係を有する者であること。
- (2) 再委託を受ける者が、保険募集再委託者の生命保険募集人又は損害 保険募集人であること。
- (3) 保険募集再委託者が、再委託について、所属保険会社等の許諾を得ていること。

4. 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長

平成 24 年 3 月末までに破綻した場合の生命保険契約者保護機構が行う 資金援助等に関しては政府補助の特例措置が設けられており、当該政府補 助の特例措置を5年間延長することとした。

5. 少額短期保険業者に関する経過措置の延長

平成 25 年 3 月までとされている少額短期保険業者が引受け可能な保険金額に関する特例について、保険契約の締結の時点及び保険の種類に応じて政令で定めることとした上で、その期間を 5 年間延長することとした。

6. 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。ただし、次に掲げるものは、それぞれ定める日とした。

- (1) 生命保険契約者保護機構に対する政府補助の期限の延長 公布の日
- (2)子会社に関する業務範囲の特例、保険契約の移転手続中の契約等に 係る規定

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日

(3) 少額短期保険業者に関する経過措置の延長 平成25年4月1日

第4節 振り込め詐欺救済法に基づく預保納付金の活用について

I 振り込め詐欺救済法の概要

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の預貯金口座への振込みを利用した犯罪の被害者に対して、振り込んだ先の口座(犯罪利用口座)に一定の残高が残っている場合に、当該残高を原資として返金を行うことにより被害の回復を図ること等を目的とした法律であり、平成20年6月に施行されている。

本法律に定める手続の対象となる預貯金口座は、詐欺やヤミ金融など「人の財産を害する罪の犯罪行為」(いわゆる財産犯)において振込先として利用された口座である。同法上の救済手続は、①こうした口座の凍結とその後の失権手続、②被害者への返金手続の2段階で構成されている。

以上の救済手続を経ても、被害者からの返金申請がなかった場合など、返金しきれずに残金が発生する場合もある。この残金については、同法上、預金保険機構に納付されることとされている(以下、「預保納付金」という)。

この預保納付金について、預金保険機構は、まず、犯罪とは無関係であるにもかかわらず誤って預貯金口座を失権されてしまった名義人(口座名義人)を事後的に救済することができるよう、その一定割合を留保(保管)することが法令上義務付けられている。他方、預保納付金のうち、上記により留保(保管)されたもの以外の額については、同法上、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。また、いったん留保(保管)した預保納付金についても、口座名義人の事後的な救済のために支払う「必要がなくなったとき」には、同様に、「主務省令で定めるところにより、犯罪被害者等の支援の充実のために支出する」ものとされている。(資料4-4-1参照)

Ⅱ 振り込め詐欺救済法の円滑な運用等について

22 年 10 月以降、金融庁、内閣府、財務省の3政務官で構成される「振り込め詐欺 救済法に定める預保納付金を巡る諸課題に関するプロジェクトチーム(以下「PT」)」 を計4回開催し、返金率の向上及び預保納付金の具体的使途等について検討を行い、23 年8月26日にPTの最終とりまとめ(「預保納付金の具体的使途について」)を公表し た。これを踏まえ、以下の取組みを実施した。

(1) 返金率の向上に向けた取組みについて

「振り込め詐欺救済法」に基づく被害者の財産的被害の回復をより一層図る観点から、金融庁では、被害者に対する返金率の向上に関する取組みの一環として、23年9月に、実際に被害に遭われた方が返金の申請を迅速に行うことができるようリーフレットを作成し、金融機関、警察をはじめとする関係機関へ配布を行うとともに、昨年に引き続き、業界団体との意見交換において、返金制度の周知や「被害が疑われる者」への積極的な連絡等の対応に努めるよう要請した。

(2) 預保納付金の具体的使途等について

PTの最終とりまとめにおいて、預保納付金を「犯罪被害者等の子どもに対する奨学金貸与(以下「奨学金貸与」)」及び「犯罪被害者等支援団体に対する助成(以下「団体助成」)」の両事業に活用することとし、24年3月21日、これらの内容を盛り込んだ、「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合及び支出について定める命令」が公布、同年4月1日より施行された。(資料4-4-2参照)

また、預保納付金を用いた事業の担い手については、23 年 7 月に PT の中間とりまとめ案を公表、意見募集を行った際に、自らが担い手になることについて関心のある団体から、その旨を意見としてお寄せ頂く形で公募を実施した。担い手の選考に当たっては、犯罪被害者等に知見を有する有識者の方々のご意見を取り入れた上で慎重に決定することが望ましいとの観点から、第三者である当該有識者の方々にヒアリング・審査等を通じてご協力頂き、最終的には、かかる有識者の方々の審査結果を踏まえて、PT において、「公益財団法人 日本財団」を預保納付金を用いた事業の担い手に決定し、24 年 4 月 27 日に公表した。

現在、預保納付金を用いた両事業の担い手である「公益財団法人 日本財団」及び預金保険機構等と24年度中の事業開始に向けて、詳細な制度設計を行っている。

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成

金融審議会は、国内金融等に関する重要事項の調査審議等をつかさどる内閣総理大臣、 金融庁長官及び財務大臣の諮問機関として設置され(金融庁設置法第7条)、現在その傘 下に金融分科会とその下部機関、金利調整分科会、自動車損害賠償責任保険制度部会、 公認会計士制度部会が設置されている。(資料5-1-1参照)

Ⅱ 平成23事務年度の開催実績

1. 第26回総会・第14回金融分科会合同会合(平成24年1月27日開催)

平成23年3月の諮問事項に関し、「保険会社のグループ経営に関する規制の在り方ワーキング・グループ」及び「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」における審議の結果について報告がなされ、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における審議の進捗状況について報告がなされた。

その後、事務局より最近の金融行政を巡る動向について説明を行った。また、新たに審議会に対し、投資信託・投資法人法制の見直しについての検討に関する諮問が行われた。(資料5-1-2~3参照)

2. 第27回総会・第15回金融分科会合同会合(平成24年4月11日開催)

審議会に対し、「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方についての検討」 及び、「保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討」に関する諮問が行われた。

また、平成24年1月の諮問事項に関し、「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」の設置及び審議の進捗状況について報告がなされ、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」における審議の進捗状況について報告がなされた。

その後、最近の金融行政を巡る動向として、保険業法・金融商品取引法等の改正の概要について、事務局より説明がなされた。(資料5-1-3~4参照)

3. 「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」

平成23年3月の諮問を受けて設置された、「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」では、平成23年6月から平成24年5月まで、計14回にわたり、会合を開催。①我が国における金融業の国際競争力の強化、②国民のニーズに合った金融サービスの提供、③地域経済における金融機能の向上、の三つの観点から、わが国金融業の中長期的な在り方に係る諸課題について金融業界や金融サービス利用者等から幅広く意見を聴取し、平成24年2月から報告書作成に向けた議論を

4. 「金融システム安定等に資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」 平成24年4月11日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、 ①世界的な金融危機の教訓や金融監督規制をめぐる国際的潮流を踏まえ、外国銀行支 店に対する規制の在り方、大口信用供与等規制の在り方その他の金融システム安定の ために必要な措置について検討するため、また、②金融審議会「我が国金融業の中長 期的な在り方に関するワーキング・グループ」における議論等を踏まえ、我が国金融 業の更なる機能強化のための方策について検討を行うため、「金融システム安定等に 資する銀行規制等の在り方に関するワーキング・グループ」を設置した。

平成24年5月以降、2回にわたり、今後議論すべき主な論点や大口信用供与等規制の在り方について審議を行った。(資料5-1-6参照)

5. 「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」 平成24年4月11日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、 ①保険契約者の多様なニーズに応えるための保険商品やサービスの提供及び保険会社 等の業務範囲の在り方や、②必要な情報が簡潔で分かりやすく提供されるための保険 募集・販売の在り方等について、規制の全体像を視野に入れつつ検討を行うため、「保 険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ」を設置した。

平成24年6月以降、2回にわたり、保険商品・サービスの提供等の在り方について 審議を行った。(資料5-1-7参照)

6. 「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」

平成23年3月7日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、インサイダー取引規制に係る合併等の重要事実に係る軽微基準及び決算情報変更に係る重要事実について、上場会社等が純粋持株会社である場合には連結ベースの決算値を基準とするような特例を設けること等について検討を行うため、「インサイダー取引規制に関するワーキング・グループ」を設置した。平成23年7月以降、計5回にわたり、①純粋持株会社等に係る重要事実、②企業の組織再編に係るインサイダー取引規制の適用関係、③発行者以外の者が行う公開買付けに関する公表措置について審議を重ね、平成23年12月15日、報告書が取りまとめられた。(資料5-1-8参照)

7. 「投資信託・投資法人法制の見直しに関するワーキング・グループ」

平成24年1月27日の金融審議会総会・金融分科会合同会合における諮問を受けて、 国民が資産を有効に活用できる環境整備を図る観点から、「投資信託・投資法人法制 の見直しに関するワーキング・グループ」を設置した。

平成24年3月以降、7回にわたり、投資信託制度・投資法人制度について審議を行った。(資料5-1-9参照)

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会

I 設置

自動車損害賠償責任保険審議会(自賠審)は、自動車損害賠償保障法(自賠法)第31条を設立根拠として金融庁に設置され、内閣総理大臣の諮問に応じて調査審議を行っている。

(注) 内閣総理大臣の諮問事項

- ① 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)を含む損害保険事業の免許
- ② 自賠責保険にかかる約款又は算出方法書の変更認可又は変更命令
- ③ 基準料率等について、自賠法等による変更命令
- ④ 基準料率の審査期間の短縮、審査期間内における変更又は撤回命令 等

Ⅱ 自動車損害賠償責任保険審議会の組織(資料5-2-1参照)

自賠審は委員 13 人をもって組織され、委員は、学識経験のある者 (7名)、自動車交通又は自動車事故に関し深い知識及び経験を有する者 (3名)、保険業に関し深い知識及び経験を有する者 (3名) から内閣総理大臣によって任命されることとなっている。

このほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができ、金融庁長官によって任命されることとなっている。

会長は委員のうちから互選により決定されることとなっており、現会長は、落合誠一 氏(中央大学法科大学院教授)である。

Ⅲ 自動車損害賠償責任保険審議会の審議状況

平成24年1月31日に、第130回自賠審が開催され、自賠責保険の基準料率の検証結果等について審議が行われた。

審議の結果、第130回自賠審において損害保険料率算出機構から報告された23年度の料率検証結果は、23年度の予定損害率120.4%、24年度の予定損害率120.2%であり、23年4月の基準料率改定時における予定損害率119.4%との乖離は、23年度で0.8%、24年度で0.7%にとどまっており、基準料率の改定は必要ないものとされた。

この他、損保会社の経費・代理店手数料の計算基準の見直し結果が報告され、具体的には、損保会社が自賠責関係の業務実態を調査した結果、損保会社の経費が▲73 億円削減されること、代理店手数料については横ばいとなることが報告された。

見直し結果の報告に対し、委員からは「削減効果が示されたことを評価する意見」や「今後も定期的に見直すべき旨の意見」が出された。

これらを踏まえ、損保協会は、24年2月に新たな経費計算基準を決定し、24年3月期 決算からこれを適用することとなった。

その他、民間保険会社、JA共済、自動車安全特別会計それぞれにおける24年度の自 賠責保険運用益の使途等について報告がなされた。

(注)損害率=(支払保険金/収入純保険料)×100

第3節 企業会計審議会

Ⅰ 最近の活動状況

企業会計審議会(会長:安藤英義 専修大学教授)は、企業会計の基準及び監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、総会の下、企画調整部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。(資料5-3-1参照)

なお、会計基準の設定については、現在、企業会計審議会では行っておらず、民間の会計基準設定主体として平成13年7月に設立された企業会計基準委員会(ASBJ)において行われている。

Ⅱ 平成23事務年度の審議状況

1. 総会における審議状況

21 年 6 月 30 日には企業会計審議会より「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書(中間報告)」が公表された(資料 5 - 3 - 2 参照)。

23年6月21日には、「中間報告」以降の国内外における状況変化を踏まえた金融担当大臣談話が公表され、この談話に基づき、同月30日には、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が開催され、国際会計基準(IFRS)の適用のあり方に関する議論が再開された。(資料5-3-3参照)

審議会では、11の主要な検討項目を中心に、約1年間にわたり議論が行われた。24年6月14日の審議会では、国際会計基準の適用のあり方について、今後の議論に資することを目的として、議論の論点を整理した「中間的論点整理」(案) (章) が審議された。

- (注)「中間的論点整理」は、7月2日に公表された。
- 2. 監査部会(部会長:脇田良一 名古屋経済大学大学院教授)における審議状況 我が国における近時の会計不正事案においては、結果として公認会計士監査が有効 に機能しておらず、より実効的な監査手続を求める指摘がある。こうしたことから、 24 年 5 月 30 日に監査部会を開催した。同部会では、国際的な議論の動向等も踏まえ つつ、我が国の監査をより実効性のあるものとするとの観点から、会計不正等に対応 した監査手続等の検討を行い、公認会計士の行う監査の規範である監査基準等につい て所要の見直しを行うため、1 年程度を目途に検討することとしている。(資料 5 ー 3 - 4 参照)

第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会(座長:山本和彦一橋大学大学院法学研究科教授)は、金融審議会答申(平成12年6月)を踏まえ、同審議会答申で早期に実施すべきとされた項目の実施を担保するとともに、業態の枠を超えた情報・意見交換を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善のため、消費者行政機関(内閣府等)、消費者団体、業界団体・自主規制機関、弁護士会及び関係行政機関(金融庁等)の担当者による任意の自主的な協議会として同年9月に設置されたものである。(資料5-4-1参照)

- (注) 早期に実施すべきとされた項目は、
 - ① 個別紛争処理における機関間連携の強化
 - ② 苦情・紛争処理手続の透明化
 - ③ 苦情・紛争処理事案のフォローアップ体制の充実
 - (4) 苦情・紛争処理実績に関する積極的公表
 - ⑤ 広報活動を含む消費者アクセスの改善 の各点である。

Ⅱ 議論の状況

12 年9月7日の第1回会合以降、審議会答申の目的を達成するために、これまで 43 回の協議会を開催してきた。(資料5-4-2参照)

1. 苦情・紛争解決支援モデルの策定等

(1)標準化に向けたモデルの作成

協議会では、苦情・紛争処理手続の透明性の向上に関して議論していく中から、手続の整備を進めていくためには指針となるべき「モデル規則」が必要とのコンセンサスが生まれた。その結果、ワーキンググループを編成して、「金融分野の業界団体・自主規制機関における苦情・紛争解決支援のモデル」(以下「モデル」という。)を策定(14年4月25日)した。

(2) モデルを活用した裁判外紛争解決支援制度の改善

各団体における運用について、各団体における苦情・紛争解決支援機関の概要、相談の取扱状況、苦情・紛争解決支援の状況、手続周知のための取組み、機関間連携の取組みなどを取りまとめた上、モデルに沿った苦情・紛争解決支援が行われているかについて、フォローアップを行った。(資料5-4-3参照)

2. 座長メモ

第35回から第38回協議会にかけ、協議会におけるこれまで8年間の取組みを踏ま えた金融ADRの今後の課題について議論が行われ、「金融分野における裁判外の苦 情・紛争解決支援制度(金融ADR)の整備にかかる今後の課題について」(座長メモ)が20年6月24日とりまとめられた。(資料5-4-4参照)

3. 第42回金融トラブル連絡調整協議会

23年12月1日、第42回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、 指定紛争解決機関の業務開始後1年間の業務実施状況(22年10月1日~23年9月30日)を報告するとともに、利用者利便性向上に向けた取組状況等について報告・意見 交換等を行った。(資料5-4-5参照)

4. 第43回金融トラブル連絡調整協議会

24年6月7日、第43回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、 指定紛争解決機関の業務実施状況(23年度)を報告するとともに、「利用者利便性向 上に向けたアンケート」の実施状況等について報告・意見交換等を行った。(資料5 -4-6参照)

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の経済対策等における金融庁の取組み

I 「円高への総合的対応策」(23 年 10 月 21 日閣議決定。以下「総合的対応策」という。)

1. 経緯等

「総合的対応策」は、急速な円高の進行による景気下振れリスクや産業空洞化リスクに先手を打って対処する目的で策定された。

「総合的対応策」では、「円高による「痛み」の緩和」、「リスクに負けない強靭な経済の構築」、「円高メリットの徹底活用」に資する具体策が示されている。

2. 金融庁関連の施策

「総合的対応策」においては、金融庁所管に関する施策として、以下の施策が盛り 込まれている。

- (1) 円高による「痛み」の緩和
 - 〇円高で苦境に陥っている中小企業等への金融支援等の拡充
 - ・金融関係団体に対し、円高の状況に鑑み、コンサルティング機能を十分に発揮 しながら、適切かつ積極的な金融仲介機能のより一層の発揮につとめるよう要 請
- (2) 円高メリットの徹底活用
 - 〇円高メリットの活用による海外M&A、資源確保等
 - ・金融関係団体に対し、外為特会からJBIC への融資を活用した海外M&A や資源確保等の枠組みの活用等を傘下金融機関に周知徹底するよう要請

第2節 政府の成長戦略における金融庁の取組み

I 「日本再生の基本戦略〜危機の克服とフロンティアへの挑戦」(23 年 12 月 24 日公表。 以下「基本戦略」という。)

1. 経緯等

「基本戦略」は、東日本大震災や原発事故等を受けて、東日本の復興を支え、人口減少・高齢化等の震災前から直面していた課題に対応するため、取りまとめられたもの。

「基本戦略」では、経済、社会、国際の3つの「フロンティア(新たな可能性の開拓)」ごとに、新たな取組の強化や「新成長戦略」(22年6月18日閣議決定)での取組の再設計に関するものが「当面、重点的に取り組む主な施策」として整理されている。また、「日本再生戦略」が策定される予定の24年の年央に向けて、施策の具体化等を更に進め、数値目標や達成時期、工程等を明らかにしていくとされている。

2. 金融庁関連の施策

「基本戦略」においては、金融庁所管に関する施策として、以下の施策が「当面、重点的に取り組む主な施策」に盛り込まれている。

- ○新たな資金循環による金融資本市場の活性化
 - ①官民連携による成長マネーの供給拡大
 - (2総合的な取引所(証券・金融・商品)の創設の推進
 - ③保険会社の成長力・競争力強化
 - 4 不動産投資市場の活性化による資産デフレの脱却
 - ⑤「資本性借入金」の積極的活用
 - ⑥銀行、証券会社等の金融仲介機能の強化
 - (7)成長ファイナンス推進会議の設置
- Ⅱ 成長ファイナンス推進会議(24年2月15日設置。以下「推進会議」という。)

1. 経緯等

「推進会議」は、「基本戦略」を踏まえ、事業の成長、再生、再編及び起業等に当たって資金を必要とする主体に対して、より円滑に成長マネーが供給されるための政府の取組について、各府省庁間の連携を図り、整合性を確保して政策効果の極大化を図るため、金融担当大臣を含む関係閣僚をメンバーとして、設置された。

具体的な取組の内容については、「推進会議」を補佐するために設置された政務官級の「実行会議」において議論されている。今後、「推進会議」においてとりまとめが行われ、「日本再生戦略」に反映される予定である。

第3節 金融に関する税制

平成24年度税制改正要望にあたり、金融庁は、東日本大震災からの復興支援を視野に入れつつ、金融資本市場の基盤整備を緊急に措置すべきとの観点から、地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置、日本版レベニュー債の非課税債権化等をはじめ、種々の税制改正要望を行った。

要望を取りまとめるにあたっては、金融庁ホームページにおいても広く税制改正に係る意見を募集したところであり、計 194 件の意見が寄せられた。

本要望の結果、平成 24 年度税制改正大綱(23 年 12 月 10 日閣議決定) において東日本大震災からの復興支援に資する施策を中心に様々な措置が認められた(資料 6-3-1 参照)。主要な措置は以下のとおり。

1. 地方公共団体が委託者となる土地信託に係る登録免許税等の非課税措置

信託会社等が東日本大震災により著しい被害を受けた一定の地方公共団体との信託契約に基づき、その地方公共団体の所有する土地の上に一定の施設を建築する場合において、その施設の用に供する土地及び建物の所有権に係る信託の登記に対する登録免許税が非課税とされた。

2. 日本版レベニュー債の非課税債券化等

「非居住者等が受ける振替公社債の利子等の非課税制度」について、非課税の対象 外とされる「利益連動債」の範囲から、東日本大震災復興特別区域法に規定する特定 地方公共団体との間に「完全支配関係」がある公社等が発行する「利益連動債」(地 方公共団体が債務保証をしないものに限る。)が除外された。

3. 金融商品に係る損益通算範囲の拡大

平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討するとされた。今後、税制改正要望により早期の実現を目指す。

4. 日本版 I S A の事務手続きの簡素化等

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(いわゆる「日本版 I S A 」)について、非課税口座年間取引報告書に記載すべき事項のうち繰越取得対価の額の記載を不要とする等の措置が講じられた。

5. 国際課税原則の見直し(総合主義から帰属主義への変更)

非居住者及び外国法人に対する課税原則については、OECDモデル租税条約の改定等を踏まえ、様々な産業における実態や影響等を考慮しつつ、いわゆる「総合主義」に基づく従来の国内法上の規定を「帰属主義」に沿った規定に見直すとともにこれに応じた適正な課税を確保するために必要な法整備を検討するとされた。今後、税制当

局とともに具体的な検討を行い、早期の実現を目指す。

第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

規制・制度改革については、「行政刷新会議」及びその下に設けられた「規制・制度 改革に関する分科会」(23年5月24日「規制・制度改革委員会」へ名称変更)を中心 に、取組みが進められた。その結果、平成23事務年度においては、政府の対応方針が、 「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」(24年4月3日閣議決定)等 の形で取りまとめられた。

▽23 事務年度における規制・制度改革への取組み状況

▼25 事務中長における規則・前長以半、○0以祖の仏派				
年・月	取組み状況			
23年7月	▽ 行政刷新会議が、「規制・制度改革に関する分科会第二次報告書」			
	を公表 (21 日)			
	▽「規制・制度改革に係る追加方針」を閣議決定 (22 日)			
	・ 「規制・制度改革に係る方針」では調整がついていなかった事項			
	について、その後の調整により、政府内の調整が終了した事項に			
	ついて、「規制・制度改革に係る追加方針」を閣議決定。			
9月	▽「国民の声」国の規制・制度の改革に関する意見の集中受付を実施			
	(1日~10月14日)			
	▽行政刷新会議が「「規制・制度改革に関する分科会」の当面の進め方			
	について」を公表 (15日)			
24年4月	▽「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対例			
	方針」を閣議決定(3日)			
	・ 23 年 9 ~10 月の集中受付の際に寄せられた要望についての検討			
	の結果、各府省において「実施」または「検討」等を行うとされ			
	た事項について、規制・制度改革の内容や実施時期等の対応方針			
	を取りまとめ。			
	▽「エネルギ―分野における規制・制度改革に係る方針」を閣議決定(
	3日)			
5月	▽ 行政刷新会議で、「規制・制度改革に関する分科会」の名称を、「規			
	制・制度改革委員会」へ変更(24日)			
	▽ 規制・制度改革委員会に農業WGを設置 (31 日)			
6月	▽ 規制・制度改革委員会で、「規制・制度改革委員会報告書(フォロ			
	ーアップ調査結果等)」を決定。(29 日)			

- 2. 「規制・制度改革に係る方針」等における金融庁関連の施策
 - ア. 「規制・制度改革に係る追加方針」(23年7月22日閣議決定)

「規制・制度改革に係る方針」(23年4月8日閣議決定)において、「現時点で調整が終了していない事項については、今後調整を行い、別途閣議決定を行うこととする。」とされていたところ、その後の調整により、政府内の調整が終了した事項について、「規制・制度改革に係る追加方針」が閣議決定された。

金融庁所管に関する施策としては、次の施策が盛り込まれている。

▽各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ・補助金返還等の考え方の確認及び運用実態を踏まえた適切な検討(財務省及び 関係省庁)
- イ. 「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」(24年4月3日閣議決定)

行政刷新会議は、23年9月1日~10月14日を集中受付期間とし、国の規制・制度の改革提案について広く国民から受付を実施した。寄せられた要望について、各府省において「実施」または「検討」等を行うとされた事項については、「「国民の声」規制・制度改革集中受付に提出された提案等への対処方針」として閣議決定された。

金融庁所管に関する施策としては、次の施策が盛り込まれている。

▽各府省において実施するとされた事項

- ①信託を利用した従業員持株制度等における受益者本人確認の適用の免除
- ②「一括信託」契約更新時の契約締結時書面の交付免除
- ③保険業法・貸金業法の適用除外となる共済事業・貸付事業の明確化
- ④外国保険会社の買収等を行う場合に障壁となる規制の見直し
- ⑤保険契約の移転・継承に係る消費者保護ルールの充実
- ⑥少額短期保険業者における保険契約の集積リスクに関する規制の緩和(被保険者数の制限の緩和)
- (7)資金決済法に基づく前払式支払手段の払戻手続

▽各府省において「検討」等を行うとされた事項

- ①保険会社の常務に従事する取締役等の兼職認可の廃止等(グループ間限定)
- ②外貨建保険や無解約返戻保険等の募集時書面の電磁的方法による提供の許容
- ③一定以上の周知性要件を充足する発行体に係る発行登録制度及び有価証券届 出書の利便性の向上
- ④有価証券関連店頭デリバティブ取引における口座の統一
- ⑤売出し関連項目及び通知書・目論見書関連項目における発行者関係等の範囲の 統一
- ⑥買取引受け及び残額引受けにおける通知書・目論見書の取扱いに関する同一化
- ⑦外貨定期預金(1年物)の自動継続時における「同一内容の特例」適用範囲の 見直し
- ⑧ABL の普及促進に資する子会社従属業務の追加
- 9内国信託受益権等における有価証券届出書・目論見書・有価証券報告書記載の

事項の簡素化

- ⑩事業用不動産等の有効活用のための要件の検討
- ①保険会社の特定子会社(ベンチャーキャピタル子会社)の保有比率 10%超投資 対象企業の拡大
- ウ. 「規制・制度改革委員会報告書 (フォローアップ調査結果等)」(24 年 6 月 29 日 委員会決定)

規制・制度改革委員会では、23 年 10 月より第 3 クールの活動として集中的な審議を開始し、その結果について、24 年 6 月 29 日に「規制・制度改革委員会報告書(フォローアップ調査結果等)」をとりまとめた。同報告書には、委員会が選定した「重点フォローアップ項目」を含む、過去の閣議決定事項のフォローアップ調査結果が記載されている。

金融庁所管に関する重点フォローアップ項目としては、次の施策が盛り込まれている。

〇農協に対する金融庁検査・公認会計士監査の実施

Ⅱ 地域再生に関する取組み

1. 概要

政府においては、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域再生法(平成17年法律第24号)第4条第1項に基づき、政府における施策の推進を図るための基本的な方針として、地域再生基本方針(平成17年4月27日)を定めている。

当該基本方針においては、地域再生計画と連動して各府省庁が実施する施策が記載されており、内閣府地域活性化統合事務局が、当該再生計画と連動する施策及び各府省庁が実施する地域再生に資する施策を集約し、ウェブサイトに掲載している。(資料6-4-1参照)

2. 地域再生計画の認定

23 事務年度において、内閣府地域活性化推進室が全国の地方公共団体から受け付けた地域再生計画の認定申請(第20回<23年9月26日~10月7日>、第21回<24年1月23日~2月9日>、第22回<24年5月15日~29日>)には、当庁関連の地域再生計画は含まれていなかった。

第5節 東日本大震災への対応

I 二重債務問題に係る金融庁関連の施策

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」(平成23年6月17日)の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界、学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられた。(資料6-5-1~5参照)

これを踏まえ、8月1日にガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」が設立され、8月22日よりガイドラインの適用が開始された。

同年10月26日には、ガイドライン運営委員会において仮設住宅等に入居している個人債務者の債務免除を進めるべく、ガイドラインの運用の見直しが決定された。(資料6-5-6参照)

さらに、平成24年1月25日には、仙台地裁の破産手続に関する事例を踏まえ、ガイドライン運営委員会が、ガイドライン上の自由財産たる現預金の範囲を法定の99万円から500万円を目安に拡張する旨を公表した。(資料6-5-7参照)

金融庁においては、このような民間の取組を支援するため、債務者が弁護士費用等 を負担することなくガイドライン運営委員会を利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行っている。

(参考) 個人版私的整理ガイドラインの運用状況 (平成24年6月29日時点)

・ 個別の相談件数: 2,199件

債務整理に向けて準備中:約629件

• 成立件数:33 件

2. 産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者の二重債務問題に関し、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、産業復興機構及び東日本大震災事業者再生支援機構が設立された。

被災地における復旧・復興のフェーズにおいて、被災事業者の立場に立って、それぞれの実情を踏まえた、きめ細かな対応を行っていく上で、金融機関が果たすべき役割は大きいとの観点から、金融庁としては、被災地の金融機関が、両機構の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促している。

(参考) (24年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設 立	23年11月11日	23年12月27日	23年12月28日	23年11月30日	24年3月28日
買取決定	12 先	9先	1先	_	_

	東日本大震災事業者再生支援機構
設 立	24年2月22日設立
X <u>1</u>	※3月5日業務開始
買取決定	4先

3. 「資本性借入金」の積極的活用について

(1) 改定の趣旨・経緯

震災の復興過程で事業を再開・継続する企業については、震災の影響で資本が毀損している可能性があることから、資本の充実を図ることが喫緊の課題となっている。

また、急激な円高の進行等により財務内容が悪化した企業についても、資本充実策が求められている。

このような状況を踏まえ、金融庁においては、「資本性借入金」の積極的な活用を促進することにより、資本不足に直面している企業のバランスシートの改善を図り、経営改善につながるよう、平成23年11月22日、「『資本性借入金』の積極的活用について」を公表し、金融検査マニュアルの運用の明確化(「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」の改定)を行った。

(2) 改定の概要等

金融検査マニュアルに記載されている「十分な資本的性質が認められる借入金」(「資本性借入金」) について、「資本」とみなすことができる「条件」を、次のとおり明確化した。

①従来の「FAQ」では、特定の貸付制度を例示しつつ、当該制度であれば「資本性借入金」とみなすことができる旨が記載されていたが、これを、「資本性借入金」とみなすことができる「条件」を直接明記することとした。

②具体的には、

- 「償還条件」については、これまでは、「15 年」の制度のみが例示されていたが、これを「5年超」と明記した。
- ・ 「金利設定」については、これまでは、「業績悪化時の最高金利が 0.4%」 の制度のみが例示されていたが、「『事務コスト相当の金利』の設定も可 能」と明記した。
- 「劣後性」については、これまでは、「無担保」の制度のみが例示されて

いたが、一定の要件を満たせば、「必ずしも『担保の解除』は要しない」ことを明記した。

また、「資本性借入金」の積極的活用について一層の周知徹底を図るため、検査局職員が、先ずは、被災地(青森、岩手、宮城、福島、茨城)を訪問して金融機関等を対象とした説明会を開催し、その後、順次、被災地以外の他の地域についても説明会を開催した。

さらに、全国の財務局において、中小企業者を対象とした説明会を開催した。

(参考1) 金融機関等を対象とした説明会で出された質問事項を踏まえて、24年2月17日、「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問(FAQ)」に、以下のような新たな質問・回答を追加した。

具体的には、

- ①「資本性借入金」と認められるために必要な「劣後性」に関して、「担保解除を 行うことが事実上困難」な場合とは、例えば、既存の担保付借入金を「資本性 借入金」に転換しようとする事例において、「転換時の担保評価額で、一部でも 担保からの回収を見込むことができるような場合」などが該当すること、
- ②他の金融機関からの借入金を「資本性借入金」とみなす場合には、「当該借入金の条件が、その後変更されることも考えられることから、例えば、債務者から決算書を徴求する際に条件変更の有無を確認するなどして、条件が満たされているか否かをチェックする必要」があること、

等について、明確化を図った。

(参考2) 「『資本性借入金』の積極的活用について」を踏まえ、24 年4月6日、中小企業再生支援協議会の活動を支援する全国的組織である中小企業再生支援全国本部が、「中小企業再生支援協議会版『資本的借入金』」について、条件等の見直しを公表した。

これを受けて、金融庁では、同日(24年4月6日)付で、この「中小企業再生 支援協議会版『資本的借入金』」が、金融検査マニュアル上の「資本性借入金」 の条件を満たすことを「FAQ」において明確化した。

Ⅱ 金融機能強化法(震災特例)の運用状況

23 年 6 月に改正された金融機能強化法の震災特例に基づき、以下の通り、10 金融機関に対して資本参加(合計 1,910 億円)を実施した。(資料 6 - 5 - 8 ~ 12 参照)

23 年 9 月実施 : 仙台銀行 (300 億円)、筑波銀行 (350 億円)

23 年 12 月実施:七十七銀行(200 億円)

24年1月実施: 相双信用組合(160億円)、いわき信用組合(200億円)

24年2月実施:宮古信用金庫(100億円)、気仙沼信用金庫(150億円)、石巻信用金

庫(180 億円)、あぶくま信用金庫(200 億円)

24年3月実施:那須信用組合(70億円)

Ⅲ 節電への取組みについて(資料6-5-13参照)

1. 平成23年夏の電力需給対策

東日本大震災により、東京電力及び東北電力両管内における電力供給力が大幅に落ち込んでいる状況を踏まえ、平成23年5月13日、電力需給緊急対策本部 (注) で決定された「夏期の電力需給対策について」において、東京・東北電力管内全域の最大使用電力の抑制目標を、契約電力500kW以上の事業者である大口需要家、契約電力500kW 未満の事業者である小口需要家及び家庭部門について、一律15%削減とすることとなった。

(注) 平成23年5月16日に「電力需給に関する検討会合」に改組。

このうち、大口需要家に対しては電気事業法に基づく罰則付きの規制が課せられることになり、具体的には、大口需要家単位で

- ①東京電力管内は7月1日~9月22日の平日9時から20時まで、
- ②東北電力管内は7月1日~9月9日の平日9時から20時まで、
- の使用電力の上限を、昨年の同期間・時間帯における使用最大電力から 15%削減することとなった。ただし、本規制の実施に当たっては、
 - ①複数の大口需要家の事業所が共同して使用最大電力の抑制に取り組む「共同使用制限スキーム」の利用を可能とすること、
 - ②金融機関のシステムセンターなど、安定的な経済活動・社会生活に不可欠な需要 設備について電気の使用制限を緩和すること、
- ③人員等を大幅に増加して被災者の求めに応じている金融機関など、被災地の復旧・復興に不可欠な需要設備について電気の使用制限を緩和すること、などとされた。
 - (注) 8月30日の電力需給に関する検討会合において、「電気事業法第27条に基づく電気の使用制限緩和等について」が決定され、東北電力管内・東京電力管内の需給バランスが改善していることや、被災地の方々からの早期終了を求める声があることを踏まえ、
 - ①9月2日(金)を最後に、東日本大震災及び新潟・福島豪雨の被災地に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了する、
 - ②9月9日(金)を最後に、東京電力管内に所在する大口需要家の方々に対する電気事業法第27条に基づく電気の使用制限を終了する、
 - こととなった。ただし、使用制限解除後も15%の需要抑制は努力目標として残 すこととされた。

金融庁としては、電気事業法上の規制に加え、金融界全体として15%削減の目標を

掲げ、その取組みを着実に実施させる観点から、6月3日、東京電力又は東北電力管内に本社・本店を置く金融機関等に対し、節電行動計画の策定等を要請した(銀行法第24条等に基づく報告徴求等)。具体的には、小口需要家も含めて金融機関単位で、それが困難な場合にはグループ毎・業態毎等で

- ①東京電力管内は7月1日~9月22日の平日9時から20時まで、
- ②東北電力管内は7月1日~9月9日の平日9時から20時まで、

の使用電力の上限を昨年の同期間・時間帯における使用最大電力から 15%削減することとした。ただし、15%削減の対象からは、電気事業法の制限緩和の対象となるシステムセンター、被災地の本店・支店を除くこととした。

また、7月20日の電力需給に関する検討会合において、「西日本5社の今夏の需給対策について」が決定され、関西電力管内においても供給力低下の新たな事態(原子力発電所の定検による停止等)を迎えたため、発電所のトラブル等のリスクも考慮し、今夏のピーク期間・時間帯(目安は、7月25日~9月20日の平日の9時から20時)において、全体として昨年の同期間・時間帯の10%以上の削減を目途に節電に取り組むこととなった。

上記を受けて、金融庁としては7月22日付で関西電力管内に本社・本店をおく金融機関等に対して、節電行動計画の策定等を要請した(銀行法第24条等に基づく報告徴求は行わず)。具体的には、7月25日~9月20日の平日の9時から20時において、使用電力の上限を昨年の同期間・時間帯における使用最大電力から10%以上の削減を目途に節電に取り組むこととした。

2. 平成23年度冬の電力需給対策

平成23年11月1日の電力需給に関する検討会合において「今冬の電力需給対策について」が決定され、今冬の電力需給バランスについては、定期検査等により停止中の原子力発電所が再起動しない場合であっても、全国的に見れば今夏ほど深刻とはならない見通しであるが、電力の供給力が最大需要見通しを下回る関西電力及び九州電力管内については、ピーク期間・時間帯の使用最大電力について、以下のとおり数値目標を伴うきめ細かな節電要請を行うこととなった。

(平成23年度冬	の筋雷亜語に	ーセルス	、数值日堙
	TIM / () TIM / ()	(<i>) </i>		1 7 7 11 11 11 11 11 1

	関西電力	九州電力
節電期間	12/19~3/23 の平日	12/26~2/3の平日
	9:00~21:00	8 : 00~21 : 00
節電目標	▲10%以上の使用最大電力	▲5%以上の使用最大電力
	(kW) の抑制	(kW) の抑制
基準電力	前年同月の使用最大電力	同左

(注)「今冬の九州電力管内の数値目標を伴う節電期間の見直しについて」(11 月 24 日 電力需給に関する検討会合)で九州電力管内における数値目標ありの節電期間の開始日が12月19日から12月26日に後ろ倒しされた。

上記を受けて、金融庁としては11月7日付で関西・九州電力管内に本社・本店をおく金融機関等に対して、節電行動計画の策定等を要請した(銀行法第24条等に基づく報告徴求は行わず)。具体的には、

- ①関西電力管内は平成23年12月19日~平成24年3月23日の平日9時から21時まで、前年同月の使用最大電力の10%以上
- ②九州電力管内は平成23年12月26日~平成24年2月3日の平日8時から21時まで、前年同月の使用最大電力の5%以上
- の使用最大電力の削減に取り組むこととした。

3. 平成24年夏の電力需給対策

平成24年夏の需給見通しについて、「需給検証委員会」において第三者の専門家等による検証を行った結果、特に関西電力管内における今夏の電力需給に関して、昨夏の東京電力管内で想定されたピーク電力不足よりも厳しい状況になる恐れがあり、関西電力管内以外の地域でも、九州電力、北海道電力及び四国電力管内では電力需給のひっ迫が見込まれている。

- ①平成24年5月18日に開催された電力需給に関する検討会合/エネルギー環境会議合同会合において「今夏の電力需給対策について」が決定・公表された。この対策では、中西日本電力6社(関西・九州・四国・中部・北陸・中国電力)及び北海道電力管内には、以下のとおり数値目標ありの節電期間が設定されている。金融庁としては、中西日本電力6社及び北海道電力管内に本社・本店をおく金融機関等に対して、5月25日付で節電行動計画の策定等を要請したところ(銀行法第24条等に基づく報告徴求は行わず)。
- ②24 年6月 22 日、大飯原子力発電所3号機・4号機の再起動の政府決定を受け、「今夏の節電目標の改定方針について」が決定・公表され、大飯原子力発電所3号機の再起動が確実となった段階において、節電目標を改定することが示された。24 年7月 10 日、上記改定方針通り節電目標が改定された。
- ③24年7月25日、大飯原子力発電所4号機の再起動を踏まえ、「今夏の節電目標の 改定方針について(24年6月22日)」に基づき改定された節電目標を、再度改定 することが示された。

(参考) 今夏の節電要請における数値目標

		数値目標 (一昨年比)		
電力会社	期間	①当初	②3号機運転	③ 4 号機運転
管内		(7月2日~)	後 (7月 10 日	後
			~7月25日)	(7月26日~)
北海道	①7/23 (月) ~9/7 (金) の平		同左	同左

	日 (8/13~15 を除く) 9:00~ 20:00	▲7%以上		
	②9/10 (月) ~9/14 (金) の 17:00~20:00			
関西	- 7/2 (月) ~9/7 (金) の平日 - (8/13~15 を除く) 9:00~ - 20:00	▲15%以上	▲10%以上	▲10%以上、但し、生 産活動に支障が生じ る場合は▲5%以上
四国		▲7%以上	同左	▲5%以上
九州		▲10%以上	同左	同左
中部		▲5%以上	▲4%以上	数値目標を伴わない 節電
北陸		▲5%以上	▲4%以上	数値目標を伴わない 節電
中国		▲5%以上	▲3%以上	数値目標を伴わない 節電

Ⅳ その他

1. 金融上の措置の周知等

平成23年7月以降においても、震災発生当日の金融上の措置の要請(資料6-5-14参照)を含め、今般の震災を受けて実施した施策について、金融庁ウェブサイトへの掲載等により周知を図った。

さらに、以下のとおり、被災地を訪問し、施策の周知を図るとともに、地元行政機関や金融機関等との意見交換等を行った。

(1) 自見金融担当大臣による福島県訪問

地元行政機関や金融機関と意見交換を実施するとともに、郵便局、あぶくま信用金庫及び相双信用組合の営業現場を視察した(23年9月21日)。

(2) 自見金融担当大臣による岩手県訪問

地元行政機関や金融機関等と意見交換を実施するとともに、郵便局及び宮古信 用金庫の営業現場を視察した(23年10月18日・19日)。

(3) 大串大臣政務官による宮城県訪問

地元金融機関等と意見交換を実施した(24年2月20日)。

(4) 金融庁職員の被災地派遣

7月15日に宮城県、8月23日~25日に福島県・宮城県・岩手県、8月30日に 岩手県、8月31日に福島県へ派遣し、地元金融機関に対し施策の周知等に努めた。

2. 金融業界等における取組み

金融業界等は、今般の震災を受けた各種の取組みについて、その趣旨や運用状況等 を踏まえ、23年7月以降も必要に応じて継続するなど、適宜適切に対応した。

23年7月~24年6月までの間に、金融業界等が新たに実施・公表した主な取組みは、次のとおり。

- (1)「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」の策定 平成23年7月15日、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が、 「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を取りまとめ、8月22日より適 用が開始された。(本節I参照)
- (2)「東日本大震災による不渡手形の状況について」の公表

全国銀行協会では、震災発生当日の金融上の措置の要請により、「災害時における手形の不渡処分について配慮すること」が要請されたことを受け、同日、手形交換所を運営する各地銀行協会に対して、当分の間、全手形交換所において、東日本大震災のため不渡となった手形・小切手について、不渡報告への掲載等の猶予を実施することを通知した(当該措置については、福島県の一部地域を除き、24 年 4 月 4 日交換(呈示)分をもって終了。)。

全国銀行協会では、この措置により不渡報告への掲載等が猶予された手形・小切手の枚数について、23年9月~24年4月にかけて、毎月公表した。(資料6-5-15参照)

3. 金融検査マニュアル・監督指針

- (1) 23 年 3 月 31 日に「平成 23 年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融 検査マニュアル・監督指針の特例措置及び運用の明確化について」を公表したこと を踏まえ、被災地に限らず、震災の影響により、直ちに経営再建計画を策定することが困難な債務者を対象として、23 事務年度も引き続き、以下の監督指針の特例 措置を講じた。(資料 6 - 5 - 16 参照)
 - ①現行、中小企業に限って貸出条件変更時の経営再建計画の策定を最長1年間猶予しているが、この取扱を中小企業以外にも適用。併せて、既に貸出条件変更に応じた中小企業の経営再建計画の策定猶予期間の再延長を可とした。
 - ② 現行、中小企業以外は経営再建計画の計画期間を概ね3年、中小企業は原則5年としているが、合理的な期間の延長を可とした(金融検査マニュアルも併せて措置)。
- (2)「『平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての金融検査マニュアル・ 監督指針の特例措置及び運用の明確化について』に関するよくあるご質問(FAQ)」(以下「震災特例FAQ」という。)の整備

(1)「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」への対応について

ア. 改定の趣旨、経緯

全国銀行協会を事務局とする「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」に おいて、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」が取りまとめられ、 23年8月22日付で適用が開始された。

これを受けて、金融庁では、同日(23年8月22日)、「ガイドライン」に基づく「弁済計画」に関する取扱いに関して、「震災特例FAQ」に新たな質問・回答を追加した。

イ. 改定の概要

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」に基づき、成立した弁済計画については、原則、「合理的であり、その実現可能性の高い」計画とみなして差し支えないこと等を明記した。

②相続税路線価等にかかる調整率への対応について

ア. 改定の趣旨、経緯

国税庁は、23 年 11 月 1 日、被災地における相続税路線価の「調整率」を公表した。

これを受けて、金融庁では、24 年 1 月 6 日、路線価を用いて担保評価を行う場合の「調整率」の取扱いに関して、「震災特例 F A Q」に新たな質問・回答を追加した。

イ. 改定の概要

「調整率」は、「『震災の発生直後の価額』を算定するためのもの」であり、 震災後の復旧の状況等は加味されていないため、相続税路線価を用いて担保評価を行っている金融機関については、「調整率に基づく評価」が「現況に基づ く評価」と一致しない場合には、「調整率」を一律に用いることにはならない こと等を明記した。

③東日本大震災事業者再生支援機構の業務開始に伴う対応について

ア、改定の趣旨、経緯

「株式会社東日本大震災事業者再生支援機構」(以下「機構」という。)が、 24年3月5日より業務を開始した。

これを受けて、金融庁では、24年4月27日、「機構」が買取決定等をした 債務者の事業再生計画に関する取扱い等について、「震災特例FAQ」に新た な質問・回答を追加した。

イ. 改定の概要

「機構」が買取決定等をした債務者の事業再生計画については、①「資本性借入金」を活用すること、及び②計画期間終了後の債務者区分が原則として「正常先」であること、の二要件を満たすことが見込まれる場合であれば、原則として、「合理的であり、その実現可能性が高い」計画とみなして差し支えない

こと等を明記した。

4. 震災に伴う本人確認手続きの特例措置

東日本大震災の発生を受けた犯罪収益移転防止法上の本人確認方法等の特例について、警察庁及び関係省庁と共に24年3月31日をもって特例措置の終了を行った。

(措置終了となった本人確認方法等の特例)

- ① 犯罪収益移転防止法においては、顧客が金融機関に口座を開設する場合等には、金融機関等に対し、運転免許証等による本人確認を行うことを義務付けているが、東日本大震災で被災した顧客については、こうした正規の本人確認方法によることが困難な場合には、暫定的な措置として、当分の間、顧客からの申告による方法とすることができることとする。
- ② 東日本大震災に係る寄附のために、寄附専用口座向けに行われる現金での送金については、本人確認義務の対象外とする(送金額が200万円以下のものに限る)。

第6節 消費者行政に関する取組み

I 経緯等

消費者基本法において、「政府は、消費者政策の計画的な推進を図るため、消費者政策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を定めなければならない」こととされていることを踏まえ、平成22年3月30日、22年度から26年度までの5年間を対象とする新たな「消費者基本計画」が閣議決定された。

「消費者基本計画」では、重点的な取組みとして、①消費者の権利の尊重と消費者の自立の支援、②地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保・向上、③経済社会の発展への対応が挙げられ、それぞれについて今後5年間に講ずべき具体的な施策が掲げられている。

Ⅱ 「消費者基本計画」の工程の明確化、検証・評価

1. 工程の明確化

「消費者基本計画」においては、「消費者庁と各施策の推進に当たる関係府省庁等は、 重要課題ごとの施策の実施についての工程を明確化」することとされており、22年9 月、「消費者基本計画」の各施策について、工程表が作成された。

2. 検証・評価

「消費者基本計画」においては、同計画を実効性のあるものとするために、盛り込まれた具体的施策の取組状況について、十分な検証・評価を行うこととされている。このため、「消費者基本計画」の各施策につき、消費者委員会、消費者団体等から寄せられた意見も踏まえて検証・評価が行われ、その結果は、24 年 7 月、「平成 23 年度の具体的施策の実施状況に関する検証及び評価の結果」として公表された。

また、「消費者基本計画」においては、検証・評価により必要となる「消費者基本計画」の見直しについて、閣議決定を行い公表することとされている。このため、上記の検証・評価の結果を踏まえた見直しが行われ、24年7月20日、「消費者基本計画」の改訂版が閣議決定された。

Ⅲ 「消費者基本計画」における金融庁関連の施策

「消費者基本計画」の改訂版には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策等が 盛り込まれている。(資料6-6-1参照)

- (1)消費者の自主的かつ合理的な選択の機会の確保
 - ①「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施
 - ②外国為替証拠金取引やファンドを取り扱う登録業者に対する金融商品取引法の厳 正な運用
 - ③未公開株取引等を利用した詐欺的商法に関する取締りの強化

- 4002 排出権取引への投資に係る諸問題についての検討
- ⑤無登録業者等による未公開株の販売等に関する裁判所への差止命令の申立て
- ⑥消費者信用分野における諸問題についての検討
- ⑦不正利用口座に関する金融機関等への情報提供の状況の公表、「預保納付金の具体的使途について」に基づく適切な対応
- ⑧偽造キャッシュカードによる被害防止に向けた注意喚起の実施、各種被害手口に対応した金融機関における防止策等の促進
- ⑨振り込め詐欺被害の未然防止、拡大防止、被害回復に向けた金融機関の取組みの 促進
- (2) 消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実
 - ①学校における消費者教育に対する支援
 - ②社会教育施設等地域における消費者教育の推進
- (3) 消費者の意見の消費者政策への反映と透明性の確保
 - ①審議会の性格等に応じた生活者・消費者を代表する委員の選任
 - ②消費者からの情報・相談を受け付ける体制の整備
- (4) 消費者の被害等の救済と消費者の苦情処理・紛争解決の促進
 - (1)「多重債務問題改善プログラム」の着実な実施(再掲)
 - ②金融分野における裁判外紛争解決制度の円滑な実施
 - ③金融サービス利用者相談室の在り方についての検証、役割の検討・拡充

第7節 金融経済教育の取組み

I 概要

金融経済教育については、多重債務問題改善プログラム(平成19年4月20日、多重債務者対策本部決定)に「多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化」が、金融・資本市場競争力強化プラン(20年12月21日 金融庁)に「金融経済教育の一層の推進による金融経済リテラシーの一層の向上」が、更に、消費者基本計画(22年3月30日閣議決定)においても「消費者に対する啓発活動の推進と消費生活に関する教育の充実」が盛り込まれているとおり、政府全体としてのその重要性が認識されているところである。金融庁では、こうした背景から、17年6月に金融経済教育懇談会がとりまとめた「金融経済教育に関する論点整理」も踏まえ、以下のとおり様々な取組みを行っている。(資料6-7-1参照)

Ⅱ 金融経済教育の具体的な取組み状況

1. ガイドブック等の作成・配布

金融の基礎知識をまとめたガイドブック「はじめての金融ガイド」を「基礎から学べる金融ガイド」として改訂し、全国の高校・大学・地方公共団体等へ広く配布した。また、未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック「実例で学ぶ「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック」を地方公共団体等へ広く配布した。(資料6-7-2参照)

2. シンポジウムの開催

地域住民を対象に、金融トラブルに巻き込まれないように注意喚起をすることをテーマとしたシンポジウムを名古屋市、那覇市、広島市、大阪市の計4箇所で開催した。 (資料6-7-3参照)

3. 金融広報中央委員会との連携

金融広報中央委員会が行う各種の金融知識普及活動に対し、作文コンクールにおける審査や金融担当大臣賞の授与等の協力を行っている。

4. 金融知識普及功績者表彰

当庁は、金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国 民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰 している(23事務年度 13件)。(資料6-7-4参照)

5. 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナ

一等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした (23 事務年度 18 件)。(資料6-7-5参照)

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構(以下「機構」という。)は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律(平成13年法律第131号)」による銀行の株式保有制限(銀行の株式保有をTier1以下に制限)の導入に伴い、銀行等の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、平成14年に設立された認可法人である。

機構の設立後、18 年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、20 年 10 月 15 日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結されている。

また、20年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

- ① 株式買取再開等(21年3月9日公布、同年3月10日施行)
 - 18年9月末までとされていた機構による株式買取期限を24年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。
 - これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20 兆円」に拡大した(20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続)。
- ② 買取対象の拡大(21年7月3日公布、同年7月6日施行) さらに、上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取り対象に追加した。
- ③ 買取期限の延長(24年3月31日公布、同日施行) また、東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、銀行等保有株式取得機構が、株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分の二一ズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を平成29年3月末まで5年間延長することとした。

これらの措置を受け、23 事務年度(23 年 7 月~24 年 6 月末)において、機構は、1,238 億円(買取再開後の累計 7,138 億円)の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融監督等

第8章 業態横断的な監督をめぐる動き

第1節 オフサイト・モニタリング

I オフサイト・モニタリングの意義

監督部局の役割は、検査と検査の間の期間においても、継続的に情報の収集・分析を行い、金融機関の業務の健全性や適切性に係る問題を早期に発見するとともに、必要に応じて行政処分等の監督上の措置を行い、問題が深刻化する以前に改善のための働きかけを行っていくことである。

具体的には、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求めるなどして、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するとともに、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性及び業務の適切性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促している。

Ⅱ オフサイト・モニタリングの実施

金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化する中、金融機関の経営の健全性の状況を継続的・定量的に把握する重要性が高まっていることから、財務会計情報に加え、金融機関の市場リスク、流動性リスク、信用リスクの状況等について報告を求め、常時把握し、分析を行っている。加えて、金融機関との定期的な面談や意見交換等を通じて、金融機関との日常的なコミュニケーションを確保し、財務情報のみならず、経営に関する様々な情報についても把握するように努めている。

1. 各業態におけるオフサイト・モニタリングの対応

(1)預金取扱金融機関

毎期の決算に基づく報告のほか、市場リスク、流動性リスク、信用リスク等のリスク情報について、各リスクの顕在化速度に応じた頻度で報告を求めるなど経営の健全性に関する検証や決算ヒアリング、総合的なヒアリング等の各種ヒアリングを実施している。

加えて、平成23事務年度においては、主要行等と中小・地域金融機関に関しては、「平成23事務年度主要行等向け監督方針」及び「平成23事務年度中小・地域金融機関向け監督方針」を策定し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

(2) 保険会社等

毎期の決算に基づく報告(業務報告書等)のほか、契約動向や資産の保有状況

等について定期的に報告を求めるなど財務の健全性に関する検証や決算ヒアリング、保険計理人ヒアリング等を実施している。

加えて、23 事務年度においては、「平成23 事務年度保険会社等向け監督方針」 を策定し、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保 険会社等の属性に応じた監督対応の3点を重点分野とする監督を行った。

(3)金融商品取引業者

毎期の決算に基づく報告(事業報告書等)のほか、金融商品取引法上の健全性 指標である自己資本規制比率、主要勘定残高等について月次で報告を求めるなど 財務の健全性に関して検証を行っている。

加えて、23 事務年度においては、金融商品取引業者等に関し、「平成23 事務年度金融商品取引業者等向け監督方針」を策定し、①市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野とする監督を行った。

2. リスク分析の高度化

平成 23 事務年度においては、金利を含むマクロ経済の動向等が金融システムや個々の金融機関の財務に及ぼす影響やリスクについて、フォーワード・ルッキングに特定・把握するとともに、分析した情報を監督行政に活用するなど、行政のリスク感応度を高めた。例えば、金融機関からの徴求資料やヒアリングに基づいて得た情報について蓄積・分析するとともに、市場関係者との意見交換の結果やマクロ経済・金融資本市場に係る各種指標なども加味しつつ、金融機関のリスク特性についてのタイムリーな把握に努めた。その上で、各金融機関において、そのリスク特性に見合った適切なリスク管理が行われるよう、ヒアリングでの情報提供等を通じて促した。

3. モニタリング・システムの整備

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリングを行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの維持及び機能強化を図っている。

預金取扱金融機関、保険会社等及び金融商品取引業者をシステムの運用対象として、データの暗号化、オンラインによるデータ徴求等により、事務の効率化、利便性の向上、情報管理面での安全性の向上を図りつつ、23 事務年度は金融機関をとりまく環境変化を踏まえ、既存の様式改正などのシステム改修を実施した。

Ⅲ 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨(資料8-1-1参照)

10年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、

自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、 予め定めた是正措置命令を発動するものである。

これにより、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

2. 発動基準

早期是正措置は、いわゆる業務改善命令、業務停止命令(銀行法第26条第1項等)の1形態として、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして定められている(同条第2項等)。

早期是正措置の発動基準となる「自己資本の充実の状況」については、国際的にも認められた「自己資本比率」という基準を用いることとしている。

この自己資本比率は、国際的に統一的なルールとして認められた方式により算出されるものであり、株主資本(資本金、法定準備金、剰余金等)等の自己資本を分子として、また、リスクアセット(金融機関の保有資産やリスクの種類に応じて算出されたリスク資産額の合計額)を分母として算出される。

自己資本は、各金融機関の抱えるリスクを吸収するために経営の安定上必要不可欠な財務基盤であり、その充実は、各金融機関が金融市場において預金者や投資家からの十分な信認を確保する上で極めて重要である。

(注) 自己資本比率= 自己資本額(資本金等) リスクアセット額

3. 措置区分

早期是正措置の措置区分は、自己資本比率の状況に応じて定められている。

当初は第1から第3までの3段階であったが、10年10月に成立した早期健全化法において、金融再生委員会が同法に基づき施策を講じるにあたって、早期是正措置との効果的な連携を確保するべきものとされたことを受けて見直しを行い、現在は4段階となっている。

また、10 年 12 月の金融システム改革法の施行に伴い、早期是正措置の発動基準について、国際基準、国内基準に関わらず、連結ベース及び銀行単体ベースそれぞれの自己資本比率に基づくこととなった。

さらに、14 年 12 月の事務ガイドラインの改正で、早期是正措置に係る命令を 受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮するなどの 厳格化を行った。 23年6月には、国際基準行に対して25年3月31日から段階的に導入される新しい自己資本比率規制(バーゼル3)を踏まえ、早期是正措置の発動基準として、これまでの「総自己資本比率」に加え、「普通株式等 Tier1 比率」及び「Tier1 比率」を追加する旨を盛り込んだ早期是正措置に関する省令等の一部改正案をパブリックコメントに付した。

	自己資	本比率	措置の内容
	国際基準行	国内基準行	· 措置の内容
第1区分	8%未満4%以上	4%未満2%以上	経営改善計画(原則として資本増
			強に係る措置を含む)の提出及び
			その実行
第2区分	4%未満2%以上	2%未満1%以上	資本増強に係る合理的と認められ
			る計画の提出・実行、配当・役員
			賞与の禁止又はその額の抑制、総
			資産の圧縮又は抑制等
第2区分	2%未満0%以上	1%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮
の2			小、合併又は銀行業の廃止等の措
			置のいずれかを選択した上当該選
			択に係る措置を実施
第3区分	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

4. 発動実績

23 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0件
信用組合	69 件
系統金融機関	3件

(注)労働金庫は、厚生労働大臣と金融庁長官の連名、系統金融機関については、 農林水産大臣と金融庁長官の連名で命令が発出される。

Ⅳ 早期警戒制度について

1. 趣旨(資料8-1-2参照)

14年10月の「金融再生プログラム」においては、「早期警戒制度の活用」として「自己資本比率に表されない収益性や流動性等、銀行経営の劣化をモニタリングするための監督体制を整備する」こととされた。

これを受け、早期是正措置の対象とはならない段階における金融機関であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、継続的な経営改善への取組みがなされる必要があるとの観点から、行政上の予防的・総合的な措置を講ずることにより、金融機関の早め早めの経営改善を促す仕組みとして同年12月に「早期警戒制度」を整備した。

2. 概要

基本的な収益指標、大口与信の集中状況、有価証券の価格変動等による影響、預金動向や流動性準備の水準を基準として、収益性、信用リスク、市場リスクや資金繰りについて経営改善が必要と認められる金融機関に関して、原因及び改善策等についてヒアリング等を行い、必要な場合には、銀行法第24条等に基づき報告を求めることを通じて、必要な経営改善を促すこととしている。

さらに、業務の改善を確実に実行させる必要があると認められる場合には、銀行 法第26条等に基づき業務改善命令を発出することとしている。

なお、14年12月の制度の導入時に設けられた収益性改善措置、安定性改善措置、 資金繰り改善措置の3つの措置に加え、15年3月の「リレーションシップバンキン グの機能強化に関するアクションプログラム」を受けて、同年6月末から新たに「信 用リスク改善措置」を追加した。

また、19年3月末から実施されたバーゼルIIの第2の柱への対応として、18年3月には主要行等向け及び中小・地域金融機関向けの各監督指針を改正し、銀行勘定の金利リスクに係るモニタリング(19年4月より実施)を含む早期警戒制度の規定の見直しを行った。

保険会社に対しては、15年8月に早期警戒制度を導入し、早期是正措置の対象とはならない保険会社であっても、その健全性の維持及び一層の向上を図るため、早め早めの経営改善を促すこととした。

さらに、金融商品取引業者に対しては、20年4月から第一種金融商品取引業を行う者について早期警戒制度を導入。自己資本規制比率の変動や有価証券の価格変動、 為替変動の影響等の観点から個々の金融商品取引業者のリスクの所在を特定、早期 の経営改善への取組みを促すこととした。(資料8-1-3参照)

第2節 金融上の行政処分について

Ⅰ 行政処分の趣旨(資料8-2-1参照)

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分(注1)を行っているところである。

平成19年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。20年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

Ⅱ 行政処分の業態別発動状況(資料8-2-2参照)

23 事務年度における行政処分の業態別発動件数(注2)は、以下の通り。

7件【3件】 銀行等 ② 協同組織金融機関 2件【 0件】 ③ 金融商品取引業者等 49件【20件】 ④ 保険会社等 0件【 0件】 ⑤ 貸金業者 〇件【 〇件】 ⑥ 特定目的会社 〇件【 〇件】 ⑦ 前払式支払手段発行者 : 〇件【 〇件】 ⑧ 資金移動業者 0件【 0件】 ⑨ 抵当証券業者 0件【 0件】

- (注1)本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。
- (注2) 本節でいう業態の内訳は、銀行等(主要行等、外国銀行支店等、その他銀行 (ゆうちょ銀行も含む。)、地域銀行、信託会社、銀行代理業者)、協同組織 金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統)、金融商品取引業者 等(第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業 者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、証券金融会社、登録金融 機関)、保険会社等(生命保険会社(かんぽ生命も含む。)、損害保険会社、 特定保険事業者、少額短期保険業者、生命保険募集人、損害保険代理人)、 をいう。
- (注3)【 】内の件数は業務停止命令等(本節では、業務停止命令、登録取消し、 許可取消し、認可取消し等をいう)の件数。

第3節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画—「世界一安全な国、日本」の復活を目指して一」(平成 15 年 12 月犯罪対策閣僚会議)を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、18 年 7 月 21 日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、20 年 12 月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画 2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

Ⅱ これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

18 年 6 月 20 日、第 7 回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年 7 月 21 日、関係省庁の申し合わせにより設置された(19 年 7 月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称)。

2. 企業活動からの暴力団排除

- (1) 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」(政府指針)の策定に向けた検討を重ねた。19 年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。
- (2) 金融庁では、19年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、さらに、20年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。
- (3) 金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した(融資取引:20年11月、普通預金規定等:21年9月)。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、23年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、22年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼動を開始した。

(4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都 道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の 排除に向けた連携を強化している。

これらの検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、21年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、22年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、22 年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を 求める旨要望し、警察庁は、同5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表 した。

(5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、 23年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示した。

第4節 金融コングロマリット監督

「金融コングロマリット」とは、銀行、保険会社、金融商品取引業者(第一種金融商品取引業(有価証券関連業に限る。)又は投資運用業を行う者)のうち、2以上の異なる業態の金融機関を含むグループをいう(「金融庁組織規則第8条第4項第1号」)。

平成24年3月末時点において、「金融コングロマリット」に該当するグループは、国内系、外国系合わせて、116 グループ、それらを構成する金融機関(銀行、保険会社、証券会社等)は317機関存在する。金融庁では、「金融コングロマリット」に該当するこれらのグループについて、コングロマリット化に伴って生じる新たなリスクが、グループ内の個々の金融機関の健全性に問題を生じさせていないか、17年6月24日に策定・公表した「金融コングロマリット監督指針」に基づき、ヒアリング等を通じて十分な実態把握を行うとともに、適時適切に監督上の措置を講じているところである。

なお、「金融コングロマリット」に対する実効性のあるモニタリングや、業態横断的な取引等に係る監督事務の企画・立案及び必要な調整を行う体制を一層整備する観点から、監督局内にコングロマリット室を設置し(18 年7月から府令室)、コングロマリット監督の充実・強化に努めている。

第5節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行う ことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品 取引法のほか、銀行法や保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度(金融分野における裁判外紛争解決制度)」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれ を指定・監督することにより、その中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。 平成24年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(平成24年6月30日現在)

指定日	機関名	業務の種別
H22. 9.15	一般社団法人全国銀行協会	銀行業務農林中央金庫業務
H22. 9.15	一般社団法人信託協会	手続対象信託業務特定兼営業務
H22. 9.15	社団法人生命保険協会	生命保険業務外国生命保険業務
H22. 9.15	一般社団法人日本損害保険協会	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務
H22. 9.15	一般社団法人保険オンブズマン	損害保険業務外国損害保険業務特定損害保険業務保険仲立人保険募集
H22. 9.15	一般社団法人日本少額短期保険協会	• 少額短期保険業務
H22. 9.15	日本貸金業協会	· 貸金業務
H23. 2.15	特定非営利活動法人証券・金融商品 あっせん相談センター	· 特定第一種金融商品 取引業務

第9章 預金取扱金融機関の監督をめぐる動き

第1節 監督指針 監督方針

- I 主要行等向けの総合的な監督指針・監督方針
 - 1. 主要行等向けの総合的な監督指針の改正等

本監督指針は、平成17年10月28日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、23事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

(1) 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改正 (23年7月14日)

「新成長戦略 ~「元気な日本」復活のシナリオ~」(平成22年6月18日閣議決定)を受けた「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(平成22年12月24日金融庁)に掲げられた、経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直しに係る所要の改正を行った。

(2)銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しに関する保険業法施行規 則の一部改正及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改 正に係る改正(23年9月6日)

銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しに関する保険業法施行規則の一部改正及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正による計画の名称変更等に伴う所要の改正を行った。

- (3) 自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に係る改正(23年11月29日) 平成23年5月27日に「自己資本比率規制(第1の柱及び第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等を公表したことを受け、 当該告示改正に係る内容等について、金融検査マニュアル及びQ&Aと併せて監督 指針についても一部改正を行った(23年12月31日より適用)。
- (4)銀行等の報酬等に関する情報開示に係る改正(24年3月29日) 銀行等の報酬等に関する情報開示について銀行法施行規則等の所要の規定を整備 したことを受け、銀行等の規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況及び国際的な 雇用・報酬慣行の導入状況等に応じ、適切な情報開示を行っているかに留意すること を明示するとともに、各記載項目について監督上の留意点を示す改正を行った。
- (5) インターネットバンキングに係るセキュリティの確保及びアームズ・レングス・ルールに関する明確化に係る改正(24年4月6日) インターネットバンキングにおける本人認証について、取引のリスクに見合った

適切な認証方式の選択を求めているところ、適切な認証方式などを例示したほか、 アームズ・レングス・ルールに該当する取引又は行為を例示し、それぞれ明確化を 図る改正を行った。

(6)「預金保険法の一部を改正する法律」の成立等を踏まえた預金口座名寄せのため のデータの整備等に係る改正(24年4月27日)

「預金保険法の一部を改正する法律」(平成23年5月20日法律第45号)の成立(第58条の3(預金等に係る保険金の支払等のための措置)の改正)及び「預金保険法第五十八条の三第一項に規定する措置に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」の制定を踏まえ、預金口座名寄せのためのデータの整備等に係る改正を行った(24年5月19日より適用)。

(7) 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等した事業者の事業再生 計画及び産業復興相談センターが策定支援した再生計画等の取り扱いの明確化に係 る改正(24年4月27日)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)の施行を踏まえ、同機構が買取決定等した事業者の事業再生計画が、貸出条件緩和債権に該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」となりうること及び、産業復興相談センターが策定支援した再生計画及び事業計画が「実現可能性の高い技本的な経営再建計画」となりうることを明記する改正を行った。

(8) 動産担保融資(ABL)等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社業務の 追加に係る改正(24年6月1日)

動産担保融資(ABL)等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社業務の追加を定める銀行法施行規則等の改正を踏まえ、監督指針の改正を行った。

(9)システムリスク総点検の結果を踏まえた着眼点の追加及び小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意することの明確化に係る改正(24年6月29日)

システムリスクの総点検の結果を踏まえた、金融機関に共通的な課題・問題点を 着眼点として追加する改正及び、小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障 が生じないよう配意することの明確化に関する改正を行った(24年7月1日より適 用)。

2.23事務年度主要行等向け監督方針に基づく対応(資料9-1-1参照)

23 事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲介機能の発揮、②リスク管理と金融システムの安定、③顧客保護と利用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、主要行等との率直かつ深度ある対話に努めつつ、監督に当たった。

(1) 金融監督の基本的考え方

ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・進化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政という監督姿勢、特に、本事務年度は、東日本大震災の復旧・復興に向けて、「金融機関による金融仲介機能の真価が問われる一年」との認識で臨んだ。

(2) 円滑な金融仲介機能の発揮

東日本大震災の発生を受け、金融機関には、復旧・復興に向けた資金需要等に応え、日本の再生・発展に貢献していくことが求められる。このようなことも踏まえ、 ①債務者の実情に応じて、貸付条件の変更等の相談や申込みに適切に対応しているか等を確認するとともに、②いわゆる二重債務問題への対応として、債務者からの相談・申出に、迅速かつ的確に対応しているか確認した。

また、中小企業の業況は、依然厳しい状況が続いていると認識の下、①借手企業に対して積極的にコンサルティング機能を発揮するように促す等の取組みを行ったほか、②実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定や抜本的な事業再生等に向けた取組みが行われているか等の検証を行った。

そのほか消費者向け貸付けについても、二一ズを踏まえ、積極的な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

(3) リスク管理と金融システムの安定

主要行等が、適切な経営管理(ガバナンス)の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の健全性や金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で主要行等が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。このことを踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①注視すべきリスク分野、②リスク管理手法の改善、③財務基盤の強化、④グループ全体でのリスク・ガバナンス等の強化、⑤国際展開への対応について特に留意し、各行の自主的な取組みを促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした金融商品・サービスの提供により競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、単に法令を遵守するだけでなく、公共性が高く信頼のある金融機関として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、まずは、顧客の属性(知識、経験、財産の状況、目

的等)に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切かつ柔軟な説明を行うこと等が不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。このことを踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の徹底等、③顧客への説明態勢の充実等、④相談・苦情処理態勢の充実、⑤金融機能の不正利用の防止について、監督指針に照らしながら重点的に検証した。

- Ⅱ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針
 - 1. 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針独自の改正
 - (1) 東日本大震災に対処するための金融機能強化法等の改正に係る改正(23年7月26日)

「東日本大震災に対処して金融機関等の経営基盤の充実を図るための金融機能の強化のための特別措置に関する法律及び金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律」(平成23年6月29日)の成立を受け、震災特例に基づく資本参加における審査上の着眼点や監督上の措置等について、所要の改正を行った。

- (2)「中小企業の会計に関する基本要領等」の促進に係る改正(24年5月7日) 23年2月に設置された「中小企業の会計に関する検討会」における検討を踏ま えて、24年2月に策定された「中小企業の会計に関する基本要領」について、金 融機関が、顧客企業に対して、顧客企業自らの経営の目標や課題を正確かつ十分 に認識できるよう助言するにあたっては、同要領等の活用を促していくことも有 効である旨の記述を追加する改正を行った。
- (3)「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁公表)に係る改正 (24年5月17日)

24年4月に公表された「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」(24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁公表)を踏まえて、金融機関が顧客企業に最適なソリューションを提案するにあたり、抜本的な事業再生、業種転換、事業承継等の支援が必要な場合には、判断を先送りせず外部機関等の第三者的な視点や専門的な知見を積極的に活用する旨の記述を追加する改正を行った。

- 2. 主要行等向けの総合的な監督指針と同様の改正等
 - ①経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改正(23年7月14日)

- ②銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しに関する保険業法施行規則の一部改正及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に係る改正(23年9月6日)
- ③自己資本比率規制 (第1の柱及び第3の柱) に係る改正 (23年11月29日)
- ④銀行等の報酬等に関する情報開示に係る改正(24年3月29日)
- ⑤インターネットバンキングに係るセキュリティの確保及びアームズ・レングス・ ルールに関する明確化に係る改正
- ⑥「預金保険法の一部を改正する法律」の成立等を踏まえた預金口座名寄せのため のデータの整備等に係る改正(24年4月27日)
- ⑦株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等した事業者の事業再生計画及び産業復興相談センターが策定支援した再生計画等の取り扱いの明確化に係る改正(24年4月27日)
- ⑧動産担保融資(ABL)等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社業務の追加に係る改正(24年6月1日)
- ⑨システムリスク総点検の結果を踏まえた着眼点や検証項目の追加及び小規模な営業店に対する検査・監督上の配慮の明確化に係る改正(24年6月29日)
- 3. 23 事務年度中小・地域金融機関向け監督方針に基づく対応(資料9-1-2参照) 23 事務年度においては、下記の金融監督の基本的考え方に即し、①円滑な金融仲 介機能の発揮、②リスク管理と地域における金融システムの安定、③顧客保護と利 用者利便の向上の3点を重点分野と捉え、地域金融機関との率直かつ深度ある対話 に努めつつ、監督に当たった。

(1) 金融監督の基本的考え方

これまでと同様、ベター・レギュレーションを基本に、その一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政との監督姿勢で臨んだ。特に、本事務年度は、東日本大震災の復旧・復興に向けて、「金融機関による金融仲介機能の深化が問われる一年」との認識で臨んだ。

(2) 円滑な金融仲介機能の発揮

地域金融機関の円滑な金融仲介機能の発揮に向けて、以下のような取組みを行った。

ア. 東日本大震災に対する金融面からの対応

(ア) 東日本大震災の発生を受け、金融機関の被災状況も踏まえつつ、①債務者の実情に応じて、貸付条件の変更等の相談や申込みに適切に対応しているか等を確認するとともに、②いわゆる二重債務問題への対応の一環として、個人債務者の私的整理に関するガイドライン等に基づき、債務者からの相談・

申出に、迅速かつ的確に対応しているかについても注視した。

更に、被災地域の復旧・復興、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要への対応状況等についても確認した。

(イ) 23 年7月に金融機能強化法の改正法が施行され、国の資本参加に関して震災の特例が設けられた。地域金融機関が、震災からの復旧・復興に積極的な役割を果たしていくためにも、その経営判断として資本増強が適当と判断する場合には、同法の活用を積極的に検討するよう促した。

イ. 地域密着型金融の更なる推進

(ア) 各種ヒアリングの機会を通じ、地域金融機関が、短期的な視点で個別手法 の単なる定量的な実績を評価するのではなく、顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮等の取組みを、中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進しているか、といった観点等から、経営計画等における位置付けや態勢整備の状況を重視した評価を行い、各金融機関における地域密着型金融に関する取組み状況のフォローアップを行った。

なお、ヒアリングの際には、当該取組みが利用者と地域金融機関の双方に とってより実効的なものとなるよう踏み込んだ意見交換を行うことにより、 各金融機関が自主性・創造性を発揮しつつ取り組んでいくよう促した。

- (イ) 地域金融機関の深度ある取組みに対する環境整備や動機付けを図るため、 以下の取組みを行った。
 - a. 地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、 全国の財務局等(11箇所)において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の 推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った(24年2~3月)。
 - b. 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて、中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した(24年2~4月)。

ウ. 中小企業向け融資

中小企業の業況は依然厳しい状況が続いているとの認識の下、23年4月に金融機関にコンサルティング機能の発揮を促すための監督指針を策定した。さらに、同年5月に地域密着型金融の推進に係る監督指針においても、地域金融機関が発揮すべきコンサルティング機能を具体的に示した。

こうした背景を踏まえ、借手企業の経営状況や特性等について日常的な実態 把握を行い、それを踏まえた的確できめ細かな融資判断を行う態勢等が整備さ れているか等を重点的に検証した。

また、借手企業が経営課題を認識した上で経営改善、事業再生等に向けて自助努力できるよう、アジア地域等への進出支援等を行っている場合にはそれらが新たな販路の獲得や需要の掘り起こしにつながっているか、実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定や抜本的な事業再生等に向けた支援を行っているかなど、積極的にコンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証した。

更に、経営者以外の第三者の個人連帯保証について、これを求めないことを 原則とする融資慣行の確立等や、保証履行時の保証人の履行能力等を踏まえた 対応に関し、適切な取組みが行われているかなどを重点的に検証した。

エ、住宅ローン

住宅ローンについては、グループ保証会社等が保証している場合、保証会社においても、金融円滑化の観点から、適切な対応がとられるよう、指導・協議・要請等を行っているか等について検証した。

オ. 健全な消費者金融市場の形成に向けた取組み

消費者向け貸付けについては、貸付けに対する二一ズも踏まえ、積極的な対応を行っているか等の実態把握に努めた。

カ、成長可能性を重視した金融機関の取組みの促進

新成長戦略等において、投融資や支援対象のカテゴリー・特性に適した成長 資金が供給できる金融産業を構築することとしていることを踏まえ、事業分野 の成長見通しを重視した融資態勢となっているかなど、金融機関による成長可 能性を重視した取組みの状況を把握するとともに、自主的な取組みを促した。

(3) リスク管理と地域における金融システムの安定

地域金融機関が、適切な経営管理(ガバナンス)の下、強固で包括的なリスク管理をより徹底していくことは、個別金融機関の財務の健全性や地域金融システムの安定のために必要であるのみならず、変化する環境の中で地域金融機関が安定的な資金供給を通じて実体経済と企業の成長をサポートするなど、金融仲介機能を十全に発揮するためにも必要なことである。こうした観点を踏まえ、マクロ経済や金融市場の動向を注視する等、当局として、自らのリスク感応度を高めつつ、①東日本大震災に伴う直接的・間接的な影響、②政策保有株式や国債等の保有に伴う市場リスク、③大口与信先や複雑な形態の与信の期中管理を含む信用リスク等のリスク分野を注視すると共に、リスク管理手法の改善や財務基盤の強化に向けた各金融機関の自主的な取組みを促した。

(4) 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資

するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融シス テムの安定に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に 発揮して、顧客情報の厳格な管理、優越的地位の濫用の防止、利益相反の管理等、 顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客のニーズを的確に反映し、創 意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供することにより競争力を高めていく ことが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、単に法令を遵 守するだけでなく、公共性が高く信頼のある金融機関として、顧客の求める水準 を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、まずは、顧 客の属性(知識、経験、財産の状況、目的等)に照らして、販売・勧誘を行うこ とが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行う ことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応 じた適切かつ柔軟な説明を行うこと等が不可欠である。また、販売後の顧客の相 談や苦情を顧客の潜在ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応 することも必要である。こうした観点を踏まえ、当局としては、①業務の継続性 の確保、②情報セキュリティ管理の徹底、③顧客への説明態勢の充実、④相談・ 苦情処理態勢の充実、⑤金融機能の不正利用の防止等に関する取組みについて、 監督指針に照らしながら重点的に検証した。

Ⅲ 中小企業金融円滑化法に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)

下記について、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針・監督方針と同様の改正等を行った。

- ①「中小企業の会計に関する基本要領等」の促進に係る改正(24年5月7日)
- ②「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策 パッケージ」(24年4月20日内閣府・金融庁・中小企業庁公表)に係る改正(24年5月17日)

第2節 預金取扱金融機関の概況

Ⅰ 主要行等の平成23年度決算概況(資料9-2-1~3参照)

主要行等の23年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- 1. 実質業務純益は、資金利益が減少している中、債券売却益が増加したこと等により、 前年同期(32,155億円)より219億円減の31,936億円となった。
- 2. 与信関係費用は、前年同期(▲ 3,922億円)より2,221億円減の、▲ 1,701億円となった。
- 3. 株式等関係損益は、前年同期 (▲2,997億円) より900億円改善し、▲ 2,097億円と なった。
- 4. 当期純利益は、株式等関係損益が改善し、与信関係費用も大幅に減少しているものの、税制改正の影響などにより、前年同期(18,504億円)より1,019億円減の、17,486億円となった。
- 5. 自己資本比率は、前年同期(17.3%)より0.6%ポイント上昇し、17.9%となった。
- 6. 不良債権残高(金融再生法開示債権)は、前年同期(4.9 兆円)より0.1 兆円増の、 5.0 兆円となった。不良債権比率は、前年同期(1.8%)と横ばいの1.8%となった。
- Ⅱ 地域銀行の平成23年度決算概況(資料9-2-4参照)

地域銀行の23年度決算の概況は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- 1. 実質業務純益は、資金利益や債券売却益の減少等により、前年同期(17,998億円) より802億円減の、17,195億円となった。
- 2. 当期純利益は、株式等関係損益が悪化したものの、与信関係費用の減少により、前年同期(6,527億円)より744億円増の、7,272億円となった。
- 3. 自己資本比率(単体の加重平均)は、前年同期(11.6%)より 0.3%ポイント上昇し、11.9%となった。
- 4. 不良債権残高(金融再生法開示債権)は、前年同期(6.7 兆円)より0.1 兆円増の、6.8 兆円となった。不良債権比率は、前年同期と横ばいの3.2%となった。

Ⅲ 再編等の状況

1. 主要行等の再編等

23年7月以降に行われた主要行等における統合・再編は、以下のとおりである。

- ① イオン銀行、イオンコミュニティ銀行(内容) 24 年 3 月 31 日にイオン銀行が子会社であるイオンコミュニティ銀行を吸収合併。
- ② 住友信託銀行、中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行

(内容) 24 年 4 月 1 日に住友信託銀行が中央三井信託銀行及び中央三井アセット信託銀行を吸収合併。三井住友信託銀行が発足。

2. 地域銀行の再編等(資料9-2-5参照)

23年7月以降、以下のとおり、新たに銀行業の免許を付与した。

	免許付与日	営業開始日
北九州銀行	23年9月16日	23年10月3日

3. 外国銀行の参入

23年7月以降、新たに支店に係る営業免許の付与を受け、営業を開始した外国銀行はない(24年6月末現在、免許を付与され、営業を行っている外国銀行は57行)。

4. 外国銀行の退出

23年7月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

Ⅳ 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念(資料9-2-6~8参照)

(1) 金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律)の規定に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである(主要行については11年3月期より、地域銀行については11年9月期より、協同組織金融機関については12年3月期より、開示が義務付けられた)。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分(破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権)し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会(SEC)と同様の基準に基づくものであり、10年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、11年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状(資料9-2-9~16参照)

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

(単位:%、兆円)

		14年		
		3月期		
不	良債権比率	8.4		
総	:与信	512.1		
	融再生法	43.2		
開	示債権			
	破産更生	7.4		
	債権	7.4		
	危険債権	19.3		
	要管理	16.5		
	債権	16.5		
	正常債権	468.9		

						(+ 2 · /	0. 201 1/
18年	19年	20年	21年	22年	23年	23年	24年
3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	9月期	3月期
2.9	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.4	2.4
457.5	472.7	481.6	498.7	478.3	475.0	474.8	486.6
13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.5	11.6	11.8
2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.2	2.0
6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.6	6.9	7.2
4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.5	2.6
444.1	460.7	470.2	486.8	466.6	463.5	463.2	474.8

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位: 兆円)

18年	19年	20年	21 年	22年	23 年	23 年	24年
3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	3月期	9月期	3月期
13.1	11.8	11.2	11.6	11.4	11.3	11.3	11.5

3. 不良債権問題への取組み(資料9-2-17、18参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、13 年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、14年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を16年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定の厳格化、自己査定の充実、ガバナンスの強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、17年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2)なお、17年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」、「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

第3節 預金取扱金融機関に対する行政処分等について

I 銀行

1. シティバンク銀行(平成23年12月16日)

当庁の立入検査等の結果、当行の顧客保護等管理態勢、経営管理(ガバナンス)態勢及びシステムリスク管理態勢などに、業務の健全かつ適切な運営の観点から基本的な問題が認められたことから、銀行法第26条第1項の規定に基づき業務一部停止命令及び業務改善命令を発出。

2. ユービーエス・エイ・ジー在日支店(23年12月16日)

当庁の立入検査等の結果、当行在日支店の内部管理態勢に問題が認められたことから、銀行法第47条第2項、第4項及び第26条第1項の規定に基づき業務改善命令を発出。

Ⅱ 協同組織金融機関

1. 北海信用金庫(24年3月9日)

営業店において顧客預金等の着服・流用の不祥事件が複数発生。

経営陣等は、複数の不祥事件の発生が当局検査において判明するまで隠蔽し、法令 上義務付けられている当局への届出を怠るなど、法令等遵守態勢及び経営管理態勢等 に重大な問題があると認められたことから、信用金庫法第 89 条第 1 項において準用 する銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

2. 徳島信用金庫(24年6月1日)

営業店において多額の顧客預金等の着服・流用の不祥事件が発生。

法令等遵守態勢の確立に向けた取組みや営業店における相互牽制機能の発揮が不十分である等の問題点が認められたことから、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第26条第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出。

Ⅲ 日本振興銀行の破綻処理について

1. これまでの経緯

- (1)日本振興銀行については、22年9月10日、同行より「その財産をもって債務を完済することができない」旨の申出がなされた。当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、同日、金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分を行うとともに、預金保険機構を金融整理管財人に選任した。
- (2) 一方、日本振興銀行は、同日、東京地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てを行い、同月13日に同裁判所より再生手続開始の決定が行われた。

- (3) 日本振興銀行の預金については、預金保険制度に基づき、預金者一人当たり元本 1,000 万円までとその利息が保護され、預金者一人当たり元本 1,000 万円を超える部分とその利息については、同行の財産の状況に応じ、民事再生手続の下で作成される再生計画に従って弁済が行われることとなった。
- (4) 23 年 4 月 25 日、日本振興銀行から第二日本承継銀行に事業の一部譲渡が行われた。この事業譲渡にあわせ、同日、預金保険機構による第二日本承継銀行への1,041 億円の金銭の贈与及び日本振興銀行への656 億円の金銭の贈与並びに日本振興銀行から529 億円の資産の買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた。
- (5) 第二日本承継銀行からの再承継先(日本振興銀行の最終的な受皿金融機関)については、23年3月11日から、預金保険機構において募集が開始された。

2. 預金保険機構による資金援助

- (1) 23 年 4 月 25 日の日本振興銀行から第二日本承継銀行への事業譲渡にあわせ、 預金保険機構より行われた資金援助について、実施後に計数を精査した結果、付保 預金の払戻しや貸出金の回収等が進んだことにより資産・負債額が変動したことか ら、これを調整するため、同年 10 月 7 日、同機構より、第二日本承継銀行に対す る 581 億円の金銭の贈与の減額(減額後の金銭の贈与額 460 億円)及び日本振興銀 行に対する 95 億円の金銭の贈与の増額(増額後の金銭の贈与額 751 億円) が行わ れた。
- (2) 同年 11 月 28 日及び同年 12 月 19 日、日本振興銀行が保有する資産について、 預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを委託)が行われた(買取り額 は、それぞれ 14 百万円及び 10 百万円)。また、同年 12 月 26 日、第二日本承継銀 行が保有する資産について、預金保険機構による買取り(整理回収機構に買取りを 委託)が行われた(買取り額は 429 千円)。

3. 最終的な受皿金融機関の選定

- (1)預金保険機構において、最終受皿候補から提出された事業計画及び譲受条件等の審査が行われた結果、23年9月30日、イオン銀行が日本振興銀行の最終受皿に選定された。
- (2) 同年10月20日、預金保険機構とイオン銀行との間で、同機構が保有する第二日本承継銀行の全株式をイオン銀行に譲渡する株式売買契約の締結が行われた。
- (3) 同年12月26日、預金保険機構より、イオン銀行に対し、第二日本承継銀行の全株式の譲渡(再承継)が行われた。この譲渡により、同機構による第二日本承継銀行の経営管理が終了した。

4. 民事再生計画

- (1) 23 年 7 月 27 日、日本振興銀行より、東京地方裁判所に対し、民事再生法上の手続に基づき、再生計画案が提出された。
- (2) 同年 11 月 15 日、債権者集会において再生計画案が賛成多数により可決され、 東京地方裁判所より、再生計画の認可決定が行われた(認可決定の確定は同年 12 月 14 日)。
- (3) 24年3月23日以降、再生計画に基づき、元本1,000万円を超える預金者等債権者への第一回弁済が開始され、債権額の39%相当額の弁済金の支払いが行われた。

5. 旧経営陣の責任追及

日本振興銀行の損害賠償債権の譲渡を受けた整理回収機構において、23 年 8 月 23 日、株式会社SFCGの貸付債権の買取りに係る承認が、旧役員の取締役としての善管注意義務に違反する行為であるとして、当時の取締役 7 名に対する損害賠償請求訴訟等が提起された。

第4節 バーゼル規制(自己資本比率規制)への対応

1. バーゼル2 (資料9-4-1参照)

平成16年6月にバーゼル銀行監督委員会から公表された自己資本比率規制(バーゼル2)の国際的な枠組みを受け、我が国でも告示を改正し、19年3月末よりバーゼル2が実施された。バーゼル2は、「最低所要自己資本比率」(第1の柱)、「金融機関の自己管理と監督上の検証」(第2の柱)及び「市場規律」(第3の柱)の3つの柱からなる規制上の枠組みであり、金融機関が抱えるリスクを従来の規制(バーゼル1)よりも正確に計測すること等を通じて、金融機関により適切なリスク管理を促すものである。

2. バーゼル 2.5 (資料 9 - 4 - 2 参照)

21年7月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「バーゼルIIの枠組みの強化」等(いわゆる「バーゼル 2.5」)を受け、銀行勘定の再証券化商品のリスク・ウェイト引上げ等を含む証券化商品の取扱い強化及びトレーディング勘定のストレス時のデータを用いたバリュー・アット・リスク(ストレス VaR)の導入等を含む告示改正を行った。改正告示は23年12月末から適用されている。

3. バーゼル3 (資料9-4-3参照)

22 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会から公表された「より強靭な銀行および銀行システムのための世界的な規制の枠組み」(いわゆる「バーゼル3」)を受け、24 年 3 月に、国際基準行に対して自己資本の質および量の向上及びリスク捕捉のさらなる強化を求める告示改正を行った。改正告示は25 年 3 月期決算から、段階的に適用されることとなっている。

4. その他(資料9-4-4参照)

24年3月末で期限を迎えた自己資本比率規制の弾力化措置(有価証券の評価損益を自己資本から控除しなくとも良いとする措置)を、国内基準行に限り26年3月30日まで延長することとした。

- 5. 要承認手法の承認実績(23事務年度)(資料9-4-5参照)
 - ・オペレーショナル・リスク(先進的計測手法)…1持株会社及び3行
 - ・オペレーショナル・リスク(粗利益配分手法)…6行

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

平成23年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年7月1日に、 同年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については、同年12月27日に報告内容 の公表が行われた。(資料9-5-1~2参照)

2. 経営健全化計画の見直し

経営健全化計画は、原則として4ヶ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている。23事務年度が見直し時期に当たる三井住友トラスト・ホールディングス及び千葉興業銀行については、23年12月9日にそれぞれ見直し後の新しい経営健全化計画が公表された。

3. 公的資金の返済状況

23 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、22 事務年度と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約 12.3 兆円)に対して、24 年6月末時点で注入額面ベースで約 10.7 兆円が返済されており、残額は約 1.5 兆円となっている。なお、すでに返済されている約 10.7 兆円に対し、約 1.4 兆円の利益(キャピタルゲイン)を実現している。

Ⅱ 金融機能強化法

資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき国の資本参加を行った金融機関から経営強化計画の履行状 況報告がなされ、23年3月期(13金融機関)については同年8月5日に、同年9月期(15金融機関)については24年2月2日に報告内容を公表した。(資料9-5-3~7参照)

第6節 地域密着型金融の推進

I 経緯

地域密着型金融の取組みについては、二度にわたるアクションプログラムを経て、平成 19 年8月に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、通常の監督行政の枠組みに位置づけて推進を図ってきた。こうした中、地域金融機関においては、顧客企業の経営改善支援や事業再生支援等、様々な取組みが行われてきた。

一方、中小企業をはじめとする利用者からは、そうした取組みにとどまらず、経営課題への適切な助言や販路拡大等の経営支援、二一ズに合致した多様な金融サービスの提供が強く期待されていた。また、地域密着型金融の推進については、本来、地道な企業訪問や経営相談・経営指導など中長期的な視点に立った継続的な取組みに関する姿勢や活動を評価・推進していくことが重要であるにもかかわらず、営業現場では短期的な量重視に偏りやすくなっていたほか、網羅的な実績作りに陥りがちな面が生じるなど、様々な課題も浮かび上がっていた。

このような課題認識を踏まえ、地域金融機関における地域密着型金融の取組みの一層の促進を図るため、23 年 5 月 16 日に「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、地域密着型金融の目指すべき方向等を示した。

Ⅱ 地域密着型金融の推進に係る取組み

1. 基本的考え方等

地域金融機関は、経営戦略や経営計画等の中で、地域密着型金融の推進をビジネスモデルの一つとして明確に位置づけ、自らの規模や特性、利用者の期待やニーズ等を踏まえて自主性・創造性を発揮しつつ、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」、「地域の面的再生への積極的な参画」、「地域や利用者に対する積極的な情報発信」の取組みを中長期的な視点に立って組織全体として継続的に推進することにより、顧客基盤の維持・拡大、収益力や財務の健全性の向上につなげていくことが重要である。

また、地域金融機関が、地域密着型金融を組織全体として継続的に推進していくためには、経営陣が主導性を十分に発揮して、推進態勢の整備・充実を図っていくことが重要である。

2. 当局の施策

当局は、上記の考え方を踏まえながら、各種ヒアリング等の機会を通じて、各地域 金融機関における地域密着型金融の取組み状況についてフォローアップを実施した ほか、地域金融機関における取組みを深化・定着させていくような動機付け・環境整 備の施策として、以下の取組みを実施した。

- (1)地域密着型金融の取組みに関する知見・ノウハウの共有化等を目的に、全国の財務局等(11 箇所)において、地域密着型金融に関するシンポジウムを開催した。また、一部の地域金融機関の経営者に「地域密着型金融の推進のサポート役」として、主要営業地域外の財務局が主催するシンポジウムに参加いただくなど、シンポジウムの充実を図った(24年2~3月)。
- (2) 各金融機関の「特に先進的な取組み」や「広く実践されることが望ましい取組み」に対する顕彰を行った。なお、顕彰対象については、「顧客企業に対するコンサルティング機能の発揮」や「地域の面的再生への積極的な参画」などの取組みについて中長期的な視点に立ち組織全体として継続的に推進している地域金融機関を中心に選定した(24年2~4月)。
- (3) 今後も、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」に基づき、地域金融機関による地域密着型金融への取組みが、中長期的な視点に立って組織全体として継続して推進されるようフォローアップしていく。

第7節 中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化

I 対応

厳しい経済環境の下、東日本大震災から1年が経った今も中小企業等の業況や資金繰りは引き続き厳しい状況となっている。このような中で、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮が一層重要となっているとの認識の下、中小企業金融をはじめとした企業金融等の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を積極的に講じてきた。(資料9-7-1参照)

1. 中小企業金融円滑化法の期限の延長を踏まえた監督上の措置

法の期限を平成23年3月末から24年3月末まで1年間延長する改正中小企業金融円滑化法の成立・施行(23年3月31日)を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させるため、貸付けの条件の変更等に関する相談または申込みを行った中小企業者に対して金融機関が果たすべき役割を具体化するよう、「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律に基づく金融監督に関する指針(コンサルティング機能の発揮にあたり金融機関が果たすべき具体的な役割)」を策定(公表)した(23年4月4日)。

2. 中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査の実施

中小企業金融円滑化法の実施状況等に関する検査を 22 年 2 月より開始し、23 年度は 200 件(22 年 2 月より通算して 611 件)の検査に着手した。

3. 中小企業金融等のきめ細かな実態把握

(1) 中小企業者等へのヒアリング・アンケート調査

23 年 9 月に、金融庁幹部職員等が全国各地を訪問し、中小企業・団体等から、直接、業況・資金繰り、金融機関の融資姿勢等についてヒアリング・意見交換を行った。

また、23 年8月、11 月、24 年2月、5月には、全国の財務局等を通じて、各都 道府県の商工会議所等を対象に、中小企業の業況や資金繰り等に関するアンケート 調査を実施した。

(2)「金融円滑化ホットライン」等における情報の受付け

金融サービス利用者相談室、及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借り手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

4. 金融機関に対する要請

(1) 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会等に、金融機関に対して、 適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を 図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、 23 年 12 月9日及び 24 年 2 月 28 日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全 信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業大臣等から要 請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

(2) 文書による要請

23年12月9日及び24年2月28日に、金融関係団体に対し、コンサルティング機能を十分に発揮し、中小企業をはじめとした企業金融等の金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

このほか、「円高への総合的対応策の先行実施について」(23 年9月 27 日付)、「「資本性借入金」の積極的活用について」(23 年 11 月 22 日付)をそれぞれ発出した。

(3) その他

全ての都道府県において、23 年 11 月から 12 月にかけて、金融関係団体、中小企業団体、政府系金融機関等の参加する「地域融資動向に関する情報交換会」を財務局、経済産業局、都道府県で共催した。

5. 中小企業金融円滑化法の期限の最終延長等

23年3月末に中小企業金融円滑化法の期限を24年3月末まで1年間延長した後、金融庁としては、金融経済情勢や中小企業者等の資金繰り、金融機関の金融の円滑化への対応状況について、検査やヒアリング・アンケート調査を通じて、各種データを分析するとともに、中小企業者や金融機関と意見交換を行いつつ、同法の施行状況や効果・影響等を注視してきたところである。

金融機関の中小企業金融円滑化法への対応状況は、貸付条件の変更等の実行率が9割を超える水準となっているなど、基本的には、その取組みは定着してきていると考えられる。

一方で、貸付条件の再変更等が増加している、貸付条件の変更等を受けながら経営 改善計画が策定されない中小企業者も存在しているなどの問題を指摘する声もある。

このような点を勘案すると、金融規律の確保(健全性の確保・モラルハザード防止) のための施策を講じる一方、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮を促すとともに、中小企業者等の真の意味での経営改善につながる支援を強力に推し進めていくための環境整備を行う必要がある。

このためには、外部機関や関係者の協力も得つつ、検査・監督上の対応も含め、総合的な出口戦略を講じることにより、中小企業者等の事業再生等に向けた支援に軸足を移していかなければならないが、一方で、そうした移行は円滑に進めていく(「ソ

フトランディング」)必要があることから、現行の中小企業金融円滑化法を今回に限り 25 年3月末まで再延長することとし、以下のような施策に集中的に取り組む方針を決定・公表した。

- (1) 金融の円滑化にかかる取組み
 - ア、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮
 - イ. 新規融資の促進を図るための、資本性借入金等の活用及び動産担保融資(ABL)等の開発・普及等
 - ウ. 金融機関の事務負担の軽減を図るための開示・報告資料の更なる簡素化等
- (2) 金融規律の確保にかかる取組み
 - ア. 実現可能性の高い抜本的な経営再建計画の策定・進捗状況の適切なフォロー アップ
 - イ、対象企業の実態に応じた適切な債務者区分・引当ての実施
 - ウ、金融機能強化法の活用
- (3) 中小企業等に対する支援措置にかかる取組み
 - ア. 企業診断、最適な解決策の提示・支援を図るためのコンサルティング機能の 発揮等、地域密着型金融の深化を徹底
 - イ、中小企業再生支援協議会との連携強化
 - ウ、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構等との連携強化
 - エ. 事業再生等の支援を図るための、様々な制度・仕組みの活用

この方針に基づき、24年3月末までとされていた中小企業金融円滑化法の期限を 1年間再延長し、25年3月末までとする、「中小企業者等に対する金融の円滑化を 図るための臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案」を、24年1月27日、 第180回通常国会に提出した。

その後、同法案は、国会審議を経て、同年3月30日に可決・成立し、31日に公布・施行されている。

また、24年4月20日には、中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえ、中小企業の経営改善・事業再生の促進等を図るため、金融機関によるコンサルティング機能の一層の発揮や、企業再生支援機構及び中小企業再生支援協議会の機能及び連携の強化等を内容とした「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を公表している(第2部第4章第1節Ⅲ参照)。

6. 地域密着型金融の推進

地域密着型金融の推進については、第3部第9章第6節「地域密着型金融の推進」 を参照。

Ⅱ 現状

1. 貸付けの条件の変更等の実施状況

中小企業金融円滑化法の施行日(21年12月4日)から24年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業者向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件等を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の条件変更等へ向けた取組みが着実に行われていると考えている。(資料9-7-2参照)

2. 金融機関の貸出態度や資金繰り等に関する中小企業の判断等

金融機関の貸出態度に関する中小企業の判断の指標である日銀短観の「貸出態度判断 D. I.」(D. I. = 「緩い」と回答した社数構成比 - 「厳しい」と回答した社数構成比)をみると、24年6月期では+4(対前年同月比+4)となっている。(資料9-7-3参照)

また、当庁が実施している「中小企業の業況等に関するアンケート調査結果」(24年5月調査)をみると、中小企業の業況 D. I. は▲51(対前年同月比+32)、資金繰り D. I. は▲44(対前年同月比+23)と推移しており、マイナス幅は減少傾向にあるものの引き続き厳しい状況にある。(資料9-7-4参照)

3. 融資残高等

24 年 6 月の民間金融機関の法人向け融資残高は、中小企業向けが対前年同月比 0.9%の減少、中堅・大企業向けが同 2.0%の増加となっている。(資料 9 - 7 - 5 参 照)

また、各金融機関においては、不動産担保・個人保証に過度に依存しない融資の取組みとして、引き続き動産・債権譲渡担保融資、ABL等を推進している。(資料9-7-6)

第8節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況(資料9-8-1参照)

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」(預貯金者保護法)の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、平成19年3月(18年12月末時点)より公表している。

24年3月末時点の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、21 年度は306 件、22 年度は272 件23 年度は439 件となっている。23 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、96.8%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、21 年度は 6,026 件、22 年度は 6,565 件、23 年度は 4,998 件となっている。23 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、49.9%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、21 年度は 241 件、22 年度は 239 件、23 年度は 152 件となっている。23 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、62.5%(件数ベース)を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、21 年度は 61 件、22 年度は 77 件、23 年度は 158 件となっている。23 年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、75.0%(件数ベース)を金融機関が補償している。

Ⅱ 対応

1. インターネットバンキングによる犯罪被害への対応

インターネットバンキングによる犯罪被害の増加を受けた全国銀行協会等の取組みを踏まえ、「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」を改正し、取引のリスクに見合った適切な認証方式として固定式のID・パスワードのみに頼らない認証方式の導入などを例示することで、その明確化を図った。

2. 金融機関における対応状況の把握(資料9-8-2参照)

各預金取扱金融機関の 24 年 3 月末時点での A T M 及びインターネットバンキング における認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を 7 月 5 日に公表する予定。

第9節 口座不正利用対策

I 金融庁における取組状況

金融庁では、預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手先から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

調査を開始した平成15年9月以降24年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等に おいて、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数の累計は37,484件となっている。 なお、適宜金融機関と預金口座の不正利用防止について意見交換を実施した。

Ⅱ 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

15 年9月以降 24 年3月末までに、金融庁及び全国の財務局等が情報提供を行った 37,484 件のうち、金融機関において、20,636 件の利用停止、13,232 件の強制解約等を 行っている。

第10節 振り込め詐欺への対応

金融機能を不正に利用する振り込め詐欺への対応は重要であり、金融庁では、業界団体との意見交換の機会を活用し、振り込め詐欺の未然防止に向けた積極的な取組みや「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」(振り込め詐欺救済法)の趣旨に沿った被害者救済に向けた取組みに努めるよう要請した。

第10章 信託会社等の監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

「信託会社等に関する総合的な監督指針」については、平成16年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されたものであり、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

第2節 信託会社等の新規参入(資料10-2-1参照)

平成 16 年 12 月 30 日の改正信託業法の施行に伴い、信託の担い手が拡大され、24 年 6月 30 日現在、運用型信託会社 7 社、管理型信託会社 8 社及び特定信託業者 7 社 (23 件)、自己信託 1 社、信託契約代理店 166 社 (注)の参入がなされたところである。23 年 7 月 1 日から 24 年 6 月 30 日までの間に免許・登録・届出を行った信託会社等は、以下のとおり。

- ① 運用型信託会社(免許制)及び管理型信託会社(登録制) 運用型信託会社の免許については1社、管理型信託会社の登録については1社となっている。
- ② 信託契約代理店(登録制)

信託契約代理業の登録は5社、廃業等による登録抹消は11社となっている。 なお、登録した5社のうち1社が証券会社、1社が信用金庫、1社が信託銀行、 1社が銀行、1社が一般事業会社となっている。登録抹消した11社のうち、6社が 一般事業会社、3社が信託銀行、2社が信用金庫となっている。

(注) 信託契約代理店 166 社のうち 140 社は、信託業法の施行前に内閣総理大臣の 認可を受けて設置されている信託代理店であり、信託業法の施行時に信託契約 代理店に移行したものである。

第3節 信託会社等に対する行政処分

〇ライツ信託株式会社(平成23年12月22日、24年6月29日)

ライツ信託株式会社に対し、受託審査や信託財産の管理に不備があったこと等から、22 年 6 月 29 日に信託業法第 45 条第 1 項及び第 43 条の規定に基づき 3 ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

その後においても、当該改善命令が履行されていない状況にあったことから、22年9月29日、12月22日及び23年4月1日に信託業法第45条第1項及び第43条の規定に基づき3ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出した。

当社は、23 年 6 月 20 日の取締役会で信託業の廃止の方針を決議し、今後、既存信託 契約の終了等により、信託業の廃止に向けた手続きを行うとしているが、受益者保護の 観点から適切な手続きが行われる必要があるため、6 月 30 日、12 月 22 日に信託業法第 45 条第 1 項及び第 43 条の規定に基づき 6 ヶ月間の業務の一部停止命令及び業務改善命 令を、24 年 6 月 29 日に 10 月 23 日までの業務の一部停止命令及び業務改善命令を発出 した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており(信託業法第14条第2項)、違反者には30万円以下の罰金が課せられる(信託業法第97条第3号)。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が 認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がそ の商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が 見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取ることとしている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法(商号規制)違反である旨を記載することとする。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載することとする。

平成23事務年度は、商号に「信託」等の文字を使用している無免許・無登録業者1 先について、金融庁及び財務局のホームページ上で注意喚起を行った。

第11章 保険会社等の監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針・監督方針

I 保険会社向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成17年8月12日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、23事務年度においても以下の通り改正を行っている。

- 1. 銀行等による保険募集に係る弊害防止措置等の見直しに係る改正(23年9月6日)
 - (1) 非公開金融情報の保険募集業務への利用については、顧客の事前の同意を要することとされているが、当該同意を取得する際には、保険の勧誘の手段、利用する情報の範囲、同意の撤回の方法等を明示することとした。
 - (2) 住宅ローン関連保険の募集に際しては、他の銀行取引等に影響がない旨の説明 義務が設けられているが、当該保険への加入がローンの条件ではない旨を、顧客に 対し書面によって説明することとした。
- 2. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正に係る改正 (23年9月6日)

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部改正による計画の名称変更等に伴う所要の改正を行った。

3. 保険会社が業務代理等の届出を行う際の留意事項及び届出様式の新設に係る改正 (23 年 11 月 22 日)

保険会社等がグループ内の保険会社その他金融業を行う者の業務の代理又は事務の 代行を行う際の規制が、認可制から届出制に緩和されたことを踏まえ、保険会社が届 出を行う際の留意事項及び届出様式を新設した。

- 4. 未成年者の保険募集人からの登録申請の際の添付書類に係る改正(24年3月30日) 未成年者の保険募集人からの登録申請について、23年改正民法の施行により、法人 の未成年後見人が選任できるようになることを踏まえ、法定代理人が法人である場合 の添付書類を規定する改正を行った。
- 5. 保険会社の資産運用比率規制の撤廃に係る改正(24年4月18日)

保険会社の資産運用に関して、保有する資産の種類ごとに総資産額に一定の比率を乗じた額を上限とする資産運用比率規制を撤廃する保険業法施行規則等の改正を踏まえ、監督指針の改正を行った。

6. 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が買取決定等した事業者の事業再生計画 及び産業復興相談センターが策定支援した再生計画等の取り扱いの明確化に係る改正 (24 年 4 月 27 日)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)の施行を踏まえ、同機構が買取決定等した事業者の事業再生計画が、貸出条件緩和債権に該当しないための「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」となりうること及び、産業復興相談センターが策定支援した再生計画及び事業計画が「実現可能性の高い抜本的な経営再建計画」となりうることを明記する改正を行った。

7. 動産担保融資(ABL)等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社業務の追加 に係る改正(24年6月1日)

動産担保融資(ABL)等の開発・普及等に資するため銀行等の子会社業務の追加を定める銀行法施行規則等の改正を踏まえ、監督指針の改正を行った。

8. 小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意することの明確化に係る改正(24年6月29日)

小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意することの明確化に関する改正を行った。

Ⅱ 23 事務年度保険会社等向け監督方針に基づく対応(資料11-1-1参照)

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に則し、①リスク管理の高度化の促進、②顧客保護と利用者利便の向上、③保険会社等の属性に応じた監督対応の3点を重点分野と捉え、保険会社等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方 ベター・レギュレーションの一層の定着・深化を図るため、①リスク感応度の高い 石取 ②国民の日始、利田者の京場に立った石取 ②原来を見扱った石取 ②全配機

行政、②国民の目線・利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・経営判断に資する行政を目指し、監督に取り組んだ。

2. リスク管理の高度化の促進

平成24年3月に実施予定のソルベンシー・マージン比率の見直しや連結財務規制の 導入を踏まえ、リスク管理の高度化や適切な情報開示を促し、引き続き保険会社の財 務の健全性確保に努める必要がある。また、高度なリスク管理を促すためには、そう した手法と整合的な規制・監督枠組みを構築することも重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①統合的なリスク管理の促進(リスク管理態勢の検証(ERMヒアリング等の実施)、各社の負債特性に応じた取組みの促進、グループに対する検証、市場の信認確保のための取組みの促進)、②ソルベンシー評価の見直し等について重点的に取り組んだ。

3. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、国民経済の健全な発展に資するだけでなく、金融機関に対する国民の信頼性向上を通じて、我が国金融システムの安定に資するものである。特に、保険会社等においては、顧客に不測の事態に備えるための保障・補償機能を幅広く提供し、いざという時にその機能を迅速かつ確実に発揮しうることが求められる。このため、各社においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、業務の継続性の確保、顧客情報の厳格な管理、募集及び保険金支払いにおける顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客の目線に立ち創意工夫を凝らした保険商品・サービスを提供することで、顧客のニーズに的確に応えていくことが重要である。

また、顧客保護に関するコンプライアンスは、単に法令を遵守するだけでなく、公 共性が高く信頼のある金融機関として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応え ていくことが重要である。そのためにも、顧客の相談や苦情は、顧客の潜在的ニーズ を掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することが求められる。

以上を踏まえ、当局としては、①業務の継続性の確保、②情報セキュリティ管理の 徹底等、③適切な保険金支払管理態勢の構築(支払管理態勢の検証、請求勧奨等の態 勢の検証、契約者の立場に立った取組み)、④適切な保険募集態勢の確立、⑤相談・ 苦情処理態勢の充実について重点的に検証した。

4. 保険会社等の属性に応じた監督対応

保険会社等の業務規模は、経営統合や海外を含めた事業・地域の多角化など積極的なビジネス展開を図る大規模なものから、少額短期保険業者や認可特定保険業者のような総じて小規模なものまで多様である。また、保険募集の形態も、募集人・代理店を中心とするものや、通信販売を中心とするものなど多様化している。このような状況を踏まえ、監督に当たっては、保険会社等の業務規模・態様等の属性に応じた対応を行っていく必要がある。

以上を踏まえ、当局としては、保険会社等に対し、①保険会社グループ、②中小規模の保険会社、③少額短期保険業者、④認可特定保険業者等、⑤保険募集形態、各々の属性に応じた対応を行うとともに、⑥商品審査の実効性確保と迅速化に努めた。

第2節 保険会社の概況

I 平成24年3月期決算状況

1. 生命保険会社(かんぽ生命を除く)(資料11-2-1参照)

(1) 損益の状況

生命保険会社の本業による基礎的な収益を示す基礎利益をみると、23 年 3 月期 (2 兆 1,444 億円)に比べ、保険料等収入の増加や、東日本大震災の支払備金の戻入 などの特殊事情もあり、2 兆 5,042 億円と増益となった。

さらに、有価証券の減損・売却損等であるキャピタル損益は、金融市場の低迷等により、▲3,048 億円(前年は▲2,563 億円)と赤字額が拡大したことや、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取崩などにより、当期純利益(剰余)は7,173 億円(前年は9,211 億円)と減益となった。なお、有価証券含み益については、8兆5,873 億円(前年は4兆6,775 億円)と増加している。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、有価証券の含み損益の増加により、マージン総額が増加したこと等から、前年と比較して上昇している(全社平均 674.0%(前年比十55.4%ポイント))。

2. 損害保険会社(資料11-2-2参照)

(1)損益の状況

損害保険会社の本業による収益を示す保険引受利益をみると、23年3月期(7兆643億円)に比べ、正味収入保険料は増加したものの、タイ洪水などの自然災害による発生保険金が増加したことなどから、3.418億円の赤字となった。

さらに、有価証券売却損や評価損が増加したことから資産運用粗利益が 4, 187 億円(前年は 4, 683 億円)に減少したことや、法人税率引き下げに伴う繰延税金資産の取崩などから、当期純利益は 1,895 億円の赤字(前年は 1,196 億円の黒字)となった。なお、有価証券含み益は、2兆8,866 億円(前年は2兆8,432 億円)と増加している。

(2) ソルベンシー・マージン比率の状況

ソルベンシー・マージン比率は、自然災害の影響や税効果相当額の減少などによりマージン総額が減少したことから、全体としては、前年と比較して下落している(全社平均477.6%(前年比▲16.7%ポイント))。

Ⅱ 再編等の状況(資料11-2-3~7参照)

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定

化等を図るため、ここ数年、多くの生・損保会社において業務提携・統合・合併等が 行われ、保険業界の再編の動きがみられる。

なお、24 年 6 月末現在における会社数は、生命保険会社 40 社、外国生命保険会社 3 社、損害保険会社 29 社、外国損害保険会社 23 社、免許特定法人 1 社、保険持株会社 9 社である。

2. 主要会社の再編等

23年7月以降、以下のような合併が行われた。

合併保険会社名	新保険会社名	合併日
・三井住友海上きらめき ・あいおい	三井住友海上あいおい	23年10月1日
・損保ジャパンひまわり ・日本興亜	NKSJひまわり	23年10月1日
・ジブラルタ ・AIGエジソン ・エイアイジー・スター	ジブラルタ	24年1月1日

3. 新規参入について

23年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
ノース・オブ・イングランド・プロテクション・アンド・インデムニティ・アソシエ イション	24年1月11日	外国損害保険業
メットライフアリコ生命保険株式会社	24年2月19日	生命保険業
アイペット損害保険株式会社	24年3月30日	損害保険業
スター・インデムニティ・アンド・ライア ビリティ・カンパニー	24年3月30日	外国損害保険業

[※]メットライフアリコ生命保険株式会社は、24 年 5 月 31 日付でアリコ在日支店より事業の全部を譲り受けた。

4. 保険会社の撤退について

23年7月以降、以下の保険会社等が撤退している。

保険会社等名	廃止日・解散日	免許の種類
アメリカン・ライフ・インシュアランス・ カンパニー	24年5月31日	外国生命保険業

第3節 保険金等の不適切な不払い問題等への対応について(資料11-3-1~2参照)

生命保険会社においては、平成17年10月に、不適切な不払いが多数認められた1社に対し、業務改善命令及び一部業務停止命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行ってきた。

更に、20年7月には、多数多額の支払漏れ等が発生し、経営管理態勢及び業務運営態勢に一層の改善の必要性が認められた10社に対し、業務改善命令を発出し、その取り組み内容や進捗状況等について定期的なフォローアップを行ってきた。また、当該フォローアップにおいて、23年2月及び8月に保険金等の追加支払い状況を報告するよう要請を行った。

業務改善命令を発出した10社については、

- ① 業務改善に関する委員会の設置による社内横断的な業務改善の推進
- ② 内部監査部門内に保険金等支払業務に関する専門部署を設置し内部監査態勢強化
- ③ 能動的な保険金等の請求案内態勢の推進

等といった改善策を各社において実施するなど、改善が図られていることが認められたため、23 年 12 月に、業務改善命令に基づく改善状況の定期報告義務の解除を行った。

保険金等支払管理態勢の更なる充実を図っていく観点から、生命保険協会及び生命保 険会社各社に対し、支払漏れ等の発生状況を定期的に公表すること等を要請し、24年6 月、生命保険協会及び生命保険会社各社は23年度における支払漏れ等の公表を行った。

第4節 少額短期保険業者の監督をめぐる動き(資料11-4-1参照)

「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)が平成18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となり、併せて、これら「根拠法のない共済」の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

少額短期保険業者に対する監督権限は、金融庁長官から各財務局長等に委任されており、 23事務年度においては、ほとんどの業者が事業開始後間もないこと等を踏まえ、各業者の 経営管理態勢、財務の健全性、業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・ 監督を行った。その際、財務の健全性等に問題のある業者を中心に注意深くモニタリング を行った。

なお、23 事務年度においては、2 業者が新規に登録し、1 業者が廃業、1 業者が損害保 険会社の免許を取得し少額短期保険業者でなくなかったことから、24 年 6 月末現在の業者 数は、23 年 6 月末と同数の 70 業者となった。また、少額短期保険持株会社が 1 社設立さ れた。

第5節 認可特定保険業者の監督をめぐる動き

「保険業法等の一部を改正する法律」(平成17年法律第38号)(以下、本節において「改正法」という。)が平成18年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となり、併せて、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで20年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人(公益法人)については、 改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規 定された。しかしながら、20 年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、25 年 11 月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険 業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」 (平成22年法律第51号)により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者の うち、一定の要件に該当する者については、23年5月13日から当分の間、行政庁の認 可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣(権限は内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任している。)と規定されている。

23 事務年度においては、各財務局等を通じて、申請者等からの相談に丁寧に対応し、制度の趣旨の周知・徹底を図るとともに、認可申請を円滑に処理することに努めた。また、認可を受けた業者に対しては、業務の適切性等に関し、丁寧な指導・監督を行った。なお、財務局等所管の認可特定保険業者の数は、3法人(24年6月末現在)である。

第6節 ソルベンシー・マージン比率の見直しについて

Ⅰ 連結財務健全性基準の導入(資料11-6-1参照)

保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに関し、グループ内の他の会社の経営悪化が保険会社に波及するリスクを早期に把握することで、保険契約者等の保護を図るため、保険会社等の連結財務健全性基準の導入を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立した(平成22年5月12日成立、5月19日公布)。これを踏まえ、保険会社等の連結財務健全性基準の具体的な算出方法等を定めた保険業法施行規則等を23年3月に公布し、24年3月期末から早期是正措置の指標として導入を開始した。

Ⅱ 経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に向けての検討

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産負債の一体的な時価評価を通じ、保険会社の財務状況の的確な把握や、保険会社のリスク管理の高度化に資するものであることから、近年、国際的にも、保険監督者国際機構(IAIS)等において、その枠組みの検討が行われている。また、我が国においても、経済価値ベースのソルベンシー規制の導入に係るフィールドテストを通じて把握した実務上の様々な課題等について、日本アクチュアリー会や損害保険料率算出機構等の専門組織と連携しつつ、23年6月から24年3月にかけて、当該規制導入に向けた検討を行った。

第12章 証券会社等の監督をめぐる動き

第1節 監督指針 監督方針

I 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針は、平成19年9月30日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきており、23事務年度においても以下の改正等を行っている。

1. 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の改正に伴う所要の改正 【23年9月6日より適用】

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の改正による計画名称変更 等に伴う所要の改正を行った。

2. 23 年金商法等改正を踏まえた改正

【登録申請書記載事項追加に係る III の改正、適格投資家向け投資運用業に係る V・VI の改正、助言人的構成追加に係る VII の改正及び特例届出事項追加に係る IX の改正は 24 年 4 月 1 日、それ以外は 24 年 2 月 15 日より適用】

- (1) 顧客をプロ等(適格投資家)に限定した投資運用業の規制緩和を踏まえた改正ア. 第二種金融商品取引業とみなされる適格投資家を相手方とする私募の取扱いについて
 - イ. 適格投資家向け投資運用業について
 - ① 業務執行態勢に関する留意事項
 - ② 登録審査に係る事項
- (2) 投資助言・代理業の登録拒否事由への人的構成要件の追加を踏まえた改正
- (3) 適格機関投資家等特例業務に係る届出事項の追加等を踏まえた改正
- (4) 金融商品取引業者等に係る登録申請書の記載事項に、本店等の名称及び所在地 が追加されることを踏まえ、記載上の留意点を新設
- 3. 投資信託の販売・勧誘等に係る改正

【24年2月15日より適用】

23 事務年度の金融商品取引業者等向け監督方針において、投資信託の勧誘・説明態勢等が顧客の立場に立ったものとなっているか重点的に検証するとしたほか、販売後の顧客管理(アフターケア)についても適切に行われるよう促すとしたことから、監督上の着眼点を追加した。

- ① 通貨選択型投信販売の際の説明の充実・確認書受入れ
- ② 投信販売後のアフターケアの充実

- ③ 通貨選択型投信などのリスクの高い商品を販売する際の販売管理の充実
- ④ 金融ADR制度の説明の充実
- ⑤ 投信の分配金に関する説明の充実
- ⑥ 顧客属性等の適時適切な把握
- 4. 最終指定親会社及びその子法人等の報酬等に関する情報開示に係る改正 【24年3月29日より適用】

報酬等の情報開示に関する金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正等を踏まえ、最終指定親会社及びその子法人等の規模、業務の複雑性、海外拠点の設置状況及び国際的な雇用・報酬慣行の導入状況等に応じ、適切な情報開示を行っているかに留意することを明示するとともに、各記載項目について監督上の留意点を追加した。

5. 小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意することを明確化する改正

【24年7月1日より適用】

小規模な営業所等に対し業務の円滑な遂行に支障が生じないよう配意することの明確化に関する改正を行った。

Ⅱ 平成23事務年度金融商品取引業者等向け監督方針(資料12-1-1参照)

本事務年度においては、下記の通り、「今後の金融監督の基本的考え方」に即し、① 市場仲介機能の適切な発揮、②質の高いリスク管理の促進、③顧客保護と利用者利便の 向上の3点を重点分野と捉え、金融商品取引業者等の監督にあたった。

1. 金融資本市場を取り巻く環境と今後の金融監督の基本的考え方 上記のような認識の下、23 事務年度の監督行政においても、ベター・レギュレーションの 一層の定着・進化を図ることを基本に据え、①リスク感応度の高い行政、②国民の目線・ 利用者の立場に立った行政、③将来を見据えた行政、④金融機関の自主的な経営改善・ 経営判断に資する行政について、特に重点的に取り組んだ。

2. 市場仲介機能の適切な発揮

金融商品取引業者等は、投資者及び資金調達者が市場にアクセスする際に市場仲介者としての公共的な役割を担っているところ、その金融商品取引業者等が市場仲介機能を適切に発揮することにより、我が国市場に対する投資者の信認を高め、金融商品の公正な価格形成等につなげていくことが重要である。

以上を踏まえ、当局としては、①市場仲介機能の適切な発揮に向けた内部管理態勢の整備、②顧客情報・法人関係情報の管理の徹底、③反社会的勢力排除の徹底に留意した。

3. 質の高いリスク管理の促進

金融商品取引業者等の収益環境は総じて言えば厳しい状況にある中で、金融商品取引業者等が、質の高いリスク管理を徹底することがますます重要になってきている。 以上を踏まえ、当局としては、①証券会社グループ全体の統合的なリスク管理の促進、②各種ファンドへの対応に留意し、各金融商品取引業者等の自主的な取組みを促した。

4. 顧客保護と利用者利便の向上

金融機関における顧客保護・利用者利便の向上は、我が国市場に対する投資者の信認を高め、我が国市場の健全な発展に資するものである。金融機関においては、経営陣が主導性を存分に発揮して、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、顧客のニーズを的確に反映し創意工夫を凝らした金融商品・サービスを提供することにより競争力を高めていくことが重要である。特に、顧客保護に関するコンプライアンスは、単に法令を遵守するだけでなく、公共性が高く信頼のある金融機関として、顧客の求める水準を認識し、その期待に応えていくことが重要である。そのためにも、まずは、顧客の属性(知識、経験、財産の状況、目的等)に照らして、販売・勧誘を行うことが適当な金融商品等であるかを的確に検討・判断し、金融商品等の開発を行うことが必要である。その上で、金融商品等の販売・勧誘に際し、顧客の属性に応じた適切かつ柔軟な説明を行うことが不可欠である。また、販売後の顧客の相談や苦情を顧客の潜在的ニーズを掘り起こす機会と認識し、適切かつ積極的に対応することも必要である。

以上を踏まえ、当局としては、①勧誘・説明態勢等、②商品販売後の顧客管理、③ 苦情・相談処理態勢、④業務の継続性、⑤外国為替証拠金取引に係る規制への対応、 ⑥第二種金融商品取引業に係る自主規制、⑦格付会社規制への対応、⑧金融犯罪等へ の対応について留意した。

第2節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移(資料12-2-1参照)

(1)第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、平成 23 年7月以降、5社が新規に登録を受けている。

また、第一種金融商品取引業者以外の金融商品取引業者 1 社が、第一種金融商品 取引業を行うため、変更登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者 30 社が金融商 品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、24 年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は 307 社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者(金融商品取引法第 28 条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る)については、 274 社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状況	登録年月日
Teneo Partners(株)	0	変更登録	23年8月4日
大宇証券㈱	0	新規登録	23年9月13日
ヘッジファンド証券(株)	0	新規登録	23年10月7日
(株)アイ・アールジャパン	_	新規登録	24年3月2日
UBS証券準備(株)	0	新規登録	24年3月23日
SBI FXトレード(株)	_	新規登録	24年4月13日

② 金融商品取引業の廃止等(金融商品取引法第29条の登録の抹消を伴うもの) 又は変更登録(第一種金融商品取引業の廃止)した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
ARUJI GATE証券(株)	0	廃止	23年7月1日
(株) F X CMジャパン	_	合併消滅	23年7月10日
のぞみ証券(株)	0	合併消滅	23年8月1日

株)i—best Financi al	_	廃止	23年8月1日
新東京シティ証券(株)	0	登録取消	23年8月12日
(株)エコ・プランニング証券	0	廃止	23年9月22日
アドバンテックス(株)	_	廃止	23年9月27日
常盤Investments㈱	_	廃止	23年9月30日
(株)ビルウェル証券	0	登録取消	23年10月21日
オルタナティブ本舗証券(株)	0	廃止	23年11月21日
Tullett Prebon (Europe) Limited	0	廃止	23年12月12日
フォーランドフォレックス(株)	-	合併消滅	23年12月16日
あおぞら証券(株)	0	合併消滅	24年2月1日
ユービーエス・グローバル・アセ ット・マネジメント(株)	0	変更登録	24年2月1日
伊勢証券(株)	0	合併消滅	24年2月6日
堂島関東証券(株)	0	廃止	24年2月29日
UBPインベストメンツ(株)	0	廃止	24年3月1日
丸大証券(株)	0	登録取消	24年3月13日
パインブリッジ・インベストメン ツ(株)	0	変更登録	24年3月15日
十字屋証券㈱	0	廃止	24年3月31日
神崎証券(株)	0	事業譲渡	24年4月1日
大和証券キャピタル・マーケッツ (株)	0	合併消滅	24年4月1日
ユービーエス・セキュリティー ズ・ジャパン・リミテッド	0	事業譲渡	24年4月2日
MF Global FXA証券 (株)	0	廃止	24年4月5日
ヴォイスコム(株)		廃止	24年4月9日
岩井証券(株)	0	合併消滅	24年5月1日
室清証券(株)	0	廃止	24年5月15日
富証券(株)	0	事業譲渡	24年5月21日

タッチストーン・キャピタル証券 (株)	0	廃止	24年6月28日
シュローダー証券投信投資顧問㈱	0	変更登録	24年6月29日

注)ユービーエス・セキュリティーズ・ジャパン・リミテッドは、UBS 証券準備(株)に全ての事業を譲渡し、金融商品取引業を廃止。UBS 証券準備(株)は 24 年4月2日付で UBS 証券(株)に商号変更。

(2)特別金融商品取引業者

24年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、18社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	JPモルガン証券(株)
シティグル―プ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	日本相互証券(株)
野村證券供	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	みずほインベスターズ証券(株)
みずほ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレ―証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	モルガン・スタンレ―MUFG証券(株)
傑SBI証券	UBS証 券 傑

(3) 指定親会社

24 年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第 57条の12 第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、2社となっている。

指定親会社

指定親会社名	指定年月日
㈱大和証券グループ本社	24年5月10日
野村ホールディングス(株)	23 年 4 月 22 日

2. 国内証券会社の23年度決算概要(資料12-2-2~3参照)

国内証券会社 252 社の 24 年 3 月期決算(単体)は、受入手数料の減少などにより、 2 期連続で当期損失となったものの、販売費・一般管理費の削減により、その損失 額は前期から減少した。

営業収益は、引き続く欧州債務問題の影響などにより、国内株式市況が総じて不調であったため、前期比1471億円減の2兆6,040億円(同5%減)であった。

その内訳をみると、受入手数料は、委託手数料が同 968 億円減の 3,703 億円 (20%減) と低迷したことや、国内外の増資案件が減少し、引受け・売出し手数料が同 692 億円減の 731 億円 (48%減) となったことなどから、同 2,514 億円減の 1 兆 5,556 億円 (13%減) にとどまった。

また、トレーディング損益は、為替や株式部門が不調だったものの、債券部門が好調だったことから、同 1,160 億円増の 6,319 億円(同 22%増)の収益計上となったが、受入手数料の減少を補うには至らなかった。

一方、販売費・一般管理費は、業況の不振を背景として、役職員数を削減したことなどから人件費が前期比同 896 億円減の 9,471 億円(同8%減)まで減少したほか、取引量の落ち込みに伴い取引関係費が同 909 億円減の 3,869 億円(同 19%減)に減少したこともあって、全体として同 2,994 億円減の 2 兆 1,926 億円(同 12%減)となった。

その結果、経常損益は、上記のとおり、営業収益の減少にもかかわらず、販売費・一般管理費を引き続き削減したことにより、前期比 1,369 億円増の 2,200 億円(同164%増)と改善した。

このように、経常損益は改善したものの、税制改正に伴う法人税等調整額の増加の 影響や、人員削減に伴う特別損失の計上などにより、2期連続で当期損失となった。 なお、当期損失額は、経常損益が改善したこともあって前期の2,764億円から220億 円に減少した。

Ⅱ 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保 や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令 に則り厳正に対処してきている。

23 年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ 16 社に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消及び業務改善命令 3件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 8件
- ③ 業務改善命令 5件

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「電子情報処理組織の管理不十分」、「空売り規制違反」、「報告徴取命令の対応不備」、「不正又は著しく不当な行為を行いその情状が特に重いとき」、「上級管理職による外務員登録外の外務行為」、「顧客に対し虚偽のことを告げる行為」「作為的相場形成」等となっている。

Ⅲ 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(10年12月1日施行)において、顧客資

産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務づけた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社(235社)を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社(46社)を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、14年7月1日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている(24年6月末時点270社、基金規模約550億円)。(資料12-2-4参照)

なお、日本投資者保護基金は、24 年 3 月 22 日の理事会において、丸大証券株式会社 (3月 13 日付で登録取消し)について、金融商品取引法第 79 条の 54 に基づき、顧客 資産の円滑な返還が困難であるとの認定を行った。

第3節 第二種金融商品取引業

Ⅰ 第二種金融商品取引業者の概況(資料12-3-1参照)

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)持分の販売、信 託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が 監督している。

平成24年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,284社となっている。

Ⅱ 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

23 年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果に基づき、1社に対して登録取消し(業務改善命令を含む。)の行政処分を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「業務の運営の状況に関し、公益又は投資 者保護上重大な問題が認められる状況」、「人的構成が確保されていない状況」等となっ ている。

第4節 投資助言・代理業

Ⅰ 投資助言・代理業者の概況(資料12-4-1参照)

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。 平成24年6月末時点では、投資助言・代理業の登録を有する者は1,090社となっている。

Ⅱ 投資助言・代理業者に対する行政処分

23 年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが3件(業務改善命令を含む。)、業務停止命令(業務改善命令を含む。)が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「無登録で投資運用業を営んだ行為」、「無登録による有価証券の募集の取扱い」等となっている。

第5節 投資運用業

I 投資運用業者の概況

1. 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

平成24年6月末現在の投資運用業者数は319社(投資信託委託業者85社、投資法 人資産運用業者46社、投資一任業者263社、自己運用業者28社)となっている。 (資料12-5-1参照)

(注) 重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

2. 投資法人の推移

平成 24 年 6 月末現在の登録投資法人は 46 社 (不動産系 41 社、証券系 5 社) となっている。

このうち、上場不動産投資法人(いわゆるJ-REIT)35 社で運用する資産残 高の合計は、平成24年6月末で8兆5,527億円(前年比4.3%増)となっている。

平成 24 年 4 月には、平成 19 年 10 月以来約 4 年半ぶりとなる I POを伴う新規上場があったほか、6 月にも新規上場があった。(資料 12 - 5 - 2 参照)

また、上場不動産投資法人同士の合併が2件行われた。(資料12-5-3参照)

3. 運用資産の推移

平成 23 年度の投資信託については資金流入はあったものの、円高の影響等により 純資産残高は減少している。

投資信託については、純資産残高は24年3月末で公募投信62兆1,949億円(前年 比4.8%減)(株式投信51兆2,272億円(同5.5%減)、公社債投信10兆9,677億円 (同1.2%減))、私募投信30兆351億円(同1.2%減)(株式投信29兆4,718億円 (同0.9%減)、公社債投信5,633億円(同16.3%減))となっている。(資料12-5-4参照)

投資一任契約資産残高については、24年3月末で130兆7,724億円(同0.3%増、 (社)日本証券投資顧問業協会員合計)となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、平成 23 年6月末で直近決算期末の数値を単純合計すると、3,946 億円(同2.6%減)となっている。

Ⅱ 投資運用業者に対する行政処分

平成 23 年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、延べ4社に対し

て行政処分を行っており、その内訳は登録取消し(業務改善命令を含む。)が3件、業務停止命令(業務改善命令を含む。)が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「純財産額が最低純財産額を下回る状況」、 「投資一任契約の締結の勧誘において、虚偽の事実を告知している行為」等となってい る。

【AIJ 投資顧問に対する行政処分等】

(業務停止命令)

証券取引等監視委員会は、24 年 1 月より、AIJ 投資顧問およびアイティーエム証券 株式会社に対する検査を開始したが、検査の過程で、「AIJ 投資顧問が投資一任契約に 基づいて行う顧客資産の運用状況について疑義が生じた」ことから、同年 2 月 17 日に、 金融庁に対し、その旨の連絡がなされた。

この連絡を受け、金融庁では、検査期間中の異例の対応ではあったものの、急遽、同日中(2月17日)に、AIJ投資顧問に対して報告徴求命令を発出し、2月23日に、AIJ投資顧問より「投資一任契約に基づいて行う顧客資産の運用状況について、現時点で毀損額・毀損原因については精査中であるものの、投資家に説明できない状況にある」旨の報告を受けた。

このため、直ちに2月24日付で、AIJ投資顧問に対し、業務停止命令(1ヶ月)及び業務改善命令を発出した。

(登録取消処分)

その後、3月 22 日に、証券取引等監視委員会の検査において、AIJ 投資顧問および アイティーエム証券について、虚偽告知等の法令違反が認められたとして、両社に対し て行政処分を行うよう勧告が行われた。

この勧告を受けて、金融庁では、3月23日、AIJ投資顧問の登録取消し、及び、アイティーエム証券に対する業務停止命令(6ヶ月)を発出した。

また、同日(3月23日)には、証券取引等監視委員会による強制調査(犯則調査) が開始された。

(参考) 24年7月以降の動向

犯則事件の調査の結果、「金融商品取引業に関し、不正又は著しく不当な行為を した場合において、その情状が特に重いとき(金商法第52条第1項第9号)」に該 当すると認められたとして、8月3日、行政処分を行うよう勧告が行われた。

この勧告を受けて、8月 10 日、アイティーエム証券に対して、登録取消しを命じるとともに、顧客取引の結了及び顧客資産の返還の円滑な実施等を求める業務改善の金発出した。(なお、AIJ 投資顧問浅川和彦社長や、アイティーエム証券西村秀昭社長らは、詐欺罪の容疑で警視庁に逮捕されている。)

(投資一任業者に対する一斉調査)

一方、今回の事案の重要性に鑑み、他の全ての投資一任業者について、AIJ 投資顧問

に対する業務停止命令を発出した2月24日に、一斉調査を実施することを急遽、表明した。

まずは第1次調査として、全ての投資一任業者に対し、2月29日付で報告徴求命令を発出した後、3月14日までに、全社から報告書を受領した。

4月6日、全ての投資ー任業者から提出された第1次調査に関して、投資ー任契約を実際に締結している業者(229 社)の 運用に占める年金の受託比率の状況、外部監査の状況等について、「投資ー任業者に対する一斉調査(第1次調査)の結果(速報ベース)」として公表した。また、同日(4月6日)、第1次調査の結果を踏まえ、様々な観点から絞り込んだ投資ー任業者に対して、第2次調査において優先的に、より深度ある調査に着手した。

(参考) 24年7月以降の動向

9月4日、第2次調査において優先的な調査の対象先とした投資ー任業者から提出された資料及びヒアリング等により、現時点で把握している全体的な傾向について、「これまでの第2次調査の内容」として公表した。また、今後も引き続き、第2次調査において優先的な調査の対象先とならなかった業者も含め、逐次、ヒアリングを行うなど、これまでの調査において把握したリスクに応じて、調査を継続していく旨、公表した。

第6節 登録金融機関、金融商品仲介業者

I 登録金融機関の概況

平成 24 年 6 月末現在における登録金融機関数は、1,133 社となっている。(資料 12 – 6 – 1 参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反行為が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

なお、23年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

Ⅱ 金融商品仲介業者の概況

24 年 6 月末現在における金融商品仲介業者数は、701 社となっている。(資料 12-6 - 1 参照)

なお、23年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

第7節 信用格付業者

Ⅰ 信用格付業者の概況(資料12-7-1参照)

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している(平成22年4月に施行された改正金融商品取引法において、登録制をはじめとする格付会社規制に関する制度が導入)。

24年6月末現在における信用格付業者は7社が登録を受けている。

Ⅱ 信用格付業者の特定関係法人

24年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人(特定関係法人)は、59社となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要(24年6月末現在)

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	16 法人
スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン	16 法人
株式会社	
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	27 法人

第8節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家(いわゆるプロ投資家)が1名以上及びそれ以外の者(いわゆる一般投資家)49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務局に届出をしている。

平成24年6月末現在、これらの届出業者は3,835(うち、適格機関投資家等特例業務届出者は2,993、特例投資運用業者は1,000)である。

- (注) 重複して届出を行っている業者がいるため、その内訳である適格機関投資家等特例業務届出者数及び特例投資運用業者数を合計した数値は、届出業者数と同一にはならない。
- Ⅱ 適格機関投資家等特例業務届出者に対する警告について

23年7月以降、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針に基づき、12の適格機関投資家等特例業務届出者に対して警告を行っており、その内訳は無登録で金融商品取引業を行う者が5、虚偽の告知等を行った者が7となっている。

なお、警告に至った内容等は「適格機関投資家から出資を受けず、自己募集業務を行っていた (無登録)」、「ファンドの出資勧誘に関して顧客に対し虚偽の告知を行い、当該ファンドの出資金を会社経費等へ流用していた (虚偽告知及び投資者保護上問題ある行為)」等となっている。

(注)24年2月の監督指針改正により、警告した届出業者の公表状況について、名称、 所在地のほかに、届出業者の代表取締役又はそれに相当する者の氏名等を拡充。 また、警告の範囲を、資金流用など投資者保護上問題のある行為にも拡大。

第9節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に 促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっ せん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保 する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、平成24年6月30日現在、下記の団体 を認定投資者保護団体として認定している。

なお、「社団法人 生命保険協会」は、22 年9月 15 日付で指定紛争解決機関に指定されたことに伴い、認定投資者保護団体業務に係る苦情・あっせんの新規受付を 22 年9月 30 日で終了し、23 年 10 月 1 日をもって当該業務の廃止をしている。

(24年6月30日現在)

認定日	団 体 名	所 在 地
22年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町 2 - 1 -13

(注) 指定紛争解決機関制度の施行に伴い、「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター」(指定日:23年2月15日)が指定紛争解決機関として指定されている。

第10節 未公開株取引等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

未公開株取引に関して、最近、金融庁金融サービス利用者相談室への相談件数は減少に転じている(平成 21 事務年度 2,718 件→22 事務年度 2,936 件→23 事務年度 2,430 件)ものの、引き続き高い水準で推移している。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談件数も多く寄せられている(21 事務年度 898 件→22 事務年度 1,114 件→23 事務年度 991 件)。

未公開株取引に関する相談内容には、無登録業者が関与する詐欺的なものが多く、金融庁等の行政機関から委託を受けたと説明するものや金融庁等の職員を名乗る事例も見られる。

また、いわゆる集団投資スキーム(ファンド)の取引に関する相談内容には、無登録 業者が関与する詐欺的事例のほか、金融商品取引業者(登録業者)や適格機関投資家等 特例業務届出者(届出業者)による問題事例も発生している。

Ⅱ 対応

こうした詐欺的な投資勧誘の問題について、金融庁は、従来から、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じ、厳正に対応
- ③ 無登録で金融商品取引業を行う者や、無届けで募集行為を行う者に関する問題事例について、当該者への警告や警察当局との連携

さらに、最近の状況を踏まえ、被害の未然防止、被害の拡大防止、被害の回復に向けた以下の取組みを実施した。

- ① 無登録で金融商品取引業を行う者や、無届けで募集行為を行う者に対する警告 書の発出の事実等について、ウェブサイトで公表(61件)。
- ② リーフレット「こんな「うまい話」にご用心」の作成・配布(23年12月)。
- ③ 「集団投資スキーム(ファンド)連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化。
- ④ 金融商品取引法上の無登録業者が非上場の株券等の売付け等を行った場合には、その売買契約を原則として無効とするルールの創設、無登録業者による広告・勧誘行為の禁止、無登録業者に対する罰則の引上げを盛り込んだ改正金融商品取引法が施行(罰則引上げは23年6月、その他の項目は同年11月)。
 - (注) 証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者等に対して、金融商品取引法第192条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている(23事務年度は1件の申立てを行い、申立てどおり裁判所の禁止命令等が発令)。

第13章 その他の金融業の監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、抵当証券業者、前払式支払手段発行者、資金 移動業者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、 指定信用情報機関、登録講習機関等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るた めの法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の監督をめぐる動き

I 貸金業者向けの総合的な監督指針

貸金業者向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針は、平成19年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、記載事項の必要性や貸金業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ点検を行った結果、23事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

別紙様式(業務報告書)の一部改正(23年7月26日公表)

「指定信用情報機関等への加入状況」については、貸金業法第24条の6の2第2号の届出等で確認ができるため、削除する改正を行った。

別紙様式(業務報告書)の一部改正(24年3月30日公表)

「貸付金の種別残高」について、「事業者向」の区分に「関係会社向」を追加する一方、「うち株式所得資金の貸付」を削除し、また、「消費者向無担保貸付金の新規契約状況等」について、記載事項の簡素化を図るなどの改正を行った。

Ⅱ 貸金業者の数の推移

貸金業者の登録数は、24年3月末現在、2,350業者(うち財務局長登録330業者、都道府県知事登録2,020業者)となり、23年3月末から239業者減少した。

Ⅲ 貸金業者に対する行政処分

23 事務年度中において、財務局長登録の貸金業者に対する行政処分はなかった。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況(資料13-2-1参照)

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、21 年6月 18 日に日本 貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも1回行うこととされ(貸金 業法施行規則第26条の34第1項)、23事務年度においては、23年11月20日に試験を 実施している。

V 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、 21 年 10 月 5 日より登録申請の受付を開始している。 なお、24年5月末現在、40,881人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

VI 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、22 年9月30日に日本貸金業協会を登録 講習機関として登録し、当協会は、23年1月から登録講習を実施している。

同講習は毎年1回以上行うこととされ(貸金業法施行規則第26条の63第1号)、23 事務年度は、23年9月,12月に計2回実施している。

VII 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第3段階施行(21年6月18日)により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、24年6月末までに次の 事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
22年2日11日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
22年3月11日	株式会社日本信用情報機構	東京都千代田区神田多町二丁目 1 番地

第3節 抵当証券業者の監督をめぐる動き

抵当証券業者の概要

「抵当証券業の規制等に関する法律」(以下「旧法」という。)は、金融商品取引法の施行に伴い平成19年9月末に廃止されたが、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年6月14日法律第66号)の規定により、旧法の廃止前に登録を受けた抵当証券業者が、金融商品取引法の施行前に行った抵当証券の販売等は従前の例によるとされた。

また、当該業者が金融商品取引法の施行後に行う抵当証券の販売等については、旧 法の規定が金融商品取引法の施行日から6年を経過する日までの間はなおその効力 を有するとされた。

抵当証券業者の登録数については、バブル期に急速に増加し、ピーク時には 175 社(3年度末)であったが、24年4月に登録数は0社となった。

第4節 前払式支払手段発行者・資金移動業者の監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

平成22年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」(以下「資金決済法」という。)においては、「前払式証票の規制等に関する法律」(資金決済法の施行に伴い廃止。以下「旧法」という。)において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段(発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。)についても規制の対象とされている。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者(届出制)と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者(登録制)に区分される。

(前払式支払手段発行者数の推移)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末
自家型発行者	569	689	706
第三者型発行者	1, 133	1, 117	1, 048
合計	1, 702	1, 806	1, 790

Ⅱ 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが新たに義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や 60 日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務局は、利用者の一層の保護を図る観点から、23 年 1 月 14 日より金融 庁ウェブサイトに払戻しに関する情報として「商品券(プリペイドカード)の払戻しに ついて」(資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。)を掲載 するとともに、前払式支払手段発行者に対して、払戻申出期間について 60 日よりも可能 な限り長い期間の設定等を要請するなどの取組みを行っている。

払戻手続については、資金決済法施行日から24年6月末までに272件実施されている。

Ⅲ 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日(3月末と9月末)における未使用残高が1,000万円を超える前払式支払手段発行者については、 未使用残高の2分の1以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前 払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務 (支)局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日(2年10月1日)から24年6月末までに43件実施されている。

(22 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
新潟県医薬品小売商業組合	関東財務局	23 事務年度
大浦 (株)	九州財務局	23 事務年度
(株) 中三	東北財務局	23 事務年度

(23 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者)

発行者の名称	所管財務局	当該事務年度中の配当の実施
御坊市商業協同組合	近畿財務局	実施
フジノ石油(株)	近畿財務局	未実施
(株)パラオサービス	中国財務局	未実施
(株) K T B	九州財務局	未実施

IV 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告(21年1月14日)において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと(為替取引に関する制度の柔軟化)を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされている。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為替取引を少額の取引に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設されている。

資金移動業者が営むことができる為替取引(少額の取引)については、政令において 100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引と定められている。

24年6月末現在の資金移動業者数は27業者となっている。

第5節 SPC等の監督をめぐる動き

I SPC等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」(以下「旧法」という。)は、金融制度調査会答申(平成9年6月)において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、10年6月に成立し、同年9月に施行された。同法の目的は、①特定目的会社(以下「SPC」という。)が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、12年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」(以下「新法」という。)が同年11月から施行された。18年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社(特例旧特定目的会社)にも、原則として新法が適用されることとなった。23年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

(SPCの登録・届出件数)

	22年3月末	23年3月末	24年3月末	24年6月末
新法SPC	1,021社	961社	899社	867社
旧法SPC	3 社	3 社	3 社	3 社

- (注1)業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。
- (注2) 新法SPCとは、12年11月以降、新法に基づき設立されたSPC をいい、旧法SPCとは、特例旧特定目的会社をいう。

Ⅱ 資産の流動化の状況

(億円)

	21年9月末	22年9月末	23年9月末
資産対応証券の発行残高等	121, 731	118, 926	113, 470
(1) 新法SPC	121, 289	118, 606	113, 181
(2) 旧法SPC	442	320	288
① 不動産	58, 931	59, 742	54, 779
② 不動産の信託受益権	46, 842	46, 370	46, 832
③ 指名金銭債権	8, 711	7, 379	7, 192
④ 指名金銭債権の信託受益権	6, 698	4, 998	3, 788
⑤ その他	550	437	879

- (注1)毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。
- (注2) ①~⑤は、流動化対象資産別に見た内訳。

第6節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、平成3年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

不動産特定共同事業者の数は、24年3月末現在93社であり、このうち金融庁長官・ 国土交通大臣許可業者が27社、都道府県知事許可業者が60社である。また、みなし業 者の届出を行っている業者は6社ある。

第7節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等(当該本人又は当該事業主の従業員等)が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乗せする年金制度として、平成13年6月に法案が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の 業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登 録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内 閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長 等に委任されている。

なお、24年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は196法人となっている。 (資料13-7-1参照)

第8節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、金銭債権の取引の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録をその発生、譲渡等の要件とする新たな類型の金銭債権である電子記録債権について定めるとともに、その電子記録を行う電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、平成19年6月20日に成立し、20年12月1日に施行されたことに併せて、「事務ガイドライン第三分冊:金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

22年6月4日に顧客等に関する情報管理に係る内部管理態勢の適切な整備を図るため、事務ガイドラインを改正した。

電子債権記録業を営む者として、24年6月末現在3社が指定を受けている。

第 14 章 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づく事業再構築計画 の認定

産業活力再生特別措置法は、平成 11 年 10 月 1 日に施行され、低生産性部門から高生産性部門への経営資源の迅速かつ円滑なシフトを図り、生産性を抜本的に改善していくための一群の政策パッケージを用意し、我が国産業活力の早期の再生を期することを目的としている。

本法は、その後の経済状況の変化に対応しつつ、制度面・資金調達面での支援をこれまで以上に拡充し、国際競争力の強化を目指した民主導の戦略的な産業再編等を促していくとともに、ベンチャー等の成長企業による新事業展開、地域中小企業の活性化等を後押しするため、23年5月に改正され、①公正取引委員会との協議制度、②会社法の特例による組織再編手続の簡素化・多様化を図るための措置、③事業再編等を行う事業者に対する長期資金の調達支援のための融資制度の創設等が行われた(7月1日施行)。

また、上記の改正に伴い「主要行等向けの総合的な監督指針」他5つの監督指針において、所要の改正を行った(23年9月6日改正、同日より適用。)。

なお、23 事務年度において、金融庁では、下記1件の事業再構築計画の認定(産業活力再生特別措置法第5条第1項)を行った。

申請者	認定日
山口和公,北土地和公	23年9月16日
山口銀行・北九州銀行	(事業再構築計画認定)

第15章 法令適用事前確認手続(ノーアクションレター制度)

I 本制度導入以降の状況

1. 本制度導入の経緯

政府は、平成12年12月1日に閣議決定された「経済構造の変革と創造のための行動計画(第3回フォローアップ)」において、「IT革命の到来等の中で、民間企業の事業活動が迅速かつ公平に行われることを視野に入れて、行政処分を行う行政機関がその行政処分に関する法令解釈を迅速に明確化する手続を、我が国の法令体系に適合した形で導入を図る」こととし、更にこれを踏まえ、13年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした(注)。

金融庁としては、この閣議決定を受けて、金融庁の所管する法令について、「法令 適用事前確認手続」制度を導入すべく、「金融庁における法令適用事前確認手続に関 する細則」を策定し、13年7月16日より本制度の運用を開始することとしたところで ある。

(注) 16年3月19日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について」により、本制度の対象法令の分野は、「IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野」から、「民間企業等の事業活動に係る法令」に拡大された。

2. 本制度の見直し

- (1) 15年3月27日に、対日投資会議の下部組織である対日投資会議専門部会が公表 した「対日投資促進プログラム」において、本制度の手続の活用を一層促進する観 点から、各府省庁に対し、照会者から照会に対する回答の公表を延期する要望があ った場合の具体的な手続を見直すことが求められたことを受け、同年7月4日に以 下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 照会者の公開の延期を希望する理由が合理的であると認められる場合には、公 開の延期を認める。
 - ② 延期のための具体的手続として、公開延期を希望する理由及び公開可能とする時期を照会書に付記することを求める。
- (2) また、16年3月19日に閣議決定された「規制改革・民間開放推進3か年計画」 において、日本版ノーアクションレター制度の見直しが盛り込まれ、各府省におけ る細則の見直しが掲げられたことから、同年5月14日に以下を内容とする細則の改 正を行った。

- ① 照会者に対する回答にあたっては、具体的な見解及び根拠を明示する。
- ② 照会者又はその代理人から照会の取下げの申出があった場合は、当該申出に係る照会に対する回答を行わないものとする。
- (3) さらに、「金融改革プログラム」(16年12月24日公表)において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、17年6月7日から7月4日にかけ、ノーアクションレター制度又はその運用上の改善要望に関するアンケートを実施し、同年10月7日にアンケート結果を公表するとともに、その結果を踏まえ以下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 回答期間については、「いずれの場合においても、できるだけ早く回答する ことに努めることとする。」旨を明記する。
 - ② 回答を行わないことができる事案から、「③申出に係る領域で近々法令改正が予定されている照会」を削除する。
 - ③ 上記とあわせて、照会書及び回答書の参考様式を導入する。
- (4)加えて、「規制改革推進のための3か年計画」(19年6月22日閣議決定)を踏まえた「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の改正(19年6月22日閣議決定)や、金融審議会「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」の「中間論点整理(第一次)」(19年6月13日公表)を踏まえ、19年7月2日付で、以下を内容とする細則の改正を行った。
 - ① 対象法令(条項)の範囲について、「当該条項が民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれら権利を制限するものであって、照会の対象とすべきものと判断される場合」を追加する。
 - ② 公表する事項から「照会者名」を削除し、あわせて「照会者名」が公表されることへの同意を照会の要件としない。
 - ③ 照会書面の受付窓口を監督局総務課に一元化するとともに、記載要領に示す要件を満たした照会書面が到達した場合は速やかに受け付けること等を明記する。
 - ④ 補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めること等を明記する。

3. 本制度の活用促進に向けた取組み

- (1) 「金融改革プログラム」において、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの1つとして、「ノーアクションレター制度の活用促進」を掲げ、同工程表に則り、以下の取組みを実施した。
 - ① 細則の英訳(仮訳)を作成・公表(17年2月)
 - ② アクセスFSAによる広報等により、本制度の概要を周知(17年3月)
 - ③ アクセスFSAによる広報等により、17年10月の細則の概要を周知(17年11月)
- (2) また、19年7月の細則の改正についても、以下の取組みを実施した。

- ① 関係業界団体に対し改正通知文を発出(19年6月)
- ② 記者レクの実施(19年6月)
- ③ アクセスFSAによる広報等により、改正内容を周知(19年7月)
- (4) 業界団体との意見交換会において、改正内容を周知(19年7月)

Ⅱ 本制度の手続き

1. 対象となる法令及び照会

本制度は、新規事業や取引を具体的に計画している民間企業等が、金融庁所管の法律及びこれに基づく政府令のうち、以下のような条項に関する書面で行う照会を対象としている。

- ① 申請に対する処分の根拠を定める条項であって、これに違反する行為が罰則の対象となるもの: (許可等を受けないで) 新規事業や取引を行うことが、罰則の対象となっている無許可営業等にならないかどうか
- ② 届出等行政機関に対し一定の事項を通知する行為の根拠を定める条項であって、 これに違反する行為が罰則の対象となるもの: (届出等を行わないで) 新規事業 や取引を行うことが、罰則の対象となっている無届営業等にならないかどうか
- ③ 不利益処分の根拠を定める条項であるもの:新規事業や取引を行うことによって、 業務停止や免許取消等(不利益処分)を受けることがないかどうか
- ④ 民間企業等に対して直接に義務を課し又はこれらの権利を制限する条項であって、照会の対象とすべきものと判断される場合:その事業や取引を行うことに関して、義務を課され、権利を制限されることがないかどうか

2. 照会の方法

本制度においては、照会者又はその依頼を受けた代理人(照会事項について専門的知見を有する弁護士・公認会計士等)が、当該照会に係る法令の条項(前記 1. の① ~④に記載された条項)を所管する金融庁の担当課室長宛に照会書を提出することにより照会を行うこととなる(なお、照会書面の受付は、監督局総務課にて一元的に行う。また、財務局・沖縄総合事務局所管の金融機関等は、財務局等に照会を行う)。照会者が法人の場合には、役員名で照会を行うことを原則としており、この場合、代表権を有する役員である必要はないが、法令上の役員であることを原則としている。また、照会者が代理人により照会を行う場合には、別途委任状を提出する必要がある(ただし、照会者と代理人が連名で照会書に記名押印して照会を行う場合には、委任状は不要である)。

3. 照会書の記載事項

照会者が提出する照会書には、次の内容を記載する必要がある。

- ① 照会者が計画している新規事業や取引の具体的内容
- ② 適用対象となるか否かを確認したい法令の条項
- ③ 法令の条項の適用の有無についての照会者の見解とその根拠

④ 照会及び回答内容を公表することについての同意

①については、②の法令の条項を適用するか否かの判断の前提となるものであるから、その判断に必要と認められる程度に具体的な記載がなされていることを要し、また、③については、専門家等による検討が行われて、論理的かつ明瞭なものとなっている必要がある。

なお、必要に応じ、金融庁の担当課室から、照会者に対して、照会書面の補正や追加書面の提出等所要の対応を求めることがある。ただし、照会者からの追加書面は必要最小限とし、照会者の過度な事務負担とならないよう努めることとしている。

4. 回答の性質

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

5. 回答の方法

金融庁は、本制度に基づかない照会や、回答を行うまでの間に照会の取下げの申出があった場合のほか、下記「6.回答を行わない場合」を除き、原則として、照会書を受領してから30日以内に見解及び根拠を明示した書面により回答を行うが、細則に定めたとおり、次のような場合には、回答までの期間を30日を超える期間としている。なお、いずれの場合においても補正期間を含めた全体としての処理期間の短縮に努めることとする。

- ① 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合: 原則60日以内
- ② 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる おそれがある場合: 30 日を超える合理的な期間内
- ③ 他府省との共管法令に係る照会の場合: 原則60日以内

回答期間について、細則でこのような例外を設けたのは、前記の13年3月27日付閣議決定において、「各府省は、慎重な判断を要する場合、担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じる場合等合理的な理由がある場合には、30日を超える回答期間を細則で定めることができる。」とされたことを受けて、金融庁において、具体的な取扱いを定めたものである。

なお、金融庁が、照会者に対して、照会書の補正を求めた場合には、これに要した 時間は回答期間に算入しない取扱いとなる。

6. 回答を行わない事案

以下の内容については、当庁に対する照会になじまないことや、当庁から回答を行うことが適当でないことから、照会に回答しない取扱いとなっている。

① 判断の基礎となる事実関係に関する情報が不明確である又は不足している照会

- ② 民間における自主ルール、取り決めに関する照会
- ③ 既に公表されている告示等により法令適用についての考え方が明らかな事案に 係る照会
- ④ 既に金融庁ウェブサイトにおいて回答が公表されている照会と同種類似の照会
- ⑤ 照会者について、法令を執行するための調査等が行われている事案、又は現に 法令の執行が行われている事案に係る照会
- ⑥ 類似の事案が争訟の対象となっている照会

7. 公表の方法

金融庁は、原則として、回答を行ってから30日以内に、照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上で公表する。

ただし、照会者が、照会書に回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的であると認められるときは、金融庁は、回答から一定期間を超えてから公開することができる。この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

8. 回答実績

金融庁では、23事務年度において、対象となる照会に対して4件の回答を行っており、制度導入からの累計は45件となっている。

第16章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度を補完するものとして、平成17年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針(以下「事務ガイドライン等」という。)を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

Ⅱ 本照会手続の概要

1. 照会者の範囲

本照会手続による照会者の範囲は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体としている。

(注) ここにいう事業者団体とは、「金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体(当該団体に、連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る)」を指す。

2. 照会の対象

本照会手続の照会の対象は、以下の要件を満たすもので、法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものとしている。

- ① 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、 一般的な法令解釈に係るものであること(ノーアクションレター制度の利用が可 能でないこと)
- ② 事実関係の認定を伴う照会でないこと
- ③ 金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者(照会者が団体である場合はその団体の構成事業者)に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること
- ④ 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているもので ないこと

3. 照会の方法

本照会手続における具体的な照会方法は、以下のとおりである。

- ① 照会は書面(電子的方法を含む)をもって行うものとし、照会先は法令を所管する金融庁の担当課室長とする。
- ② 照会書面には、以下の内容が記載されていることを必要とする旨を明示するもの

とする。なお、照会書面のほかに、照会内容及び上記 2. の照会の対象となるかどうかを判断するために、照会書面の補正及び追加資料の提出が必要となる場合がある。

- ア、照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- イ. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- ウ. 照会及び回答内容が公表されることに関する同意

4. 回答の方法

金融庁担当課室長は、照会に対する具体的な回答期限の目安として照会書面が到達してから原則として2ヶ月以内に書面により回答を行うよう努めることとする。また、2ヶ月以内に回答できない場合は、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。

5. 公表の方法

照会者に対する回答後、速やかに照会及び回答内容を金融庁ウェブサイト上に公表することとする(但し、照会者名及び担当課室長名は公表しない)。

6. 本制度の活用促進に向けた取組み

金融庁ウェブサイトに本制度の概要を掲載しているほか、17年3月には業界団体と の意見交換会において本照会手続の紹介を行うなどして活用促進を図っている。

7. 回答実績

制度導入からの累計は2件(23事務年度における照会は0件)。

8. その他利用上の留意点

(1) ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度(法令適用事前確認手続)の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

(2)回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する 一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するもの ではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第17章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「犯罪収益移転防止法」という。) の規定により、金融機関等は、顧客から収受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。(資料 17-1 参照)

Ⅱ 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

23年1月から12月までの1年間に、862の金融機関等から351,942件(前年比60,632件増)の疑わしい取引の届出を受理した。

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、23年9月から11月にかけて、各財務(支)局等において、 金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度について の理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客の本人確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

第18章 課徵金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月(公認会計士法については20年4月)から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注)制度の対象とする違反行為

- (1)金融商品取引法
 - ① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風 説の流布又は偽計)

- ② 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等(発行開示義務違反)
- ③ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等(継続開示義務違反)
- ④ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等
- (5) 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等
- ⑥ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

(2) 公認会計士法

- ① 監査法人の社員(又は公認会計士)が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏の ある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明
- ② 監査法人の社員(又は公認会計士)が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した。

2. 課徴金納付命令までの手続(資料18-1参照)

- (1) 金融商品取引法
 - ① 証券取引等監視委員会が調査を行い、課徴金の対象となる法令違反行為があると認める場合には、内閣総理大臣及び金融庁長官に対し勧告を行う。
 - ② これを受け、金融庁長官(内閣総理大臣から委任。以下同じ。)は審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
 - ③ 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

(2) 公認会計士法

- ① 金融庁長官が調査を行い、課徴金の対象となる虚偽証明の事実があると認める場合には、審判手続開始決定を行い、審判官が審判手続を経たうえで課徴金納付命令決定案を作成し、金融庁長官に提出する。
- ② 金融庁長官は、決定案に基づき、課徴金納付命令の決定を行う。

Ⅱ 課徴金納付命令等の状況(資料18-2参照)

23 事務年度においては、不公正取引事件25 件及び開示書類の虚偽記載等事件14 件について課徴金納付命令の決定を行い、金融庁ウェブサイトにて、その概要を公表した。

1. 課徴金納付命令の実績

(1)金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の虚偽記載等	合計
18 事務年度以前	18 件	4件	22 件
19 事務年度	21 件	10 件	31 件
20 事務年度	15 件	11 件	26 件
21 事務年度	42 件	9件	51 件
22 事務年度	20件	23 件	43 件
23 事務年度	25 件	14 件	39 件

(2) 公認会計士法

平成20年4月の制度導入以降、課徴金納付命令の実績はない。

2. 審判期日の実績

(1) 株式会社ディー・ディー・エスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成22(判)29)

平成 22 年 11 月 19 日 開始決定

平成23年7月13日 審判期日

平成23年10月3日 課徵金納付命令

(2) インスペック株式会社株式に係る相場操縦(平成22(判)40)

平成 22 年 12 月 21 日 開始決定

平成23年10月24日 審判期日

平成23年12月26日 課徵金納付命令

(3) 酒井重工業株式会社株式に係る相場操縦(平成23(判) 1) 平成23年4月12日 開始決定 平成23年9月28日 審判期日 平成23年12月13日 課徴金納付命令

(4) ワールド・リソースコミュニケーション株式会社による無届社債券募集 (平成23(判)2)

> 平成 23 年 4 月 15 日 開始決定 平成 23 年 8 月 3 日 審判期日 平成 23 年 9 月 22 日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、平成23事務年度中に審判手続が終結した もの

第4部 金融検査

第19章 金融検査の実施状況

- 第1節 平成23検査事務年度の検査基本計画及びその実績
 - 23 検査事務年度の検査実績は、年度計画 545 件に対し、540 件となり、概ね計画通り実施された。(資料 19-1-1~2参照)
 - 23 検査事務年度の検査実施状況については、資料 19-1-3~12 参照。
 - (注1)金融検査に関する主な検査対象機関及び根拠法令は、資料19-1-13参照。

第2節 平成23検査事務年度検査基本方針に基づいた施策(資料19-1-1参照)

I 検査運営の基本的な考え方

検査マニュアル前文5原則の実践強化

(1) 取組内容

金融検査に当たっては、「平成 23 検査事務年度検査基本方針」(以下、「検査基本方針」という。)に基づき、リスクに対する感応度を高めながら、問題を先取りするとともに、金融機関と深度ある双方向の議論を通じて課題を共有し、金融機関の自主的な経営改善につなげていくこととし、引き続き、ベター・レギュレーションを金融検査の運営指針として、その実践を進めてきた。

具体的には、金融検査マニュアルの前文に記載されている5原則(①重要なリスクに焦点をあてた検証、②問題の本質的な改善につながる深度ある原因分析・解明、③問題点の指摘と適切な取組みの評価、静的・動的な実態の検証、④指摘や評定根拠の明示、改善を検討すべき事項の明確化、⑤検証結果に対する真の理解(「納得感」))を基本に据え、双方向の議論を通じ、一層深度ある検証に努めた。

(2) 結果

23 検査事務年度に検査を行った金融機関に対する「オフサイト検査モニター」のアンケート結果をみると、検査実施に関する項目(「重要なリスクに焦点をあてた検証」、「検証にあたっての双方向の議論」、「根拠の提示」など)の合計で、「1(妥当)」、「2(概ね妥当)」との回答が98.3%となっている。(資料20-3-1参照)

このような結果を踏まえると、金融検査においては、双方向の議論等を通じて、 検証結果に対する真の理解(「納得感」)を得る等、総じて、金融検査マニュアル前 文5原則に基づく運営ができたと考えている。

Ⅱ 検査重点事項

1. 経営管理態勢の整備

(1) 取組内容

金融機関が、金融仲介機能の発揮、法令等の遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、経営陣の主導性とコミットメントが極めて重要である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、経営陣との対話等を通じ、経営方針に基づく戦略目標(収益、費用、資本政策等)について、足下の経営状況や中期的な展望も踏まえ、その合理性や持続可能性の観点から十分な分析と検討が行われているか等について、重点的に検証を行った。

(2) 結果

上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促したところである。

(評価事例)

- ・ 経営会議が、業務継続計画について、東日本大震災発生時における問題点を 踏まえ、非常事態対応態勢の見直しを行っている事例。
- ・ 取締役会が、トップラインを強化するため、経営企画部門及び営業推進部門 に、経営環境及びマーケットに係る分析や、エリア及び営業店ごとの収益に係る分析等を実施させている事例。
- ・ 取締役会が、住宅ローンの収益分析について、経営管理部門等に、プリペイメント・リスク(住宅ローンの期限前解約により予定していた将来のキャッシュ・フローに差異が生じ、その結果として金融機関が被るリスク)を踏まえた収益シミュレーション等を定期的・継続的に実施させている事例。

(指摘事例)

- 取締役会等が、前期の中期経営計画の収益計数が計画未達であるにもかかわらず、その要因について具体的な検証を行わないまま、今期の中期経営計画を策定している事例。
- 理事会が、中期経営計画の策定に当たり、営業店の実態を勘案しないまま、 預貸金の店別目標額の設定を行っている事例。
- 取締役会が、経営企画部門に対して、システムリスク管理部門において把握 している業務継続に係る課題をBCP会議で検討するように指示していない事例。
- 取締役会及び監査役会が、外部監査人から指摘を受けているにもかかわらず、 指摘事項に対する対応策の協議を行っていない事例。

2. 金融円滑化の一層の推進

(1) 取組内容

金融機関には、その業務の健全かつ適切な運営を確保しつつ、中小企業等に対して資金を円滑に供給するとともに、中小企業者等の経営を積極的にサポートすることが期待されている。

こうした中、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、

- ① 23 年 9 月までに、原則として全ての銀行、信用金庫及び信用組合に対して、 中小企業金融円滑化法の実施状況に関する検査を実施するとともに、
- ② 引き続き、金融機関がコンサルティング機能等を十分に果たしながら、適切なリスク管理をベースとして、円滑かつ積極的な金融仲介機能を発揮できる態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。

(2) 結果

上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促したところである。

(評価事例)

- ・ 経営改善支援部門が、経営破綻の危機にあった債務者に対して、商工会議所における専門家派遣制度の活用と併せて、コア事業の転換を提案し、経営改善計画の策定を支援している事例。
- 経営改善支援部門が、過剰設備となっている工場の閉鎖や遊休不動産の処分等を柱とする経営改善計画の策定を支援しているほか、同計画の円滑な実施を支援している事例。
- ・ 経営改善支援部門が、経営改善支援先に対して、売上確保のための施策の提案を行うほか、毎月、業況のモニタリングを行うことにより、資金需要時期の的確な把握に努めている事例。
- ・ 経営改善支援部門が、大幅な経常赤字に陥っている債務者に対して、経営改善に向け、設備投資や人件費の削減に係る各種提案を行い、黒字化を実現させている事例。

(指摘事例)

- ・ 融資部門が、営業店に対して、経営改善計画の的確な進捗管理に関する指導 を十分に行っていない事例。
- ・ 審査部門が、条件変更実施先については、経営改善支援の必要性を勘案しつ つ、「経営改善支援先」として選定しているが、条件変更の申込みがない債務者 については、経営改善支援の必要性を十分に検討しておらず、「経営改善支援 先」としての選定が不十分となっている事例。

3. 法令等遵守態勢の整備

(1) 取組内容

金融機関において、強固な法令等遵守態勢を維持・構築することは、顧客からの信任を確保し、円滑な金融機能を果たしていく上で、根幹をなす基盤である。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関による 法令等遵守態勢の整備に向け、①反社会的勢力への対応、②不適切な新規業務等の 未然防止に向けた対応について、重点的に検証を行った。

(2) 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- コンプライアンス統括部門が、会議等で伝達された重要情報の取扱いについて、インサイダー取引防止態勢を十分に構築していない事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、多重債務により管理が必要であると判断した 者に対する身上把握を十分に行っていない事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、営業店等から報告を受けた反社会的勢力の情報を十分に分析していない事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、顧客向け文書を公表するためのリーガル・チェックシートについて、網羅性の観点からの検証を十分に行っていない事例。

4. 顧客保護・利用者利便の向上

(1) 取組内容

金融機関においては、顧客保護の徹底による安心・信頼をベースに、創意工夫を 凝らした金融商品・サービスの提供等により、競争力を高めていくことが重要であ る。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関による顧客保護・利用者利便の向上に向け、①顧客等に関する情報管理の徹底、②適正かつ安全な金融取引の確保、③相談・苦情等への積極的な対応、④顧客に対する適切な説明について、重点的に検証を行った。

(2) 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ システムリスク管理部門が、顧客情報管理について、顧客情報にアクセスしたログイン記録を保管していない事例。
- ・ 営業推進部門が、営業店に対して、一定金額以上の投資信託を保有する顧客を訪問してアフターフォローを実施し、その内容を記録するよう通達を発出しているにもかかわらず、一部の営業店において、アフターフォローが実施されていないことを看過している事例。
- ・ 営業推進部門が、為替デリバティブ取引により損失を受けた顧客に対する営業店におけるアフターフォローの状況について、実施件数を確認するにとどまり、実施内容を検証していない事例。

5. リスク管理態勢の整備

(1)統合的リスク管理

ア. 取組内容

金融技術の進展により、金融機関間の取引が高度に複雑化していることから、 金融機関は、従来のリスクカテゴリーの観点だけでは捉えきれないリスクが発生 することや、金融・資本市場のストレス事象に伴い、リスクが連鎖的に増幅・伝 播することを念頭に置いて、リスク管理態勢の整備を図る必要がある。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関の規模・特性及びリスク・プロファイルに応じた統合的リスク管理態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。

イ. 結果

上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促したところである。

(評価事例)

- ・ 統合リスク管理部門が、住宅ローンなどの計測困難なリスクについて、 貸出金毀損額のシミュレーション等を実施し、その毀損額と配賦資本額の バッファとの対比状況を統合リスク管理委員会に報告するとともに、資本 配賦運営の方針を検討している事例。
- ・ 統合リスク管理部門が、信用リスク及び市場リスクの両方に影響を及ぼ す景気後退シナリオ等を想定した上で、ストレス・テストを実施している 事例。

(指摘事例)

- 統合リスク管理部門が、統合的リスク評価手法に係る限界や弱点について、検証を行っていない事例。
- ・ リスク管理委員会が、ストレス・シナリオの妥当性の検討を十分に行っていない事例。
- ・ 統合的リスク管理部門が、商品の新規取扱いに対するリスクチェックについて、分析すべき内容や手法等を定めていない事例。

(2)信用リスク管理

ア. 取組内容

金融機関における信用リスク管理の重要性に鑑み、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、金融機関の経営に大きな影響を及ぼすおそれのある大口与信先や、シンジケート・ローン、海外向け与信等について、十分な債務者の実態把

握に基づく適切な審査・与信管理態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。

イ. 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- 審査部門が、破綻後に粉飾決算が発覚した事例の分析結果を営業店に還元しているものの、その内容において、財務諸表に表れた粉飾の兆候を具体的に示していない事例。
- ・ 審査部門が、シンジケート・ローンのアレンジャー業務を受任した案件 について、借入人の信用力劣化に起因するリスクに係る管理手法を十分に 検討していない事例。
- ・ アジア現地法人の与信案件について、本部クレジット委員会とアジアクレジット委員会との間に情報連携を行う枠組みが整備されていない事例。
- 与信管理部門等が、非日系与信における国別・業種別等のエクスポージャーの状況について、関係各部で統一して管理するための計数を特定していない事例。

(3) 市場リスク管理

ア. 取組内容

昨今の金融・資本市場の動向等に鑑み、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、ポジションやリスクの限度枠等の管理を実効的に行う態勢が整備されているか、多様なリスクを内包する金融商品・債券・株式等について、リスクを総合的に勘案した管理態勢が整備されているか等について、重点的に検証を行った。

イ. 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における 改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- 経営会議が、有価証券運用全体に係る損失を、どの程度まで許容するか を明確にしておらず、自己資本や収益目標と関連づけた限度枠の設定により、損失額を管理していく手法を検討していない事例。
- ・ ALM委員会が、市場環境の急変などに伴い、取引部署が限度額を超過 して運営する場合におけるモニタリング方法を明確化していない事例。
- 常務会が、市場価格のない有価証券の時価算定について、ブローカー等から入手した価格の妥当性に係る検証を市場リスク管理部門に指示していない事例。

市場リスク管理部門が、ファンド取得時のデューデリジェンスに関し、 運用委託先の戦略や収益源を特定・評価すること等を規程に定めていない 事例。

(4)流動性リスク管理

ア. 取組内容

先般の世界的な金融危機においては、外国金融機関が資金流動性の面で困難に 直面し、我が国金融機関も海外業務等において、外貨流動性の確保が問題となる 事例が見受けられた。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、海外に拠点を 持つ我が国金融機関や在日拠点を有する外国銀行等について、流動性リスクをグローバルベースで適切に管理する態勢となっているか等について、重点的に検証 を行った。

イ. 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における 改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- ・ 流動性リスク管理部門が、無担保による市場性の資金調達に依存する割合が高いことを認識しているにもかかわらず、流動性ストレス・テストにおいて、こうした特性等を踏まえた、ストレス・シナリオを検討していない事例。
- 海外本店及び在日代表者が、流動性危機時における海外本店と在日代表者との間の役割分担に関する検討を十分に行っていない事例。
- ・ 流動性リスク管理部門が、流動性リスクに係るコンティンジェンシー・ プランを策定し、資金繰り逼迫につながるトリガーを設定している中、東 日本大震災及び大規模システム障害が、トリガーに該当していたにもかか わらず、コンティンジェンシー・プランに定められた、頭取に対する危機 レベルに係る設定要否の意見具申を行っていない事例。

(5) システムリスク管理

ア. 取組内容

金融機関のシステムは、決済システムの中核をなしており、社会インフラとしての公共性が極めて高く、仮に障害等が発生した場合には、利用者利便を損ねるだけでなく、社会にも大きな影響を与え、金融機関としての信用を失墜する事態も招きかねない。

このため、金融検査に当たっては、「検査基本方針」に基づき、安定稼働しているシステムを含め、システムリスク管理に対する経営陣の認識は十分か、シス

テム障害発生時等のリスク管理態勢について、システム障害発生時の経営陣の果たすべき責任やとるべき対応は明確になっているか等について、重点的に検証を行った。

イ、結果

上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促したところである。

(評価事例)

- ・ システムリスク管理部門が、当行主導の下、システム共同センターの他 の加盟行とともに監査協議会を発足させ、外部監査のあり方に関する協議 を行っている事例。
- 経営企画部門が、営業店における自家発電装置の整備を積極的に進めてきた結果、震災後に実施された計画停電時の対応において、銀行業務を縮小することなく業務を継続している事例。
- ・ システムリスク管理部門及び経営企画部門が、震災及び大規模システム 障害が発生したことを受け、両部門を中心として関連各部と協働し、当行 のバックアップ態勢を再検討している事例。

(指摘事例)

- 経営会議が、クラウド・コンピューティングを導入するに際し、アウト ソーシングに関する各種リスクや、サービスレベル・アグリーメント(S LA)の内容等について、検討を行っていない事例。
- システムリスク管理部門が、顧客等に多大な影響を及ぼすシステム障害 発生時における全行的な態勢を定めておらず、報告すべき役職員の範囲等 についても明確にしていない事例。
- システムリスク管理委員会が、各テスト工程において品質管理指標を設定した上で、前工程と比較して改善状況を評価することとしていない事例。

Ⅲ 金融検査の質的向上に向けた取組み

1. 保険会社に対する検査の質的向上

(1) 取組内容

23年2月に保険検査マニュアルを改定し、統合的リスク管理態勢に係るチェック項目が新たに加わったことを踏まえ、23事務年度の保険会社の検査に当たっては、統合的リスク管理態勢の整備・確立に向けた取組みが進められているかについて、重点的に検証を行った。

また、保険会社の自主的な経営改善に向けた取組みや、保険会社と検査官との双 方向の議論を促すため、24年4月より、「保険検査評定制度」の「試行」を開始し た。

なお、23 事務年度の保険会社に対する検査に当たっては、保険検査部門を前事 務年度の4部門から1部門増やして、5部門とし、検査体制の強化を図った。

(2) 結果

23 事務年度の保険会社(保険持株会社を含む)に対する検査の実績は25 件となっており、東日本大震災の影響があった22 事務年度の13 件を大きく上回った。

また、上記の検証を行った結果、次のような評価できる事例や問題と考えられる 事例が認められ、改善が必要な金融機関については、改善に向けた取組みを促した ところである。

(評価事例)

- ・ 保険募集の高度化に向けて、単に規程の改定や募集人教育にとどまらず、 商品の統廃合・簡素化、顧客管理等に係るシステム導入など、効果的かつ実 効性ある取組みを行っている事例。
- ・ 保険金等支払管理に関して、経営陣の十分な関与のほか、重層的な査定態 勢の構築や、支払事由の簡素化を図った新商品の発売といった取組み等を行っている事例。
- タイにおける洪水の発生後、早期に、海外自然災害リスクに係る集積管理 の強化に取り組んでいる事例。

(指摘事例)

- 統合リスク管理部門が、組織横断的に内在するリスクの洗出しを行っていない事例。
- 統合リスク管理部門がストレス・テストを実施しているものの、経営会議は、ストレス事象発生時の対応策等について具体的な協議を行っておらず、 関連部署に対しても対応策等の検討指示を行っていない事例。
- ・ 保険募集管理部門が、保険募集人の募集状況について懸念されるような問 合せを受けているにもかかわらず、改善に取り組んでいない事例。
- ・ 経営会議が、主要な収益源となっている商品について、当該商品から生じるリスクの許容度を定め、販売量がコントロールできているかどうかを常時確認する管理態勢を構築できていない事例。

2. 信託銀行に対する検査の質的向上

(1) 取組内容

金融検査に当たっては、「検査基本方針」において、個別の信託勘定の特性に応じた検査を行うこととしたことを踏まえ、検査局内にプロジェクト・チームを設置し、年金信託や不動産信託など、個別の信託勘定について検査を行う際の具体的な着眼点を作成し、検査官に対して、研修等を通じて周知を図った。

また、AIJ投資顧問の問題が発覚して以降、特に年金信託について、公共性の

高い業務であるとともに、多くの場合、受託財産の規模が大きいことを踏まえ、検査において、善管注意義務や忠実義務等の法令等遵守態勢を重点的に検証するとともに、業務運営の実態把握に努めた。

さらに、信託銀行に対する検査で収集した情報・資料等を分析し、検査における 着眼点の見直しや新たな着眼点の作成等を行った。

(2) 結果

上記の検証を行った結果、次のような事例を検査で指摘し、金融機関における改善に向けた取組みを促したところである。

(指摘事例)

- オルタナティブ商品の組入れ比率が高まっている顧客に対する適切な資産配分の観点からの対応が、営業店を中心としたものに止まっている事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、業務上の利害関係先との接待について、金額や頻度の適切性に係る具体的な考え方を示すことなく、事前承認の判断を 各部長の裁量に委ねている事例。
- ・ コンプライアンス統括部門が、受託資産運用部門の担当者が独自に入手したインサイダー情報に基づいて有価証券の売買を行っていないかどうかを、 事後的に検証する態勢を整備していない事例。

Ⅳ 今後の課題

1. 信託銀行に対する検査体制の整備

16年以降の一連の信託業法及び信託法の改正において、受託できる財産の種類に関する制限が撤廃されたこと等により、信託の活用機会は、今後とも拡大していくと考えられる。

特に、年金信託業務は、公共性の高い業務であるとともに、多くの場合、受託財産の規模が大きいことから、不適切な業務運営が放置された場合、AIJ投資顧問の問題が示すように、国民に与える影響は非常に大きいものと考えられる。

このため、信託銀行に対する検査においては、引き続き、善管注意義務や忠実義 務等の法令等遵守態勢について、重点的に検証を行っていく必要がある。

また、信託銀行は、「機関投資家」として資産運用(有価証券の売買等)を行っていることから、適切なインサイダー取引の防止態勢が整備されているかについても 重点的に検証していく必要がある。

信託銀行に対しては、今後、こうした点に着眼して適時適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えている。

2. バーゼル皿など、国際的規制等に対応するための体制整備

最近の世界的な金融危機を踏まえ、バーゼル皿やG-SIBs(グローバルなシステム上重要な銀行)に対する自己資本の上乗せ措置など、新たな国際的規制等が

順次導入される予定となっている。

このため、金融機関がこれらの規制に対応できているか等について、適切に検査 を実施する体制を整備することが重要な課題であると考えている。

3. 保険会社に対する検査体制の整備

保険会社を取り巻く環境をみると、少子高齢化や人口減少等の環境変化のほか、 欧州債務問題による運用環境の悪化や、大規模自然災害による保険金支払の急増な どの事象が生じている。

このような状況を踏まえ、保険会社における資産運用リスク管理態勢や保険引受 リスク管理態勢等について、適切に検査を実施する体制を整備することが重要な課 題であると考えている。

なお、先般(24年8月2日)公表された、国際通貨基金(IMF)が実施した我が国の金融部門評価プログラム(FSAP)において、保険会社に対する検査頻度を高めるよう、さらに人員(リソース)を増加させるべきであるとの提言がなされていることにも留意する必要があると考えている。

4. 検査における I Tの活用

近年のIT化の進展に伴って、金融機関においては電子媒体を利用した業務運営が行われており、金融検査に当たっても、電子媒体の検証が中心となっている。

24 年度において、電子メールの抽出・分析等を行う「デジタルフォレンジック技術」を金融検査に導入するために必要な予算を確保したが、さらに、効果的・効率的な金融検査を実施するため、電子メール以外の電子媒体についても必要な情報を抽出・分析できる「デジタルフォレンジック」技術を導入することが重要な課題であると考えている。

5. 海外当局等との連携強化

国際的に活動する我が国金融機関グループや主要外国金融機関グループの在日拠点に対する検査を効果的・効率的に行う観点から、海外当局等との間で情報や問題意識の共有を含めた連携をさらに強化することは、引き続き、重要な課題であると考えている。

第3節 金融コングロマリットに対する検査

I 金融コングロマリットの一体的な実態把握

金融のコングロマリット化の進展に伴い金融機関が抱えるリスクが複雑化・高度化している状況を踏まえ、金融コングロマリット全体のリスクを的確に把握する必要があることから、平成 23 検査事務年度においても「金融コングロマリット監督指針」や「金融持株会社に係る検査マニュアル」等を用いて、金融コングロマリットの実態に即した検査を実施してきた。

なお、17 年7月より、証券会社等に対する検査は、一義的には証券取引等監視委員会が行っているが、金融コングロマリット全体での総合的なリスク管理等の状況について的確かつ効率的な検証を行う観点から、同委員会と連携し、必要に応じて証券会社に対し同時検査を実施している。

Ⅱ 検査実施状況の概要(資料19-1-3~4参照)

金融コングロマリットの検査については、そのグループ内の金融機関に対して一体的 に検査を実施し、効果的な実態把握に努めたところである。

なお、大手銀行グループ(国内・海外)に対する検査の実施に当たっては、必要に応じて証券取引等監視委員会と連携し、銀行、証券会社をグループとして一体的に検査することにより、効果的な実態把握に努めたところである。

第4節 銀行等に対する検査

I 検査実施状況の概要

銀行については、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境の変化に留意しつつ、「金融検査マニュアル」を用いて、経営管理、金融円滑化、リスク管理等に係る管理態勢の整備について検証を行った。

また、信託銀行については、「信託検査マニュアル」も用いて、信託の引受審査や運用管理、併営業務等の各種管理態勢について検証を行った。

1. 主要行等に対する検査実施状況の概要(資料19-1-3~6参照)

主要行等(40行)及びその銀行持株会社(16行)に対する検査については、銀行持株会社3社、主要行等21行に対して検査を実施し、そのうち、銀行持株会社1社、主要行等14行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している主要行等及びその銀行持株会社に対する、システム統合リスク管理態勢の検証を目的とした検査(以下「システム統合リスク検査」という)については、銀行持株会社1社、主要行等2行に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たって、主要行については、1行当たり平均して42.7日間の立入日数で、15.5 人を投入するとともに、それ以外の銀行については、1行当たり平均して32.8日間の立入日数で、11.2 人を投入している(システム統合リスク検査を除く)。

また、主要行の海外進出が加速する中、本部による管理態勢の適切性等を把握する観点から、海外拠点に対して調査を実施した。調査に当たっては、海外当局と意見交換を積極的に行う等、平成 23 検査事務年度においても海外当局との連携を強化している。

なお、当庁検査官をニューヨーク、ロンドン、シンガポールに各 1 名派遣し、現地 当局との意見交換や金融機関の活動状況のモニター等を行っている。

2. 地方銀行・第二地方銀行等に対する検査実施状況の概要(資料19-1-3、5、6 参照)

地方銀行(64行)・第二地方銀行(42行)に対する検査については、銀行持株会社3社(金融庁2社、財務局1社)、地方銀行21行(金融庁12行、財務(支)局9行)、第二地方銀行15行(金融庁8行、財務(支)局7行)に対して検査を実施し、そのうち、地方銀行11行、第二地方銀行10行に対して検査結果を通知している。システム統合を予定している銀行等に対する、システム統合リスク検査については、地方銀行1行、第二地方銀行1行に対して検査を実施している。

検査に当たっては、地方銀行・第二地方銀行1行当たり平均して30.3日間の立入日数で、10.3人を投入している(システム統合リスク検査を除く)。

3. 外国銀行支店等に対する検査実施状況の概要(資料19-1-11参照)

外国銀行支店については、我が国の法令等を遵守する態勢の整備状況について検証 するとともに、規模、特性、グループ展開等に照らして、実効性のある経営管理態勢 や各種リスク管理態勢が整備されているか等について検証を行った。

外国銀行支店(57支店)に対する検査については、外国銀行支店、外資系信託銀行合わせて 10 支店に対して検査を実施し、そのうち、6支店に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、外国銀行支店等 1 支店当たり平均して 24.0 日間の立入日数で、 8.1 人を投入している。

Ⅱ 検査結果の概要

資料 20-5-1、2を参照。

第5節 協同組織金融機関に対する検査

Ⅰ 信用金庫等に対する検査(資料19-1-7参照)

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務(支)局が検査を実施(信金中央金庫は、金融庁が検査を実施)している。平成24年3月末現在の信用金庫の数は、271金庫である(23年3月末現在の数は271金庫)。

23 検査事務年度は、90 金庫に対して検査を実施し、そのうち、64 金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して24.7日間の立入日数で、6.4人を投入している。

Ⅱ 信用組合等に対する検査(資料19-1-8参照)

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務(支) 局が検査を実施(全国信用協同組合連合会は、金融庁が実施)している。24年3月末現 在の信用組合の数は、158組合である(23年3月末現在の数は158組合)。

23 検査事務年度は、71 組合に対して検査を実施し、そのうち、50 組合に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して22.5日間の立入日数で、5.0人を投入している。

Ⅲ 検査結果の概要

資料20-5-1~2を参照。

IV 労働金庫等に対する検査

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省、都道府県及び金融庁の共管となっており、厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施している(労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務(支)局と共同で検査を実施)。24年3月末現在の労働金庫の数は、13金庫である(23年3月末現在の数は13金庫)。

23 検査事務年度は、6金庫に対して検査を実施し、そのうち、4金庫に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、1金庫当たり平均して22.1日間の立入日数で、8.0人(厚生労働 省等の職員も含む。)を投入している。

別図19-5-1 労働金庫の検査を行う行政庁

地区種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
	主務大臣	主務大臣
労働金庫		都道府県知事
	(8金庫)	(5金庫)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長 官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 労働金庫数は、24年3月末現在。

V 信用農業協同組合連合会等に対する検査

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務(支)局が共同で検査を実施している。24年3月末現在の数は、信用農業協同組合連合会が36連合会、信用漁業協同組合連合会が29連合会である(23年3月末現在の数は、それぞれ、36連合会、29連合会)。

23 検査事務年度は、6連合会等(内訳は、農林中央金庫、信用農業協同組合連合会3 連合会、信用漁業協同組合連合会2連合会)に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、1連合会等当たり平均して15.6日間の立入日数で、8.6人(農林 水産省の職員も含む。)を投入している。

VI 農業協同組合に対する検査

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事(都道府県の区域を超える 区域を地区とする農業協同組合を除く。)が行政庁となっているが、信用事業を営む農業 協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣(内閣総 理大臣及び農林水産大臣)が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府 県知事となっている。

22 検査事務年度は、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の3者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

23 検査事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務(支)局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、11 組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

検査に当たっては、1組合当たり平均して11.9日間の立入日数で、13.8人(都道府

県、農林水産省の職員も含む。)を投入している。

別図 19-5-2 信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

地区	都道府県の区	都道府県の区域	都道府県の区域
種類	域を超える	と同じ	の一部
	主務大臣	主務大臣	都道府県知事
信用農業協同組合連合会		都道府県知事	
	(該当なし)	(36連合会)	(該当なし)
	主務大臣	主務大臣	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会		都道府県知事	
	(該当なし)	(29連合会)	(1組合)
	主務大臣	都道府県知事	都道府県知事
農業協同組合	(注2)	(注3)	(注3)
	(該当なし)	(2組合)	(739組合)
	主務大臣	都道府県知事	都道府県知事
漁業協同組合		(注3)	(注3)
	(該当なし)	(5組合)	(140組合)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官 に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 信用事業(農業協同組合法第10条第1項2号及び第3号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。)並びに同条第6項及び第7項の事業)については農林水産大臣及び内閣総理大臣、当該事業以外の事業については農林水産大臣となる。
- (注3) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び 都道府県知事となる。
- (注4) 金融機関数は、24年3月末現在。

第6節 保険会社等に対する検査

Ⅰ 検査実施状況の概要(資料19-1-10参照)

保険会社(103社)については、平成23年2月に改定された保険検査マニュアルを用いて、経営管理、保険募集、リスク管理等に係る管理態勢の整備状況について検証を行った。

23 検査事務年度では、保険持株会社3社、生命保険会社9社、損害保険会社12 社、 免許特定法人1社に対して検査を実施し、そのうち、保険持株会社2社、生命保険会社 4社、損害保険会社8社、免許特定法人1社に対して検査結果を通知している。

検査に当たっては、生命保険会社については、1社当たり平均して32.0日間の立入日数で、9.4人を投入し、損害保険会社については、1社当たり平均して32.6日間の立入日数で、7.9人を投入している。

Ⅱ 検査結果の概要

資料20-5-2を参照。

第7節 その他の金融機関等に対する検査

I 貸金業者に対する検査

貸金業者のうち、2以上の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、平成24年3月末現在の数は330業者である(23年3月末現在の数は349業者)。

23 検査事務年度は、76 業者に対して検査を実施し、そのうち、64 業者に対して検査結果を通知している。

なお、貸金業者のうち、1の都道府県の区域内に営業所又は事務所を設置してその事業を営むものは、都道府県知事の検査・監督を受けている。

Ⅱ 前払式支払手段発行者に対する検査

前払式支払手段発行者は、資金決済に関する法律に基づき、財務(支)局が検査を実施(注)しており、24年3月末現在の数は1,795業者(うち、第三者型発行者は1,090業者、自家型発行者は705業者)である(23年3月末現在の数は1,773業者(うち、第三者型発行者は1,121業者、自家型発行者は652業者))。

- 23 検査事務年度は、146 業者に対して検査を実施し、そのうち、120 業者に対して検査結果を通知している。
 - (注) 従来の「前払式証票の規制等に関する法律」における検査対象は、第三者型発行者のみであったが、「資金決済に関する法律」の施行(22 年4月)により、自家型発行者にも検査対象が拡大された。

Ⅲ 資金移動業者に対する検査

資金移動業者は、資金決済に関する法律に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、24年3月末現在の数は25業者である(23年3月末現在の数は11業者)。

23 検査事務年度は、4 業者に対して検査を実施し、3 業者に対して検査結果を通知している。

IV 信用保証協会に対する検査

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき、経済産業局、都道府県・市町村及び財務 (支)局が検査を実施しており、24年3月末現在の数は52協会である(23年3月末現 在の数は52協会)。

23 検査事務年度は、3協会に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図 19-8-1 信用保証協会の検査を行う行政庁

区域種類	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長
旧用体础励去	(47協会)	(5協会)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2) 信用保証協会数は、24年3月末現在。
- (注3) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない(24年3月末現在)。

V 火災共済協同組合に対する検査

火災共済協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき、経済産業局、都道府県及び財務(支)局が検査を実施しており、24年3月末現在の数は42組合である(23年3月末現在の数は42組合)。

23 検査事務年度は、3組合に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

別図 19-8-2 火災共済協同組合の検査を行う行政庁

区域種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
火災共済協同組合	主務大臣	主務大臣・都道府県知事
人火六河 励问租口	(該当なし)	(42組合)

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任され、更に財務(支)局長に委任されている。
- (注2)火災共済協同組合数は、24年3月末現在。
- (注3) 都道府県知事が行う検査は、組合員から請求があった場合と、組合員の業務若 しくは会計が法令等に違反する疑いがある場合、又は組合の運営が著しく不当で ある疑いがあると認める場合に行われる。

VI 少額短期保険業者に対する検査

少額短期保険業者は、保険業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、24年3月末現在の数は69業者である(23年3月末現在の数は67業者)。

23 検査事務年度は、4業者に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

Ⅲ 信託会社に対する検査

信託会社は、信託業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、24年3月末現在の数は14社である(23年3月末現在の数は13社)。

23 検査事務年度は、4社に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

Ⅲ 不動産特定共同事業者に対する検査

不動産特定共同事業者は、不動産特定共同事業法に基づき、国土交通省、都道府県及び金融庁が検査を実施しており、24年3月末現在の数は86業者である(23年3月末現在の数は87業者)。

23 検査事務年度は、2業者に対して検査を実施している。

別図 19-8-3 不動産特定共同事業者の検査を行う行政庁

区域種類	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない	
 不動産特定共同	主務大臣	主務大臣	
事業者		都道府県知事	
	(26業者)	(60業者)	

- (注1)主務大臣とは、内閣総理大臣及び国土交通大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁 長官に委任されている。
- (注2) 金融庁は、金銭をもって出資の目的とし、かつ、契約の終了の場合における残余財産の分割若しくは出資の返還が金銭により行われることを内容とするものに係る不動産特定共同事業に関する事項についてのみ、国土交通省と共管。
- (注3) 不動産特定共同事業者数は、24年3月末現在。

区 自主規制機関に対する検査

自主規制機関は、貸金業法及び資金決済に関する法律に基づき、金融庁が検査を実施 しており、24年3月末現在の数は2機関である(23年3月末現在の数は2機関)。

23 検査事務年度は、1機関に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

X 資金清算機関に対する検査

資金清算機関は、資金決済に関する法律に基づき、金融庁が検査を実施しており、24 年3月末現在の数は1機関である(23年3月末現在の数は1機関)。

23 検査事務年度は、1機関に対して検査を実施し、検査結果を通知している。

第8節 政策金融機関等に対する検査(資料19-1-12参照)

平成15年4月に、政策金融機関等に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任されたことを受け、15検査事務年度から検査を実施している。 検査においては、政策金融改革の進展を考慮しつつ、各機関の特性も踏まえ、民間金融機関に適用している金融検査マニュアル等を用いて検査を実施することとしている。

23 検査事務年度は、3機関に対して検査を実施し、そのうち、1機関に対して検査結果を通知している。

(参考) 政策金融機関等とは、日本政策金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、商工組合中央金庫、日本政策投資銀行、国際協力銀行、国際協力機構、住宅金融支援機構、 郵便貯金・簡保生命保険管理機構の8機関をいう。

第20章 金融検査の透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 検査マニュアルの整備

I 経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し等に係る改定について

1. 改定の趣旨、経緯

「新成長戦略」(平成 22 年 6 月 18 日閣議決定)を受けた「金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン」(22 年 12 月 24 日金融庁公表)において、「経営者以外の第三者による個人連帯保証等の慣行の見直し」が掲げられたことを踏まえ、「金融検査マニュアル」について、所要の改定を行った。

なお、本件に併せて、障がい者等の金融取引の利便性の向上に向けた態勢整備に 係る監督指針の改定を踏まえ、所要の改定を行った。

改定に当たっては、23 年 2 月 28 日から 3 月 30 日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年 7 月 14 日付で、「金融検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

経営者以外の第三者の個人連帯保証を求めないことを原則とする融資慣行を確立するとの観点に照らし、契約者本人が経営に実質的に関与していないにもかかわらず、自発的に連帯保証契約の申し出を行った場合には、当該契約について金融機関から要求されたものではないことを確認する態勢となっているか検証すること等を明記した。

また、意思表示を行う能力がありながら視覚・聴覚や運動機能の障がいのために銀行取引における事務手続き等を単独で行うことが困難な者についても、障害のない者と同様のサービスを提供できるような配慮に関する取決めを「顧客サポート管理規程」に明確に規定しているか検証することを明記した。

Ⅱ バーゼルⅡの枠組みの強化に係る改定について

1. 改定の趣旨、経緯

サブプライム問題に端を発する金融危機への当面の対処として、21 年7月、バーゼル銀行監督委員会は、銀行勘定の証券化商品の取扱い及びトレーディング勘定の取扱いに関して、「バーゼルIIの枠組みの強化」を発表した。

我が国では、これを受けて、23 年 5 月 27 日付で、「自己資本比率規制(第 1 の 柱及び第 3 の柱)に関する告示の一部改正」が公布され、これを踏まえ、「金融検 査マニュアル」について、所要の改定を行った。

改定に当たっては、23 年 9 月 12 日から 10 月 12 日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年 11 月 29 日付で「金融検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完等に基づき付与されたものではないこと等について検証することを明記した。

また、銀行の保有する証券化エクスポージャーについて、包括的なリスク特性に 係る情報を継続的に把握するために必要な体制が整備されているか等について検証 することを明記した。

Ⅲ 「資本性借入金」の積極的活用について

「『資本性借入金』の積極的活用について」の内容については、第6章第5節 I を参照。

IV 預金保険法の改正に伴う改定について

1. 改定の趣旨、経緯

「預金保険法」の改正(23 年 5 月 13 日)及び、「預金保険法第五十八条の三第 一項に規定する措置に関する内閣府令」の改正(23 年 10 月 25 日)により、「一般 預金等」についても、破綻後、預金保険制度により払戻し可能な部分(付保預金) と払戻しできない部分(非付保預金)に、速やかに分別管理できるようにするため の体制整備が義務付けられたことを踏まえ、「金融検査マニュアル」について、所 要の改定を行った。

改定に当たっては、24 年3月 14 日から4月 13 日にかけて、改定案をパブリック・コメントに付し、同年4月 27 日付で「金融検査マニュアル」を改定・公表した。

2. 改定の概要

預金の払戻しその他の保険事故に対処するために必要な措置に対応した、システムや手順書・マニュアルの整備を行っているか等について検証することを明記した。

V システムリスクの総点検の結果を踏まえた改定について

1. 改定の趣旨、経緯

主要行の一つでみられたシステム障害を踏まえ、23 年7月8日、預金取扱金融機関に対して「システムリスクの総点検」を行うよう要請し、24 年1月 20 日、「総点検」の結果を公表した。

この結果を踏まえ、金融機関に共通的な課題・問題点を、金融検査を行う際の着眼点・検証項目として整理し、「金融検査マニュアル」の改定を行った。

改定に当たっては、24年5月31日から6月20日にかけて、改定案をパブリッ

ク・コメントに付し、同年6月 29 日付で「金融検査マニュアル」を改定・公表した(24年7月1日より適用)。

2. 改定の概要

システムリスク管理部門が、システムの制限値を把握するなど、システムの処理 能力に関するリスクを認識・評価しているか、システムの制限値を超えた場合のシ ステム面・事務面の対応策を検討しているか等について検証することを明記した。

また、現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか等について検証することを明記した。

第2節 検査評定制度

I 検査評定制度の概要

「検査評定制度」は、

- ① 検査マニュアルに基づき検証した検査結果を段階評価(A~Dの4段階)することにより、金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けての取組みや検査官と金融機関との双方向の議論を促すこと、
- ② 評定結果を選択的な行政対応(その後の検査の濃淡(検査頻度、範囲、深度))に反映させ、効率的かつ実効的な検査の実施を図るとともに、金融行政の透明性等を向上させること、

を目的に、平成17年7月に創設し、先ずは、預金等受入金融機関を対象に導入している。 具体的には、預金等受入金融機関に係る検査評定制度は、17年7月から12月まで(6ヶ月)の「試行準備」を経て、18年1月に「試行」を開始し、主要行については、19年4月から、主要行以外の預金等受入金融機関については20年1月から、それぞれ「本格施行」に移行させている。

(注) 「試行準備」期間中の評定結果は、被検査金融機関に通知せず、選択的な行政対応に反映させない。また、「試行」期間中の評定結果は、選択的な行政対応に反映させない。

Ⅱ 金融円滑化編に係る検査評定の「試行」の開始

金融円滑化編については、21年12月の金融検査マニュアルの改定により新設したが、 預金等受入金融機関が金融円滑化に係る管理態勢の整備を行っている途上で評価することは適当でないと考えたこと等から、新設当初は検査評定を実施していなかった。

こうした中、「金融円滑化編」の新設から1年半余りが経過し、預金等受入金融機関における基本的な管理態勢は概ね整備されたと考えられたことから、パブリック・コメントを実施した上で、23年9月、「預金等受入金融機関に係る検査評定制度について」を一部改正し、同年10月1日以降予告する(無予告の場合は、同日以降立入を開始する)検査から金融円滑化編に係る検査評定の「試行」を開始した。

Ⅲ 保険会社に係る検査評定制度の「試行」の開始

保険会社に係る検査評定制度の導入については、預金等受入金融機関の検査評定制度 の運用状況等を踏まえて検討することとしていたが、預金等受入金融機関に係る検査評 定制度が相当程度定着してきたと考えられたこと等を踏まえ、パブリック・コメントを 実施した上で、24年3月に「保険会社に係る検査評定制度について」を発出し、同年4 月1日以降予告する(無予告の場合は、同日以降立入を開始する)検査から保険会社に 係る検査評定制度の「試行」を開始した。

第3節 検査モニター制度

I 平成23検査事務年度の検査モニターの実施状況

立入検査中もしくは立入検査終了後に、金融庁や財務(支)局のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、検査班を同席させずに、代表者等から検査に関する意見を直接聴取する「オンサイト検査モニター」、及びこれを補完する手段として、アンケート方式により検査に関する意見を受け付ける「オフサイト検査モニター」を実施し、検査マニュアルの適切な運用の確保に努めているところである。

検査モニターの結果、検査実施上の問題点等が確認された場合においては、主任担当 検査官に伝達して早期に改善を図ることとしているほか、その状況については、財務(支) 局の検査モニターも含め、速やかに金融庁検査局長まで報告を行う体制としている。

23 検査事務年度のモニター実績は、オンサイトが 295 先、オフサイトが 280 先となった。

Ⅱ オフサイト検査モニター (アンケート方式) の集計結果

24 年 8 月に、オフサイト検査モニター (アンケート方式) の集計結果を公表した。(資料 20-3-1 参照)

(参考)検査モニター制度の概要

- 1. オンサイト検査モニター
 - ① 金融庁・財務(支)局のバックオフィスの幹部が被検査金融機関に赴き、 立入検査中もしくは立入検査終了後に、代表者等から直接意見聴取を行う。 なお、金融庁主担検査に財務局幹部が、財務(支)局主担検査に金融庁幹部 が赴き、代表者等から意見を伺うクロスモニターも実施している。
 - ② オンサイト検査モニターの実施時期については、金融機関の希望を聴取し、 調整を行う。
 - ③ 意見については、必要に応じて主任担当検査官に伝達する等の対応をとる。

2. オフサイト検査モニター

- ① オンサイト検査モニターを補完するものとして、アンケート方式①及び②により意見を受け付ける。
- ② アンケート方式によるモニターは、検査の執行状況等に係る「アンケート方式①」、検査結果通知に係る「アンケート方式②」の2回に分けて実施する。
- ③ 提出期間は、「アンケート方式①」については、検査の立入開始から立入終了後 10 日目までの間、「アンケート方式②」については、検査結果通知書の交付から 10 日目までの間を目安とする。
- ④ 寄せられた意見については、必要に応じ、補足ヒアリングを行う。
- ⑤ アンケート結果は、金融庁の法令等遵守調査室にも回付する。
- ⑥ アンケート結果については、集計を行い、1年に1回程度公表する。

第4節 意見申出制度(資料20-4-1参照)

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽くした上でも、認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度であり、検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、検査に対する信頼性を確保することを目的として、平成12年1月から実施している。

17年7月からは、意見申出の審理を行う意見申出審理会のメンバーに外部の専門家を加え、本制度の中立性・公平性、検査に対する信頼性の更なる向上を図っている。21年1月には、新たに意見申出審理会のメンバーとして6名を招聘し、10名体制とした(24年6月末時点では9名体制)。

なお、意見申出の実績については、本制度導入以降、23 検査事務年度末までに 40 機 関より申出があり、その内訳は、銀行 22 件、協同組織金融機関 9 件、保険会社 2 件、貸 金業者 5 件、その他(証券会社等) 2 件となっている。

申出内容については、370 事案の申出のうち、資産査定に関するものが全体の約8割を占めている。また、被検査金融機関の意見が妥当と認められた事案は161事案であり、全体の約44%となっている。

(参考) 意見申出制度について

①対象検査

金融庁、財務(支)局の実施する全ての金融検査。

②対象項目

当該立入検査における検証項目のうち、検査官と被検査機関とが十分な議論 を尽くした上でも認識が相違した項目を意見申出の対象とし、新たな論点及び 主張は対象としない。

3提出期限

原則として立入終了後2週間以内(期限が土休日に当たる場合その翌営業日) とする。

なお、立入終了後に再度の立入を行った場合も、上記提出期限を適用する。 (注) 郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とする。

4)提出方法

立入終了の際に確認された意見相違項目について、必要に応じ疎明資料等を添付の上、提出する。

⑤提出先

被検査機関の代表者名において、金融庁検査局長宛に提出する。ただし、担 当主任検査官又は本店所在地を管轄する財務(支)局経由での提出もできる。

6審理方法

意見申出が行われた事項は、検査局意見申出審理会(立入検査を行った検査 官以外の検査局幹部及び外部の専門家により構成)において、申出書に基づき、 書面による審査を行う。

⑦審理結果の回答方法

申出項目の審理結果は、検査結果通知書に別紙として添付する方法で回答する。

第5節 金融検査結果事例集

I 金融検査結果事例集の概要

金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となるような事例を取りまとめ、公表してきている。

23 検査事務年度においては、23 年7月から24 年6月までの間に通知された検査結果を中心に事例集を策定の上、24 年2月に「前期版」を公表し、24 年8月に「後期版」を公表している。

Ⅱ 平成23検査事務年度版の事例集について(資料20-5-1、2)

情報発信の充実・強化を推進する観点からは、タイムリーに金融検査結果の事例集を 公表することが重要であることから、21 検査事務年度より、事例集を年2回公表して きている。

掲載事例数は、「前期版」及び「後期版」併せて、評定事例 19 事例、個別事例 408 事例(うち、評価事例は 64 事例) となっている。

第6節 金融検査体制の整備

I 平成23年度の金融検査体制の整備

23年度の金融検査に従事する職員数は、6名の金融検査に従事する職員の増員が認められた一方、17名の定員合理化等により、423名から412名体制となった。(別図20-6-1参照)

また、23年度においては、以下のような検査体制の整備を行った。

- ① 主要行の検査を複数年担当する主任検査官(日本版EiC)や大手保険会社の 検査を担当する主任検査官について、監督局に併任したうえで、監督局における 様々なヒアリングなどに参加することにより、担当する金融機関の状況を適時適 切に把握することとした。
- ② 検査局のシステム専門家を監督局のシステムモニタリング担当に併任し、検査局と監督局との横断的な組織を立ち上げ、当該組織を中心に、システムリスクに係るオン・オフー体的なモニタリングを一層強化した。
- ③ 保険検査部門を、22事務年度の4部門から1部門増やして、5部門とした。
- (注1) 各課の所掌事務に関しては、「総務課」は、金融検査の方針及び実施計画の作成、金融検査についての財務(支)局との連絡調整、金融検査の実施のほか、金融検査に従事する職員の指導訓練及び金融検査に関する事務の指導監督等を担当している。また、「審査課」は、検査報告書の審査、金融検査結果の通知事務等を担当している。

なお、「検査監理官」は金融検査のうち重要なものの実施等を担当している。

Ⅱ 今後の体制整備について

24年度機構・定員及び予算において、特別検査官等4名の増員が認められた一方、13名の定員合理化等により、403名体制となる見込みである。(別図20-6-1参照) なお、24年度の保険会社に対する検査に当たっては、保険検査部門を23事務年度の5部門から1部門増やして、6部門とし、更なる検査体制の強化を図った。

- (注2)金融庁検査局と財務(支)局との関係(資料20-6-1参照) 金融庁長官は、民間金融機関等の検査に係る権限の一部を財務(支)局長に委任している。当該委任事務に関しては、金融庁長官が財務(支)局長を直接指揮監督している。
- (注3) 金融庁内における検査局と証券取引等監視委員会との関係(資料20-6-1参昭)

証券会社等に対する検査については、17年7月以降、原則として監視委員会に 一元化されることとされた。

他方、検査局が行うコングロマリット検査の実効性・効率性を確保するため、

検査局が当該コングロマリット下の証券会社等を一体的に検査する必要がある場合には、検査局と監視委員会が、所要の連携を十分に図るとともに、可能な限り同時に立入検査を実施するよう努めることとしている。

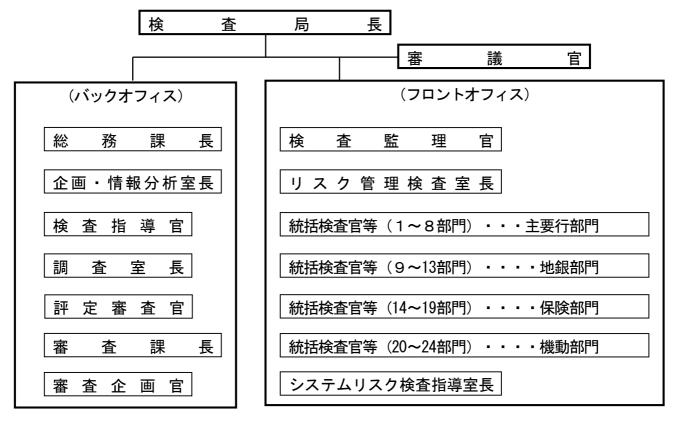
別図20-6-1 金融検査の体制

① 金融検査に従事する職員数の推移

	金融(監督)庁 検査局(部)	財務(大蔵)省 財務(支)局	合計
平成5年度	109人	291人	400人
平成10年度	164人	456人	620人
平成13年度	360人	571人	931人
平成14年度	404人	573人	977人
平成15年度	460人	577人	1037人
平成16年度	478人	576人	1054人
平成17年度	454人	538人	992人
平成18年度	454人	535人	989人
平成19年度	451人	519人	970人
平成20年度	441人	509人	950人
平成21年度	430人	500人	930人
平成22年度	423人	518人	941人
平成23年度	412人	521人	933人
平成24年度	403人	512人	9 1 5人

⁽注)金融(監督)庁検査局(部)の平成5年度の人員は大蔵省大臣官房金融検査部の職員数である。

② 検査局の運営体制(24検査事務年度)【参考】



第7節 検査情報の受付について

I 概要(資料20-7-1参照)

金融庁及び財務(支)局では、利用者保護の確保、利用者利便の向上に関して、より 一層深度ある検証を行う観点から、従来から検査を実施している金融機関名を公表し、 ホームページ上の入力フォーム、ファックス、郵送等を通じて、当該金融機関に関する 以下のような情報を広く一般から受け付ける「検査情報受付窓口」を設置している。

- ① 顧客情報管理に関するもの
- ② 説明責任の履行状況に関するもの
- ③ 法令等遵守状況に関するもの
- 4 苦情等処理状況に関するもの

Ⅱ 情報の受付状況

1. 受付件数

平成23年度の総受付件数は、687件となっており、そのうち、預金等受入金融機関に関する情報が309件(45%)、保険会社に関する情報が313件(46%)、金融機関名や情報内容が不明なもの等が65件(9%)となっている。

2. 業態別の主な情報

- (1)預金等受入金融機関については、融資の申込みや貸出条件の変更に係る相談における金融機関の対応に関するものや、本人確認や疑わしい取引に関するもののほか、投資信託や外貨建て保険等のリスクを有する金融商品の販売に際しての説明義務の履行状況に関するもの、システム障害に関するものなど、多様な情報が寄せられている。
- (2) 保険会社については、保険募集に際しての重要事項の説明等に係る禁止行為や 作成契約等の不適当な行為に関するもの、保険事故の認定や査定等に係る保険金 の支払いに関するもの、契約情報の漏洩や不正使用等の顧客情報管理に関するも のなど、保険募集代理店での対応を含めた情報が寄せられている。

第5部 国際関係の動き

第21章 金融危機再発防止に向けた国際的な取組み

2007年の夏に生じた世界的な金融市場の混乱は、2008年秋以降、更に深刻さを増し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展した。これを受け、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会した第1回G20首脳会合「金融・世界経済に関する首脳会合」が開催され、その後も引き続きG20首脳会合により、金融危機の再発防止に向けて金融規制改革が議論されるなど、国際的な取組みが進展している。当庁は、こうした国際的な取組みに積極的に参画している。

第1節 首脳・閣僚級の国際会議(金融サミット等)

I 概要

2007年夏に生じた、米国のサブプライムローン問題に端を発する世界的な金融市場の混乱に対しては、G7(7カ国財務大臣・中央銀行総裁会議)やFSF(金融安定化フォーラム)を中心に、金融市場の安定化、金融システムの強化に向けた国際的な取組みが進められてきた。しかし、2008年9月のリーマン・ショックをきっかけに、金融市場の混乱が一段と深刻化し、「100年に一度」と言われる深刻な金融・経済危機に発展したことを受け、新興国も交えた首脳レベルの会合を開催すべきとの議論が高まった。こうした中、2008年11月に先進国・新興国の首脳が一堂に会し、第1回G20首脳会合(ワシントン・サミット)が開催され、金融危機への対応や金融規制・監督の改革等について議論が行われた。

その後、G20 首脳会合は、第2回(2009年4月 於 ロンドン)、第3回(2009年9月 於 ピッツバーグ)、第4回(2010年6月 於 トロント)、第5回(2010年11月 於 ソウル)、第6回(2011年11月 於 カンヌ)、第7回(2012年6月 於 ロスカボス)と開催され、金融規制・監督の改革等について継続的に議論している。なお、ピッツバーグ・サミットでは、G20を国際経済協力の「第一のフォーラム」とすることに合意し、G20 は定例化された。

※G20 メンバー: G7 (日、米、英、独、仏、伊、加)、アルゼンチン、豪、ブラジル、中国、インド、インドネシア、メキシコ、韓国、ロシア、サウジアラビア、南アフリカ、トルコ、欧州連合

Ⅱ 活動状況

- 1. 2011 事務年度の主な首脳・閣僚級会議の開催状況
 - ①G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2011 年 9 月 22 日、米国・ワシントンD. C.)

- ②G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(同年10月14-15日、仏・パリ)
- ③第6回G20首脳会合(カンヌ・サミット)(同年11月3-4日、仏・カンヌ)
- ④G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(2012年2月25-26日、メキシコ・メキシコシティ)
- (5) G20 財務大臣・中央銀行総裁会議(同年4月19-20日、米・ワシントンD. C.)
- ⑥第7回G20 首脳会合 (ロスカボス・サミット) (同年6月18-19日、メキシコ・ロスカボス)
- 2. 第6回G20首脳会合(カンヌ・サミット)

2011 年 11 月 3 - 4 日にフランス・カンヌで開催された G20 首脳会合では、金融規制改革について、主に以下の事項が合意された。

- (1)金融危機時に一部の大手金融機関を公的資金で救済したことに伴う「大きすぎて潰せない」というモラルハザードの問題に対処するため、「グローバルなシステム上重要な金融機関(Global Systemically Important Financial Institutions: G-SIFIs)に関する包括的な政策枠組み。これは、①事前予防として、破綻可能性を低下させるための自己資本の上乗せ規制、②日々の監督の密度と実効性の向上、③万一破綻した際に、納税者に損失を与えることなく円滑に処理するための、破綻処理制度の整備から構成される。なお、同時に合意されたG-SIFIsの特定手法を2009年末のデータに適用した結果、我が国のメガバンク3行を含む29行がG-SIFIsとして指定されている。今後、G-SIFIsのリストは毎年11月に更新される予定である。
- (2) 規制の裁定及び取付け騒ぎのリスクを予防するための、シャドーバンキング(銀行システム外で実質的に銀行類似の信用仲介を行う主体またはその活動)の規制・監視のあり方についての今後の作業計画
- (3) ピッツバーグ・サミットにおいて合意された2012年末の実施期間に向けての、店頭デリバティブ市場改革の更なる推進
- (4) その他、FSBガバナンスの強化、取引主体識別子(LEI)のガバナンスの枠組み等の検討
- 3. 第7回G20首脳会合(ロスカボス・サミット)

2012年6月18-19日にメキシコ・ロスカボスで開催されたG20首脳会合では、金融規制改革について、G-SIFIsの枠組みを、国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)に対して拡大する方策の検討、シャドーバンキングの規制・監視のあり方の検討、店頭デリバティブ市場改革等について、その進捗状況が歓迎されるとともに、①法人格及び財政・予算面での自律性の付与を含む、FSB

ガバナンスの強化に関する提言、②LEIガバナンスの枠組みに関する提言、③金融規制改革が新興国に与える影響等の評価に関する報告、等が承認され、残された課題について検討を継続することに合意した。

Ⅲ 当庁の対応

我が国は、金融規制改革について、①金融システムの強化を図る一方で、実体経済への影響についても十分に配慮し、両者の間の適切なバランスをとること、②資本規制の強化のみに偏ることなく、適正な検査・監督の実施や破綻処理制度の整備などの多様な施策を包括的に実施していくこと、が重要であると主張してきた。カンヌ・サミットで合意された、①自己資本の上乗せ規制、②監督の密度と実効性の向上、③破綻処理制度の整備から構成される、GーSIFIsに関する包括的な政策枠組みは、こうした我が国の主張を取り入れたものとなった。当庁としては、サミットにおける成果を踏まえ、各国当局や国内の関係当局等と連携・協調しつつ、その着実な実施を図るとともに、金融危機の再発防止・金融システムの強化に向けた国際的な議論に引き続き積極的に参画していく。

第2節 金融安定理事会(FSB)(旧 金融安定化フォーラム(FSF))

I 概要

1. 沿革

1997年に発生したアジア通貨危機等の際、一国における金融危機が容易に各国に「伝染」(contagion)した経験を背景に、1999年2月のG7での決定に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム(FSF:Financial Stability Forum)が設立された。金融安定理事会(FSB:Financial Stability Board)は、2009年4月のロンドン・サミットの宣言を踏まえ、FSFが、より強固な組織基盤と拡大した能力を持つ組織として発展的に再構成されたものである。FSBの発足会合は2009年6月に開催された。また、2012年のロスカボス・サミットにおいては、FSBに対し法人格及び財政・予算面での自律性を付与することを含む、FSBのガバナンスの強化が合意された。

2. 役割

FSBは、

- ① マクロ・プルーデンス的観点からの、国際金融システムに影響を及ぼす脆弱性 の評価及びそれに対処するために必要な措置の特定・見直し、
- ② 金融の安定に責任を有する当局間の協調及び情報交換の促進、
- ③ 金融規制に係る国際基準の遵守におけるベストプラクティスについての助言・監視

などを主な役割としている。

3. 組織

(1) メンバーシップ

FSBは、全てのG20諸国及び香港、オランダ、シンガポール、スペイン、スイスの国内当局のほか、国際金融機関、金融分野の国際基準設定主体などから構成され、我が国からは金融庁、財務省及び日本銀行がメンバーとなっている。FSBの議長は、カーニー加中銀総裁が務めている。

(2) FSBの構成

FSB本会合の下には、運営委員会(Steering Committee)、複数の常設委員会(Standing Committee)等の部会が設置されており、それぞれFSBに参加している各国のハイレベル実務家等により構成されている。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

2011 事務年度においては、国際的な金融機能の安定化への対応等のため、計4回

のFSB本会合が開催された(2011年7月、10月、2012年1月、5月)。

- 2. これまでのG20 サミットに対する主な報告事項 2009 年 4 月のロンドン・サミット以降、G20 サミットに対して、主に以下を報告。
 - ① ロンドン・サミット(2009年4月2日)
 - 「金融システムにおける景気循環増幅効果への対応」
 - ・「健全な報酬慣行に関する原則」
 - ・「危機管理における国際的連携に関する原則」等
 - ② ピッツバーグ・サミット(2009年9月25日公表)
 - 「FSBの健全な報酬慣行に関する原則の実施基準」
 - •「FSB憲章」等
 - ③ トロント・サミット(2010年6月27日公表)
 - ・「システム上重要な金融機関(SIFIs)におけるモラルハザードの抑制」 等
 - ④ ソウル・サミット
 - 「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する報告書」(2010年10月25日公表)
 - 「格付会社による格付への依存抑制のための原則」(2010年10月27日公表)
 - 「SIFIsへの監督の密度と実効性に関する勧告」(2010年11月2日公表)
 - 「SIFIsがもたらすモラルハザードの抑制」(2010年11月12日公表)
 - ⑤ カンヌ・サミット
 - ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」(2011 年 10 月 15 日公表)
 - 「シャドーバンキング:規制と監視の強化」(2011年10月27日公表)
 - 「SIFIsに対処するための政策手段」(2011年11月4日公表)
 - 「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」(2011 年 11 月 4 日公表)
 - ・「グローバルにシステム上重要な銀行に対する評価手法と追加的な損失吸収力の要件」(2011年11月4日公表)
 - ·「SIFIsへの監督の密度と実効性」(2011年11月4日公表)
 - ⑥ ロスカボス・サミット
 - 「金融市場のためのグローバルなLEI (取引主体識別子)」(2012 年6月8日公表)
 - ・「店頭デリバティブ市場改革の実施に関する進捗状況報告書」(2012年6月11 日公表)

- ・「規制改革の新興国・発展途上経済への影響の特定」(2012年6月19日公表)
- 「FSBのキャパシティ・リソース・ガバナンスの強化に関する報告書」(2012 年6月19日公表)

3. 国際基準の遵守強化に向けた取組み

金融規制改革を巡る検討作業のほか、FSBは、国際基準の各国による遵守強化に向けた取組みとして、国際協調及び情報共有に関する基準の遵守促進に向けた取組みや、FSBメンバー国間のテーマ別及び国別レビューを実施している。テーマ別レビューは、金融規制、監督上の特定の国際基準・課題についてFSBメンバー各国の取組み状況を横断的にレビューするものであり、現在までに報酬慣行(1回目、2回目)、リスク開示、モーゲージ審査慣行、預金保険制度に関するレビューを完了し、リスク・ガバナンスに関してのレビューが進行中である。国別レビューは、IMFによるFSAPの金融関連指摘事項についての是正状況のフォローが中心で、これまで伊・墨・西・豪・加・瑞へのレビューを完了し、現在、南アを対象に実施されている。

第22章 金融監督国際機構

金融庁は、金融機関の活動や金融取引の国際化等に的確に対応するため、各国の規制 監督当局により構成される金融分野の業態別又は業態横断的な国際会議に積極的に参画 している。その主要なものとして、業態別には、バーゼル銀行監督委員会(BCBS)、 証券監督者国際機構(IOSCO)及び保険監督者国際機構(IAIS)が、業態横断 的には、前章掲載のFSBのほかジョイント・フォーラムが挙げられる。これらの会議 においては、国際的な金融システムの安定を図る観点から、金融機関の監督等に関する 国際的な原則・基準・指針等の国際的な監督ルールの策定が行われており、我が国とし ては、国際的なリーダーシップを発揮すべく、積極的な貢献に努めている。

第1節 バーゼル銀行監督委員会(BCBS)

I 概要

1. 沿革

バーゼル銀行監督委員会(BCBS:Basel Committee on Banking Supervision、以下「バーゼル委員会」という。)は、1974 年6月の西ドイツ・ヘルシュタット銀行破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1975 年、G10 中央銀行総裁会議によって設立された。バーゼル委員会の会合は、主としてスイスのバーゼルにある国際決済銀行(BIS: Bank for International Settlements)本部において年4回程度開催されており、事務局もBIS内に設置されているが、中央銀行の集まりであるBISとは独立した存在として位置付けられている。

2. 目的

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、 以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① 国際的に活動する銀行の自己資本比率規制等、国際的な基準の設定
- ② 銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供

3. 組織(資料22-1-1参照)

(1) メンバーシップ

バーゼル委員会は、G20 が国際経済協力の枠組みとして本格稼動を始める中で2009年3月及び6月に段階的にメンバーシップを拡大し、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、フランス、ドイツ、香港特別行政区、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルグ、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国及び米国の銀行監督当局及び中央銀行から構成されている。我が国からは、金融庁及び日本銀行が出席している。バーゼル委員会の議長は、2011年7月からは

スウェーデン中央銀行のイングベス氏が務めている。

(2) 小委員会の構成

バーゼル委員会の下には、政策企画部会(PDG: Policy Development Group)、監督基準実施部会(SIG: Standards Implementation Group)、会計タスクフォース(ATF: Accounting Task Force)等数多くの部会が設置されており、それぞれバーゼル委員会に参加している各国・地域等の監督当局及び中央銀行の専門家等により構成されている。我が国は、バーゼル委員会に設置されている全ての小委員会に出席し、国際的な銀行監督ルールの策定や銀行の健全なリスク管理指針の確立等に積極的な貢献を行っている。

4. 性格

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を国際的に整合性のある形で行うための環境整備に資するものとして、世界各国において幅広く取り入れられている。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

バーゼル委員会は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、 以下のような課題を中心として、幅広く検討を行っている。

- ① バーゼルⅢの合意されたスケジュールに沿った実施
- ② システム上重要な金融機関に対する対応

2. バーゼルⅢの合意されたスケジュールに沿った実施

2008 年 9 月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革はG20 首脳レベルでの主要な課題となり、中でも、国際的に活動する銀行の自己資本及 び流動性に係る新たな規制基準の設定は、中核的課題とされた。

こうした流れの中、バーゼル委員会は、2009 年 12 月に市中協議文書として規制案を発表したのを皮切りに、包括的な定量的影響度調査を実施。その結果を踏まえ、2010 年 7 月と 9 月の 2 度にわたりバーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ会合(GHOS: Group of Governors and Heads of Supervision)が開催され、新たな規制基準の大枠について合意された。こうした新たな規制基準の大枠は、2010 年 11 月のソウル・サミットに報告・了承され、その詳細が、2010 年 12 月、「バーゼル皿テキスト」として公表された。

バーゼル皿テキストでは、①これまでの自己資本比率の最低水準の見直しと分子である自己資本の定義の見直し、分母におけるリスク捕捉の強化、②自己資本 比率規制の補完的指標としてのレバレッジ比率の導入、③流動性についての新し い枠組みの詳細等を定めている。

自己資本比率については、普通株式等 Tier1比率が従来の2%から、最低水準とバッファーで7%と大幅に水準が引き上げられた他、資本の算入要件についても厳格化が図られているが、その実施については、新規制への円滑な移行を確保する観点から、2013年1月から段階的に実施し、2019年より完全実施するスケジュールが国際的に合意されている。また、新たに導入されるレバレッジ比率及び流動性規制については、2011年からのモニタリング期間を経て詳細を議論している。

3. システム上重要な銀行に対する対応

システム上重要な金融機関(SIFIs: Systemically Important Financial Institutions)に対する規制・監督上の措置については、2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、「グローバルな」システム上重要な金融機関(G-SIFIs)への規制・監督上の措置の検討を先行することとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルにシステム上重要な銀行(G-S I Bs)の①特定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討されており、市中協議を経て2011年11月に規則文書が公表された。追加的資本上乗せ規制については、2016年1月から段階的に適用が開始され、2019年1月までに完全実施される予定である。

また、国内のシステム上重要な銀行(D-SIBs)に対する政策枠組みも検討されており、2012年6月に市中協議文書が公表された。

第2節 証券監督者国際機構(IOSCO)

I 概要

1. 沿革及び現状

- (1)証券監督者国際機構(IOSCO:International Organization of Securities Commissions)は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会員(Ordinary Member:証券規制当局)、準会員(Associate Member:その他当局)及び協力会員(Affiliate Member:自主規制機関等)あわせて203機関(2012年6月末現在)となっている。IOSCOの本部事務局は、マドリード(スペイン)に置かれている(1986年から2000年末まではモントリオール(カナダ))。
- (2) 我が国は、1988 年 11 月のメルボルン(オーストラリア)における第 13 回年 次総会で、当時の大蔵省が普通会員として I OS COに加盟した。現在は、金 融庁が、2000 年 7 月の発足と同時にそれまでの金融監督庁(準会員)及び大蔵 省(普通会員)の加盟地位を承継し、我が国からの普通会員となっている。そ の他、1993 年 10 月のメキシコ・シティー(メキシコ)における第 18 回年次総 会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌 している経済産業省及び農林水産省が準会員、東京証券取引所、大阪証券取引 所及び日本証券業協会が協力会員となっている。
- (3) IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2012年は5月に北京(中国)で開催された。次回は、ルクセンブルクで2013年9月に開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

2. 目的

- IOSCOは、以下の3つを目的としている(2010年6月年次総会において改正)。
- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システミック・リスク への対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力を行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること
- 3. 組織(資料22-2-1参照)
 - (1) 代表委員会 (Presidents Committee) 代表委員会は、すべての普通会員の代表者で構成され、年1回、年次総会

時に開催される。

(2) 代表理事会(IOSCO Board)

代表理事会は、2012 年 5 月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている(主な委員会等の活動状況については II 参照)。

代表理事会は、当庁を含む32当局で構成されており、北京総会において、 議長には金融庁 河野金融国際政策審議官が、副議長にはトルコ資本市場委 員会(CMB)アクギライ委員長及び米国証券取引委員会(SEC)タファ ラ国際部長がそれぞれ選任された。

<参考:代表理事会に統合された過去の主な会議体>

○ 理事会 (Executive Committee)

理事会は、主に定款の変更、予算・メンバーシップの承認など、組織運営上の必要な決定を行う会議体であり、専門委員会、新興市場委員会、各地域委員会の議長のほか、各地域委員会選出会員及び代表委員会により選出された9の普通会員で構成されていた。

〇 専門委員会 (Technical Committee)

専門委員会は、理事会により設置されたIOSCOの政策立案の中心となる機関であり、国際的な証券・先物取引に関する主要な規制上の課題を検討し、そうした課題に対する実務的な対応を調整することを目的としたものである。世界の中でも規模が大きく、より先進的かつ国際的な市場を監督する18の当局(当庁を含む)で構成されていた。

また、当庁の河野金融国際政策審議官は、2011 年4月のケープタウン総会において同委員会議長に選定され、2012 年5月の北京総会において代表理事会が設立されるまでの間、同委員会の議長を務めていた。

(3) 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会(APRC: Asia Pacific Regional Committee)に属しており、同委員会は、年2回程度開催されている。現在の議長は、インド証券取引委員会のシンハ委員長である。

4. IOSCOの性格

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている(ただし、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み(以下「IOSCO・MMOU」という)については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMOUへ署名(将来的な署名約束を含む)することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMOUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている)。

5. 我が国の対応

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。また、前記のとおり金融庁の河野金融国際政策審議官は、2011 年 4 月より専門委員会の議長を、2012 年 5 月からは代表理事会の議長を務めている(任期は 2013 年 3 月までを予定)。

Ⅱ 活動状況

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善(IOSCO・MMOUの推進)に重点を置いており、G20 首脳会合のマンデートを受け、シャドーバンキング、店頭デリバティブ規制、システミック・リスクの軽減、市場の健全性など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

また、G20 やFSB等の他の国際的なフォーラムへの協力も積極的に行っている。一例として、G20 の提言を踏まえ、支払決済システム委員会(CPSS)と共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関等の金融市場インフラに係る既存の基準の包括的な見直しを実施し、2012 年4月にこれらの国際基準を1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」を公表した。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する常設委員会は、多国間市場における証券の募集及び 上場に係る会計、監査及び開示に関する諸課題について検討を行っている。具体 的には、国際会計基準(IFRS)及び国際監査基準(ISA)等の整備・改善 作業をレビューするために、新たな基準の公開草案が公表される毎にコメント・ レターを発出しているほか、多国間で適用可能な開示のガイダンスの策定等を行っている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2011年10月には、G20の要請を受け、市場の健全性・効率性を促進し、高頻度取引(HFT: High Frequency Trading)及びアルゴリズム取引を含む最新の技術発展が金融システムにもたらすリスクを抑制するための提言を記載した報告書「技術革新が市場の健全性・効率性に及ぼす影響により生じる規制上の課題」を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、クロスボーダーの環境下にある市場仲介者に関する規制監督上の諸課題について検討を行っている。①市場仲介者の自己資本に係る基準、②複雑な金融商品の販売時における適合性原則の適用、③投資家教育等について議論を行っており、2012 年2月には、「複雑な金融商品の販売に関する適合性要件」と題する市中協議報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国 当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、 情報交換に関する非協力的な国・地域の当局との対話や、クロスボーダー取引に おけるデジタル化された証拠の利用に関するベストプラクティスなどについて議 論を行っている。

また、Committee 4と同時で開催されるIOSCO・MMOUの審査グループ (SG) において、MMOU署名申請当局の審査を行っている。SGでは、2013年1月1日までにIOSCO・MMOUのB署名当局(審査基準を満たさなかった当局)が通常のIOSCO・MMOUの署名当局となることを目指し、集中的な作業を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキームの諸課題について検討を行っている。また、シャドーバンキングに係る議論において、FSBの要請に基づき、MM F規制に関する政策提言を2012年秋までに行うべく議論を行っている。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。2012 年5月には、「信用格付会社:格付プロセスの公正性を確保するための内部統制と利益相反管理のための手続き」と題する市中協議報告書を公表した。

8. 商品先物市場に関する委員会 (Committee 7)

商品先物市場に関する委員会は、商品先物市場の透明性の向上等について検討を行っている。2010年11月のG20ソウル・サミットの要請を受け、2011年9月に「商品デリバティブ市場の規制・監督に関する原則」と題する報告書を公表した。

なお、当委員会は2011年9月の理事会において商品先物市場作業部会を常設化するとされたことを受けて設立された。

9. リスク・リサーチ常設委員会(SCRR)

リスク・リサーチ常設委員会は、証券当局がシステミック・リスクをモニター し軽減するための方法を検討している。2011 年 11 月の G20 カンヌ・サミットの 要請を受け、2012 年 6 月に CDS (クレジット・デフォルト・スワップ) 市場に関 する報告書を公表した。

10. アセスメント委員会 (Assessment Committee)

アセスメント委員会は、2011 年 9 月の理事会・専門委員会合同会合における合意に基づき設置されたものであり、IOSCO原則の実施等に関する議論を行っている。

11. 原則実施作業部会 (Implementation Task Force)

原則実施作業部会は、1998 年9月、証券市場規制の国際的ベンチマークである「証券規制の目的と原則」(いわゆるIOSCO原則)を、2003 年 10 月にはIOSCO原則の実施状況を評価するための方法である「評価メソドロジー」を策定した。現在は、原則を策定してからの市場の変化やIOSCOの成果を踏まえ、2010 年6月にIOSCO原則の改訂版を公表したほか、2011 年9月には同原則に基づく「評価メソドロジー」の改訂版を公表した。

Ⅲ その他

1. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、 証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の 情報交換が不可欠である。

我が国は、これまで中国 (1997 年)、シンガポール (2001 年)、米国 (2002 年)、オーストラリア (2004 年)、香港 (2005 年) 及びニュージーランド (2006 年) との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。なお、2006 年 1 月には米国との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に 2006 年 5 月、IOSCO・MMOUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008 年 2 月に署名当局となった。2012 年 6 月末現在、86 カ国の証券当局が IOSCO・MMOUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

2. IOSCO理事会・専門委員会合同会合等の東京開催

2012 年2月には、IOSCO理事会・専門委員会合同会合を東京で開催した。 また、これに併せて、日本証券業協会及び株式会社東京証券取引所グループの協力を得て、国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」を開催した。

第3節 保険監督者国際機構(IAIS)

I 概要

1. 名称

保険監督者国際機構

(I A I S: International Association of Insurance Supervisors)

2. 設立およびその目的

1994年に以下の目的のために設立された。

- ① 効果的かつ国際的に整合的な保険監督の促進
- ② 世界の金融安定への貢献
- ③ 国際保険監督基準の策定及びその実施の促進
- 4 保険監督者間の協調の促進
- ⑤ 他の金融分野の監督機関との連携 等

3. 構成

- ① メンバー:各国・地域の保険監督当局等(150)
- ② オブザーバー:保険会社や業界団体、国際機関等(134)

(2012年6月現在)

4. 組織(資料22-3-1参照)

年次総会において、新たな監督原則、基準、指針等が採択される他、年に4回 開催される執行委員会において、主要な決定が行われる。

(1) 執行委員会

ピーター・ブラウミューラー議長(オーストリア金融市場機構 保険年金金融監督局長)、早﨑保浩 副議長(金融庁総務企画局参事官(国際担当) (2012年6月現在))。年4回開催。

主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した 24 の国・地域(北米: 5、西欧: 5、アジア: 5、オセアニア: 1、中南米: 2、アフリカ: 1、中東: 2、中東欧: 1、オフショア: 2) から構成されている。我が国は、1998 年よりメンバーとして参加している。

(2) 専門委員会

モニカ・メッヘラー議長 (スイス連邦金融市場監督機構 副議長)。年3回 程度開催。

執行委員会の下で監督基準の策定等を所掌しており、我が国も、メンバー として参加している。

専門委員会の下には7つの小委員会があり、それぞれ監督原則、基準、指

針の策定にあたっている。

(3)金融安定委員会

ピーター・ブラウミューラー議長。執行委員会の下でFSB対応など金融 安定に関する議論等を行っており、我が国もメンバーとして参加している。 また、同委員会内の作業グループ「スペシャリスト・グループ」(議長は、 早崎保浩 金融庁総務企画局参事官(国際担当)(2012年6月現在))におい ては、グローバルにシステム上重要な保険会社の選定手法の策定などを行っ ている。

- (4) その他の委員会等:監督基準の実施に関する議論を行う実施委員会等3つの委員会のほか、実施委員会の下で監督上の協力やピア・レビュー等を行なう3つの小委員会、監督上の実務について意見交換を行う監督者フォーラムがある。
- (5) 事務局(局長:河合美宏 氏、副局長2名、事務局員21名(2012年6月現在)):局員のうち2名は我が国ODAの枠組みにより派遣された日本人専門家である(本枠組みによる派遣は、2002年4月より開始)。所在地は、スイスバーゼル(国際決済銀行内)。

5. 我が国の対応

金融庁は、現在、執行委員会と専門委員会以外に、金融安定委員会、ソルベンシー小委員会、保険グループ小委員会、ガバナンス・コンプライアンス小委員会、会計・監査小委員会等の主要な小委員会等に主要メンバーとして積極的に参画している。

Ⅱ 活動状況

1. 金融危機を踏まえた対応

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年7月、「国際的に活動する保険グループの監督のための共通枠組み(ComFrame : Common Framework)」の策定を開始した。具体的には、国際的に活動する保険グループに適用されるソルベンシー基準やリスク管理基準、監督上の協力に関する基準等の策定作業が行われている。2011年7月に第一次案を市中協議に付し、2012年6月現在、同市中協議において寄せられた意見等を踏まえ、第二次案の策定を行っている。

また、金融安定委員会では、FSB等における議論を受け、保険セクターにおけるシステミック・リスクの分析やマクロプルデンシャル・サーベイランス・ツールの検討などを行っている。特にシステム上重要な金融機関(G-SIFIs)については、金融安定委員会に置かれたスペシャリスト・グループで選定基準等

の議論やデータ収集作業等が進められてきており、2012 年5月、「グローバルにシステム上重要な保険会社の選定手法」を市中協議に付したところ。

2. 保険監督原則、基準、指針の策定

各国の保険監督制度や監督経験を踏まえて、国際的な保険監督水準の向上のために監督原則、基準、指針を策定している。2011 年 10 月、これまでに策定した原則等の見直しを行うとともに、クロスボーダー監督に関する新たな原則を策定し、改訂版保険基本原則(Insurance Core Principles)として採択された。

3. 保険監督原則、基準、指針実施のための技術支援

新興市場国の保険監督の水準向上を図るため、地域セミナーの開催や研修教材の作成を行っている。我が国は、これらの活動を支援するための専門家を雇用する費用等をIAISに拠出するなどの積極的な協力を行っている。

第4節 ジョイント・フォーラム

I 概要

ジョイント・フォーラム (Joint Forum) は、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、証券監督者国際機構 (IOSCO) 及び保険監督者国際機構 (IAIS) の 16 カ国・地域の代表者により構成され、金融コングロマリットの監督上の諸問題や、銀行・証券・保険の各分野にまたがる監督上の諸問題を検討している。金融コングロマリットの国際的な業務展開や金融各分野の業態区分の不鮮明化により、各国監督当局の業態横断的な情報交換や連携強化の必要性が一層高まりつつあったことから、我が国は発足時 (1996 年) から本会合に参画してきている (現在は、金融庁、日本銀行が参加)。

Ⅱ 活動状況

ジョイント・フォーラムは、年3回本会合を開催するとともに、個別テーマにつき作業部会を設置して活動を行っている。

2011 事務年度に開催された本会合は以下のとおり。

- ①2011 年 11 月 ベルリン本会合
- ②2012 年 2 月 マイアミ本会合
- ③2012 年6月 アムステルダム本会合

2011 事務年度については、「金融コングロマリット監督原則」の改訂に関し、2011 年 12 月 19 日から 2012 年 3 月 16 日まで市中協議が行われ、現在最終化に向けた作業が続けられている。加えて、販売時の開示規制、モーゲージ保険等に関する作業が行われている。

第23章 金融に関するその他の国際的フォーラム

マクロ経済に対する金融セクターの安全性の重要性が増していること等から、前章に述べた規制監督当局により構成される国際的フォーラム以外においても金融に関する検討が活発化している。また、WTO等の場における金融サービス貿易の自由化交渉も行われている。金融庁は、我が国の立場を反映させるとともに、国際的な金融システムの安定化及び金融サービス貿易の自由化等に資するため、こうしたフォーラムに積極的に参加している。

第1節 国際通貨基金(IMF)

I 概要

国際通貨基金(IMF: International Monetary Fund)は、1944 年7月、米国ブレトン・ウッズにおいて開催された連合国通貨金融会議において調印されたIMF協定に基づき、1946 年3月に設立された国際機関である。その目的は、①通貨に関する国際協力を促進すること、②為替の安定を促進すること、③加盟国の国際収支不均衡を是正させるため基金の一般資金を一時的に加盟国に利用させること等である。本部所在地は、ワシントンD. C.、専務理事はラガルド元フランス経済・財政・産業大臣である。最高意思決定機関は総務会(全加盟国の大臣級からなる)であり、原則として年1回総会を開催するが、通常業務については、我が国任命理事を含め、24名の理事からなる理事会が意思決定機関となっている。

Ⅱ 活動状況

1. IMF4条協議

IMFはIMF協定第4条に基づき、年1回加盟国に対して、調査専門スタッフを中心とするミッションを派遣した上で、当該国の経済状態、経済・金融政策等に関する報告書を作成し、理事会で討議を行っている。我が国に対する協議については、通常毎年夏に理事会が開催され、その結果がPIN(Public Information Notice)として発表されるとともに、理事会で検討された4条協議報告書が公表されている。

2012年の当庁との協議では、主にIMF・FSAP(後述)の取組みについて 意見交換が行われた。当庁はIMFに対し、我が国の金融セクターの状況や当庁 の施策等について説明・議論を行い、我が国金融セクターの状況・課題が適切に 理解されるよう努めている。

2. IMF·FSAP(金融セクター評価プログラム)

IMF・FSAPは、IMFや監督当局等の専門家が、IMF加盟国の金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況や金融システム安定性の評価を行い、結果

を公表するもの。金融安定理事会(FSB)では、国際基準の遵守に向けた取組みの一環として、メンバー国は5年毎のFSAP実施にコミットしている。また、IMFでは、システム上重要な金融セクターを有する国(日本を含む25カ国)について、FSAPを5年ごとに実施することが義務化された(ソウル・サミットで承認)。

我が国では、前回FSAPの評価結果は2003年9月に公表された。我が国は、2011年初めにFSAPアップデートの実施を行うことを決定した後、2度のFSAPミッションを受け入れた。現在は今後の結果公表に向けてIMFとの間で議論を続けている。

3. その他 I M F の刊行物 (WEO、G F S R 等)

通常年2回刊行される「世界経済見通し(WEO: World Economic Outlook)」及び「国際金融安定性報告書」(GFSR: Global Financial Stability Report)においては、世界の金融システムの状況や政策対応に関する記述がなされている。近年では、欧州債務危機の影響を受けた今後の世界経済の見通しや欧州銀行に生じる損失額の推計、金融市場の安定化に向けてとるべき政策対応等が示され、注目を集めている。

第2節 経済協力開発機構(OECD)

I 概要

米国による戦後の欧州復興支援策であるマーシャルプランの受入機関として設立された欧州経済協力機構(OEEC:Organization for European Economic Co-operation)が、欧州と北米が対等のパートナーとして自由主義経済の発展のために協力を行う機構として発展的に改組され、1961 年に経済協力開発機構(OECD:Organization for Economic Co-operation and Development)が設立された。その目的は、①経済成長、②開発、③貿易の成長・拡大への貢献であり、現在、日本(1964 年加盟)を含む31 カ国が加盟している。事務総長はグリア(2006 年~、メキシコ人)。

Ⅱ 活動状況

1. 閣僚理事会

OECDの年間の活動報告がなされるとともに、次年度の活動について討議される。通例、日本からは外務省、経済産業省、内閣府等から関係閣僚が出席。

- 2. 経済開発検討委員会(EDRC: Economic and Development Review Committee) OECD加盟各国等の経済情勢、経済政策全般について、定期的に国別相互審査と望ましい政策の勧告を行っている。審査は、加盟31カ国及び重要な非加盟国について、1年半~2年に1回程度行われており、金融セクターについての分析も含まれる。我が国については、直近では2011年4月に対日経済審査報告書が公表された。
- 3. 経済政策委員会(EPC: Economic Policy Committee)

OECD事務局の責任において、加盟各国の経済情勢を評価した上で、経済見通し(OECD Economic Outlook)を検討・公表するとともに、必要な経済政策の勧告を行っている(年2回)。

4. その他の委員会等

保険委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、金融資本市場委員会(CMF: Committee on Financial Markets)等があり、それぞれテーマに応じた分析や情報交換が行われている。最近では、ソウル・サミットの合意を受けて消費者保護に関する原則が策定された。

5. OECDを通じた金融庁によるアジア新興市場国への知的支援 OECDでは、非加盟国の金融セクター改革等の知的支援を行っているが、金融庁では2008年度よりOECD事務局に職員を派遣するとともに、ODA予算の 拠出により、アジア新興市場国の金融セクター改革等の知的支援を行っている。

第3節 世界貿易機関(WTO)

I 概要

世界貿易機関(WTO: World Trade Organization)は1995年に設立された国際機関であり、貿易ルールの決定、貿易に関する国際紛争の解決を目的とする。事務局はジュネーブにあり、155カ国が加盟している(2012年6月時点)。最高意思決定機関たる閣僚会議は少なくとも2年に1回開催されるが、通常は、全加盟国の代表により構成される一般理事会が任務を遂行している。金融を含むサービス分野に関するルールは、WTO設立協定の不可分の一部であるGATS(General Agreement on Trade in Services)に規定されている。GATSは、最恵国待遇(MFN)を原則とし、各国の「約束表」に記載されている分野について、市場アクセス(他の加盟国のサービス及びサービス提供者に対し、参入制限等をしないこと)及び内国民待遇(内外無差別)を保障する義務を負う等の枠組みを定めている。

Ⅱ 活動状況(金融サービス分野)

1. 金融サービス交渉の構図

2000 年 2 月に開始されたサービス分野の自由化交渉において、各国は自由化リクエストを交換し、オファーの改善を求めて二国間交渉を行ってきた。交渉は、四極(日、米、加、EC)を中心とした自由化推進派が新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対して、金融サービス自由化を促す構図となっている。

2. リクエスト・オファー交渉

我が国は、業界の要望事項等を踏まえて作成された初期リクエスト(2002年6月)、改訂リクエスト(2005年2月)に基づいて、各国と二国間交渉を行ってきた。リクエストの主な内容は外資規制等の市場参入制限や内外差別的な規制の改善を求めるものである。また、各国からのリクエストや二国間協議での議論を踏まえ、我が国は初期オファー(2003年3月)、改訂オファー(2005年6月)を提出した。

3. 共同リクエストの提出と金融プルリ交渉

2005 年 12 月に開催された第6回閣僚会議(於:香港)において、従来の交渉に明確な方向性を与えるために、二国間交渉に加えて、サービスの各分野(金融含む)において「プルリ交渉」の開始が合意された。

<参考>プルリ交渉

特定の国に対し、複数の国が共同で分野別の自由化リクエストを提出し、複数国間(リクエスト側及び被リクエスト側)で自由化交渉を行う交渉。

プルリ交渉のベースとして、自由化推進派の国(日、米、EU、加、豪、ノルウェー等)が主要な新興市場国(中国、インド、ブラジル、ASEAN等)に対し、金融分野におけるリクエストを2006年2月末に共同で提出した(我が国の従来のリクエストの内容に概ね沿ったもの)。

2006 年から現在まで4回金融プルリ会合が開催され、我が国を含めたリクエスト側からの共同リクエストに関する説明に加えて、各国からオファーの自己評価やオファー改善の可能性につき議論が行われた。また、我が国は金融プルリ会合の前後等に二国間交渉を行った。上記プルリ会合では、参加国が一同に会してオファー改善に関する方針を互いに説明しており、オファーの出し惜しみやフリーライドを防ぐ効果が期待されていた。

4. ドーハ・ラウンド交渉の中断と再開

2006年7月に交渉が一旦中断した後、調整が続けられ、2007年1月に交渉再開が合意された。その後、4回の金融プルリ交渉を行った他、高級実務者レベルを含め二国間協議を行った。また、金融サービスを含めたサービス分野につき、2008年2月に議長報告書、5月に改訂議長報告書が発出された。2008年7月、モダリティ合意を目指して閣僚会合が開催されたが、農業及び非農産品の市場アクセス(NAMA: Non-Agriculture Market Access)交渉において合意に達せず、サービス交渉も含め、ラウンド交渉は決裂した。その後、2011年は2月、3月、4月、6月、9月、10月の計6回、2012年は6月までに3月、6月の計2回、WTOサービス・クラスター会合が開催され、来るべき本格的な市場アクセス交渉再開に備え各国とのバイ協議等サービス交渉における分野別の議論が行われた。

第4節 経済連携協定(EPA)

I 概要

経済連携協定(EPA: Economic Partnership Agreement)は、経済関係の深い 二国間あるいは地域間での国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の 自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的 としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は、主に世界貿易機関(WT O)が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国 が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間乃至地域間での貿易自由化交渉に取 り組んでいる。

我が国は、既にシンガポール(2002年11月発効、その後2007年9月改正議定書発効)、メキシコ(2005年4月発効)、マレーシア(2006年7月発効)、チリ(2007年9月発効)、タイ(2007年11月発効)、インドネシア(2008年7月発効)、ブルネイ(2008年7月発効)、フィリピン(2008年12月発効)、ASEAN全体(2008年12月発効)、ベトナム(2009年10月発効)、スイス(2009年9月発効)、インド(2011年8月発効)及びペルー(2012年3月発効)との間で既にEPAが発効している。現在、オーストラリア及びモンゴルとの間でEPA交渉を行っている(韓国との交渉は2004年以降中断中、湾岸協力理事会(GCC)諸国との交渉は2009年以降中断中)(資料23-4-1参照)。2012年3月、カナダとの間でEPA交渉のためのプロセス開始に合意している。2012年5月、EUとの間でEPA交渉の範囲を定めるスコーピング作業が終了した。同月、日中韓サミットにて、三首脳は、年内のFTA交渉開始を合意し、6月に東京で準備会合が開催された。

Ⅱ 活動状況

当庁は、アジア諸国の重要性や我が国市場との緊密性を踏まえ、金融サービス自由化交渉に積極的に取り組んできている。自由化交渉においては、金融機関の海外進出や更なる業務展開のための環境を改善することを目指し、外国資本の出資比率制限、新規免許発給制限等、金融機関が他国へ進出する際の規制の撤廃あるいは緩和を求め、金融セクターの自由化を促している。また、規制の内容や運用の不透明性は、金融機関のビジネスを萎縮させる効果があるため、相手国金融規制当局との間で、透明性の向上についても積極的に議論を行ってきている。

さらに、相互に進出している金融機関の監督や両国・地域の金融市場の発展に向けた関係の強化を目指し、金融当局の協力や対話の枠組みを設定することにも積極的に取り組んできている。これまで金融規制当局間の関係が確立されていなかった相手国との間で、EPA発効後も対話を継続する枠組みを設けたことは重要な成果であり、幹部職員や中堅職員など様々なレベルを通じてコミュニケーションを深め、規制監督当局間の連携を強化してきている(具体的には、シンガポール、マレーシア、フィリピン、タイ、チリ、インドネシア、ベトナム、インド及びスイスとのE

PAの下で、金融当局間の対話を行う枠組みを設け、金融機関の相互進出の促進や 資本市場の整備の方策等について相手国の規制監督当局と議論を行っている)。

第5節 金融活動作業部会(FATF)

I 概要

1. 金融活動作業部会(FATF)

金融活動作業部会(FATF: Financial Action Task Force on Money Laundering)は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年7月のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間機関であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年9月の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金供与対策にも取り組んでいる。

メンバーは、OECD加盟国を中心に、現在34カ国・2地域が参加(下記参照)。 FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、 その活動内容と存続の要否が見直される。現在は、2012年4月のFATF大臣会 合での承認により、2020年までの活動期間延長が決定されている。

参加国·地域(2012年6月30日現在)

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、香港・中国、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、ロシア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国、欧州委員会(EC)、湾岸協力理事会(GCC)

FATFの主な役割は、以下のとおり。

- ①マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準 (FATF 勧告)の策定及び見直し
- ② FATF参加国間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非参加国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究
- 2.「40の勧告」及び「9の特別勧告」から「40の勧告」への改訂(FATF勧告) 国際基準であるFATF勧告は、マネー・ローンダリング対策の基本的枠組み 「40の勧告」及びテロリズムとテロ行為に対する資金供与対策の基本的枠組み 「9の特別勧告」により構成されてきた。第4次相互審査に向けて、現行の「40 の勧告」と「9の特別勧告」の改訂作業が行われ、現行勧告を統合・整理し、双 方の対策をカバーする改訂「40の勧告」として2012年2月のFATF全体会合 において採択・公表された。

3. FATF相互審査

FATF勧告遵守状況に関し、FATF参加国間にて相互審査を実施しており、 その審査報告書は、FATF全体会合での議論を経て採択される。

被審査国は、相互審査において不合格(勧告が履行されていない、又は履行が不 十分)と評価されたFATF勧告について、重要勧告(FATF勧告のうち特に重 要とされる 16 の勧告) が合格と評価されるまで、不合格項目全てのフォローアップ 実施状況をFATFに対し継続的に報告する必要がある(初回は相互審査から2年 後、その後は原則として1年毎に報告)。

4. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に非協力的な国・地域の特定 FATF勧告の遵守が不十分な国・地域(FATFメンバーに限らない)に対 して是正措置を求めるなど、非協力的な国・地域に関する問題はFATF作業部 会ICRG (International Cooperation Review Group) が取り扱っている。

FATFは、2007年10月以降、ICRGプロセスを経て特定された非協力的な国・地域に関し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に重大な戦略上の欠陥があること等、金融機関にリスクの認識を促す旨の声明を発出している。

Ⅱ 活動状況

1. FATF第3次相互審查

FATF勧告の遵守状況に関する我が国の第3次相互審査は、2008 年に実施され、全49 勧告中25 勧告において履行の不備が指摘された。審査から2年後にあたるFA TF2010 年 10 月会合において、我が国対応の進捗について第1回フォローアップ報告を行った。本事務年度は、2011年10月に第2回フォローアップ報告、2012年6月に第3回フォローアップ報告を行った。

2. FATF第4次相互審査基準の改訂

2009 年 10 月のFATF全体会合での採択に基づき、第 4 次相互審査基準の改訂作業は、第 3 次相互審査基準におけるFATF勧告履行以上の様々な問題点を踏まえ開始された。2011 事務年度においては、2011 年 9 月、10 月、2012 年 1 月、2 月、4 月、6 月に作業部会が開催され、議論がなされてきたところ、2012 年 2 月のFATF全体会合において改訂FATF勧告が採択・公表された。FATFでは、この改訂勧告に基づき、2013 年後半以降、加盟国・地域の審査を順次実施する予定となっている。

FATF第4次相互審査基準の主要改訂ポイントは、リスクベース・アプローチの強化、法人、信託、電信送金システムに関する透明性の向上、国際協力体制の強化等である。

3. マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策における非協力的な国・地域の 特定

2009 年4月のロンドン・サミットにおけるG20 からの要請に基づき、4つの地域(アフリカ/中東、米州、アジア/太平洋、欧州/ユーラシア)毎の分析グループを設立し、非協力国・地域の特定作業を開始した。2009 年9月のG20 ピッツバーグ・サミットにおいて、FATFは非協力国・地域特定のための手続き、各国のFATF勧告遵守状況の概観等について報告を行った。

2011 事務年度においては、2011 年 10 月の声明により、引き続き、対抗措置の適用対象国としてイラン及び北朝鮮が特定、対抗措置適用対象外のカテゴリーとして、エチオピア、キューバ、ケニア、シリア、ボリビア、ミャンマー、スリランカ、トルコに加え、新たにナイジェリア、サントメ・プリンシペが追加された。また、2012 年 2 月の声明により、上記の対抗措置適用対象外のカテゴリーにガーナ、インドネシア、パキスタン、タンザニア、タイが追加、更に 2012 年 6 月の声明により、同カテゴリーにエクアドル、ベトナム、イエメンが追加となった。

第24章 海外当局との関係

I 金融監督者間の2国間連携強化

金融取引のグローバル化の進展に応じて、国際的に高度な金融取引を展開する金融機関の検査・監督を適切に行っていくためには、海外の金融監督当局等との連携を強化していくことが極めて重要である。ベター・レギュレーションにおける海外当局との連携強化の方針を踏まえ、個別案件ごとに連絡を取り合っているほか、定期的に金融監督当局等との協議を行い、各国金融セクターの現状や国際的な市場動向、規制・監督上の重要事項等について意見交換を実施している。

(最近の主な金融協議等)

- 2011年 3月 日米経済調和対話(東京)
- 2011年 3月 第9回日中経済パートナーシップ協議(東京)
- 2011年 3月 日ベトナム金融作業部会の立ち上げに向けた準備会合(ハノイ)
- 2011 年 4月 日インド金融協議 (ムンバイ・デリー)
- 2011 年 6月 日韓金融協議 (ソウル)
- 2011年 6月 日中金融協議(北京)
- 2011 年 6月 日米証券市場対話(東京)
- 2011 年 12 月 日中韓金融監督当局ハイレベル会合・金融監督協力セミナー(海南)
- 2012年 2月 日中金融協力合同作業部会(北京)
- 2012 年 6月 日中金融協力合同作業部会(東京)
- 2012年 6月 日中韓金融監督当局ハイレベル会合・金融監督協力セミナー(済州)

Ⅱ アジアとの連携強化

金融協議、実態調査、研修等を通じたアジア諸国の金融当局との協力体制の構築および意見交換により、日本の制度や金融危機の経験の共有という形でアジア域内の金融・資本市場の整備に貢献するとともに、日系金融機関のアジア進出促進のための金融緩和要望を提起している。

1. アジア諸国の金融・資本市場に関する実態調査等

我が国の金融・資本市場に関する実態調査等を実施。アジア諸国に対する電子記録債権の の金融・資本市場に関する実態調査等を実施。アジア諸国に対する電子記録債権の 日本型モデルの普及を目的とした実態調査(ベトナム・カンボジア・インドネシア を対象とした現地調査)、中国の開示制度に関する委託調査(中国の非上場企業の会 計・監査制度や、中国の個人・法人に課されている中国内の対外投資規制等に関す る実態調査)、ベトナム資本市場の現状に関する実態調査(財政・金融分野における 知的支援を検討するための現地資本市場の実態調査)、及び店頭デリバティブ市場の 現状に関する実態調査(外資系金融機関のアジア拠点となっていることが多い香 港・シンガポールの現状について実態調査)を行った。

これらの金融行政に関わる分野について、専門性が高く行政実務にも有益な調査を実施することにより、今後の金融行政の参考となる分析結果を得ることができた。

2. アジア諸国への規制緩和要望

我が国経済の持続的な成長及び我が国のプレゼンス強化を図るため、アジア諸国における金融分野の一層の開放・規制緩和の実現を目指し、あらゆるレベルで累次の機会をとらえて要望を積極的に提出した。その結果、中国やインドにおいて金融分野の開放・規制緩和に進捗がみられた。

中国については、外資系保険会社に対する自動車損害賠償責任保険の開放(2012年2月)や適格外国機関投資家(QFII)の投資枠拡大(投資枠の総額を300億ドルから800億ドルへ拡大)(2012年4月)が実現した。更に2011年12月の首脳会談での合意を踏まえ、事務レベルの「日中金融市場発展のための合同作業部会」が立ち上げられた(金融庁は財務省、日銀とともに参加。現地日系企業・邦銀による対外借入の拡大等を要望。)。

インドについては、2011 年 12 月の首脳会談において、デリー・ムンバイ産業大動脈構想 (DMIC) 関連の投資促進のため金融規制緩和について提起し、インド側が省庁間協議を立ち上げて規制緩和を検討する旨約束 (2012 年 2 月に発足)。また、2012 年 4 月の日印閣僚級経済対話の際に改めて要望伝達を行っている。

3. 国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」

2012年2月には、アジア諸国の統合等をテーマとする国際コンファレンスを東京で開催した。国内外の金融当局等政府関係者を含む35カ国・545人が参加し、市場参加者及び規制当局間の協力強化に繋がった。

4. 金融庁の技術支援の取組み

近年、金融の国際化・一体化が急速に進展する中、我が国と緊密な関係を有する アジアの新興市場国の金融システムの健全な発展は、我が国を含む国際金融システムの安定性の向上において一層重要となっていることから、金融行政担当者を対象 とした研修や各種セミナー等を中心に技術支援の実施を通じたアジアの新興市場国 の金融当局の能力向上や人材育成に積極的に取り組んでいる。

(最近の研修等実績) ※金融庁主催分のみ

2012年2月 保険監督者セミナー

2012 年 3 月 証券監督者セミナー (東京セミナー)

2012年3月 銀行監督者セミナー(銀行監督セミナー)

Ⅲ その他

1. ボルカー・ルール

2011 年 10 月、米国 4 当局(OCC:通貨監督庁、FRB:連邦準備制度理事会、FDIC:連邦預金保険公社、SEC:証券取引委員会)は、ボルカー・ルール(案)の市中協議文書を公表した。

ボルカー・ルール(案)は、米国外の金融グループの米国外拠点に対する広範な 域外適用の規定を含んでおり、世界の金融市場や金融機関の流動性・安定性に対し て悪影響をもたらす懸念があることから、2011 年 12 月、金融庁及び日本銀行は、 域外適用の緩和や日本国債の適用除外を要請するコメント・レターを米国4当局に 発出した。

2. 米国外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)

2010年3月、米国において、米国民等による海外口座を使った租税回避を防止するため、米国外の金融機関に対して、米国民等が保有する口座の情報を米国政府に提供するよう求める外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)が成立した。

2012年6月、金融庁、財務省及び国税庁は、米国の財務省とともに、我が国を含む各国の金融機関がFATCAに対応するために生じる様々な課題について、既存の日米租税条約や我が国の国内法を活用することで解決するための政府間協力の枠組みに関する共同声明を公表した。